

青森市地域防災計画の修正（案）

【凡例】 赤～防災基本計画の修正
 青～青森県地域防災計画の修正
 緑～市の防災対策の見直し等

1 総則・災害予防計画編

修正前	修正後	備考								
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第5節 青森市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>青森市及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに関係する指定地方行政機関等の業務の大綱は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="73 549 952 911"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地方行政機関 青森地方気象台</td> <td> 1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2. 気象、地象及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第6節 青森市の防災組織</p> <p>第2. 青森市災害対策本部等</p> <p>青森市の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるため応急措置を円滑かつ的確に講ずる必要があると認めるときは、市長は、青森市災害対策本部等を設置し、青森市防災会議と緊密な連絡のもとに災害予防対策及び災害応急対策を実施するものとする。</p> <p>なお、青森市災害対策本部を設置したときは、青森県災害対策本部に報告するものとする。</p>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	指定地方行政機関 青森地方気象台	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2. 気象、地象及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第5節 青森市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>青森市及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに関係する指定地方行政機関等の業務の大綱は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1014 549 1915 911"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地方行政機関 青森地方気象台</td> <td> 1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第6節 青森市の防災組織</p> <p>（削除）</p>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	指定地方行政機関 青森地方気象台	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること	<p>・市町村地域防災計画修正の手引きを参考に修正</p> <p>・風水害等対策編、地震・津波対策編に同様の記載があるため削除</p>
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱									
指定地方行政機関 青森地方気象台	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2. 気象、地象及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱									
指定地方行政機関 青森地方気象台	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること									

修正前						修正後						備考
第7節 青森市の自然的・社会的条件						第7節 青森市の自然的・社会的条件						・記載内容の更新
3. 河川及び湖沼						3. 河川及び湖沼						
○湖沼						○湖沼						
【青森地区】			平成 25 年 4 月 1 日現在			【青森地区】			令和 5 年 11 月 1 日現在			
名称	位置	面積 (km ²)	名称	位置	面積 (km ²)	名称	位置	面積 (km ²)	名称	位置	面積 (km ²)	
野木和湖	羽白	0.11	第1海辺溜池	三内	0.01	野木和湖	羽白	0.11	第1根ッ子堤	六枝橋	0.01	
大堤	西田沢	0.12	板野堤	羽白	0.03	大堤	西田沢	0.12	板野堤	羽白	0.03	
小館ため池	小館	0.01	仁八堤	三内	0.01	小館ため池	小館	0.01	仁八堤	三内	0.01	
牛蒡畑堤	諏訪沢	0.03	笹森沼	石江	0.03	牛蒡畑堤	諏訪沢	0.03	笹森沼	石江	0.03	
山城ため池	後潟	0.01	イカマリ3号	岩渡	0.01	山城ため池	後潟	0.01	イカマリ3号	岩渡	0.01	
西田沢堤	西田沢	0.01	蛭谷1号溜池	浅虫	0.01	西田沢堤	西田沢	0.01	蛭谷1号溜池	浅虫	0.01	
勘七ため池	二股	0.01	幸畑貯水池	幸畑	0.01	勘七ため池	二股	0.01	幸畑貯水池	幸畑	0.01	
孫堤	飛鳥	0.01	小谷1号溜池	大谷	0.01	孫堤	西田沢	0.01	幸畑貯水池	幸畑	0.01	
左堰堤	左堰	0.01	小金沢ダム	駒込	0.03	左堰堤	左堰	0.01	小谷1号溜池	大谷	0.01	
矢田ため池	矢田	0.01	丸山3号溜池	三内	0.01	矢田ため池	矢田	0.01	小金沢ダム	駒込	0.03	
笹橋ため池	内真部	0.01	平岡2号溜池	三内	0.01	笹橋ため池	内真部	0.01	丸山3号溜池	三内	0.01	
そでの堤	奥内	0.01	新堤	三内	0.01	そでの堤	奥内	0.01	新堤	三内	0.01	
田家堤1号	奥内	0.02	専次郎堤	西田沢	0.01	田家堤1号	奥内	0.02	専次郎堤	西田沢	0.01	
石河原堤	諏訪沢	0.01	上堤2号溜池	新城	0.14	石河原堤	諏訪沢	0.01	上堤2号溜池	新城	0.14	
田家堤2号	奥内	0.02	又八堤	羽白	0.01	田家堤2号	奥内	0.02	又八堤	羽白	0.01	
第1下堤	岡町	0.01	丸山1号溜池	細越	0.01	第1下堤	岡町	0.01	丸山1号溜池	細越	0.01	
磯部1号	四戸橋	0.01	二股1号溜池	二股	0.01	磯部1号	四戸橋	0.01	二股1号溜池	二股	0.01	
伝助堤	駒込	0.01	山下ため池	宮田	0.03	伝助堤	駒込	0.01	山下ため池	宮田	0.03	
金浜ため池	金浜	0.01	万十郎堤	四戸橋	0.01	金浜ため池	金浜	0.01	万十郎堤	四戸橋	0.01	

修正前						修正後						備考
【浪岡地区】			平成 25 年 4 月 1 日現在			【浪岡地区】			令和 5 年 11 月 1 日現在			・ 記載内容の更新
名称	位置	面積 (ha)	名称	位置	面積 (ha)	名称	位置	面積 (ha)	名称	位置	面積 (ha)	
八見沢堤	大釈迦	0.002	工藤池(2)	杉沢	0.001	八見沢堤	大釈迦	0.002	次郎兵衛溜池(2)	杉沢	0.001	
丸山堤	大釈迦	0.003	次郎兵衛溜池(2)	杉沢	0.001	丸山堤	大釈迦	0.003	次郎兵衛溜池(3)	杉沢	0.018	
後藤堤	大釈迦	0.001	次郎兵衛溜池(3)	杉沢	0.018	後藤堤	大釈迦	0.001	小坂橋ため池(1)	五本松	0.018	
新谷堤	大釈迦	0.001	小坂橋堤(1)	五本松	0.018	籾ヶ沢溜池(1)	徳才子	0.004	小坂橋堤(2)	五本松	0.001	
籾ヶ沢溜池(1)	徳才子	0.004	小坂橋堤(2)	五本松	0.001	籾ヶ沢溜池(2)	徳才子	0.004	小坂橋ため池(3)	五本松	0.001	
籾ヶ沢溜池(2)	徳才子	0.004	小坂橋堤(3)	五本松	0.001	籾ヶ沢溜池(3)	徳才子	0.002	小坂橋堤	松山	0.005	
六万溜池(上)	徳才子	0.001	小坂橋堤	松山	0.005	六万溜池(中)	徳才子	0.001	六万溜池(中)	徳才子	0.001	
六万溜池(中)	徳才子	0.001	山田堤(1)	羽黒平	0.001	六万溜池(下)	徳才子	0.001	山田堤(2)	羽黒平	0.001	
六万溜池(下)	徳才子	0.001	山田堤(2)	羽黒平	0.001	カマタ堤	長沼	0.001	豊次郎堤	羽黒平	0.001	
カマタ堤	長沼	0.001	豊次郎堤	羽黒平	0.001	私沢溜池	長沼	0.003	長笠溜池(1)	花岡	0.002	
私沢溜池	長沼	0.003	長笠溜池(1)	花岡	0.002	小沢溜池(1)	長沼	0.006	長笠溜池(1)	花岡	0.001	
小沢溜池(1)	長沼	0.006	長笠溜池(1)	花岡	0.001	小沢溜池(2)	長沼	0.003	新溜池	銀	0.02	
小沢溜池(2)	長沼	0.003	新溜池	銀	0.02	大沢溜池(1)	長沼	0.005	長溜池	銀	0.009	
大沢溜池(1)	長沼	0.005	長溜池	銀	0.009	大沢溜池(2)	長沼	0.006	六郎溜池	銀	0.005	
大沢溜池(2)	長沼	0.006	六郎溜池	銀	0.005	大堤	高屋敷	0.02	本郷第1溜池	本郷	0.001	
大堤	高屋敷	0.02	葦溜池	銀	0.008	宇之助溜池	高屋敷	0.023	葦溜池	銀	0.008	
勘助堤	高屋敷	0.001	ザル溜池	銀	0.028	スネム堤	杉沢	0.001	ザル溜池	銀	0.028	
宇之助溜池	高屋敷	0.023	甚助溜池	樽沢	0.002	志根無堤	杉沢	0.001	甚助溜池	樽沢	0.002	
スネム堤	杉沢	0.001	対馬溜池	樽沢	0.006	山下溜池(1)	杉沢	0.011	対馬溜池	樽沢	0.006	
志根無堤	杉沢	0.011	宝溜池	樽沢	0.035	山下溜池(2)	杉沢	0.003	宝溜池	樽沢	0.035	
山下溜池(1)	杉沢	0.003	熊沢溜池	吉野田	0.104	すずめ上堤	杉沢	0.002	熊沢溜池	吉野田	0.104	
すずめ上堤	杉沢	0.002	三太溜池	吉野田	0.118	大板橋溜池	杉沢	0.004	三太溜池	吉野田	0.118	
大板橋溜池	杉沢	0.004	吉野田新溜池	吉野田	0.128	大板橋溜池(2)	杉沢	0.015	吉野田新溜池	吉野田	0.128	
大板橋溜池(2)	杉沢	0.015	すずめっこ溜池	吉野田	0.001	大板橋溜池(3)	杉沢	0.013	すずめっこ溜池	吉野田	0.001	
大板橋溜池(3)	杉沢	0.013	姥溜池	下石川	0.051	惣衛門堤(1)	杉沢	0.021	姥溜池	下石川	0.051	
惣衛門堤(1)	杉沢	0.021	すずめ倉堤	北中野	0.009	惣衛門堤(2)	杉沢	0.003	又坂溜池	本郷	0.003	
惣衛門堤(2)	杉沢	0.003	又坂溜池	本郷	0.003	工藤池(1)	杉沢	0.001	金左衛門溜池	下石川	0.043	
工藤池(1)	杉沢	0.001	浅沢堤	本郷	0.004							

修正前

5. 道路等

【年次別道路延長舗装率の推移】(道路維持課)

各年4月1日現在

年次		区分						
		S60	H2	H7	H13	H17	H25	
国	路線数	4	4	4	6	6	6	
	延長(m)	42,428	42,829	46,069	145,720	145,720	143,256	
	舗装	延長(m)	42,428	42,829	141,447	46,069	141,447	143,256
		率(%)	100	100	97.1	100	97.1	100
県	路線数	21	20	21	28	28	29	
	延長(m)	249,723	246,186	254,300	232,725	232,725	237,245	
	舗装	延長(m)	185,304	196,262	209,118	235,479	209,118	213,638
		率(%)	74.2	79.7	89.9	88.8	89.9	90.0
市	路線数	3,134	3,785	4,073	5,939	5,939	6,293	
	延長(m)	963,687	997,351	1,052,489	1,808,283	1,808,283	1,839,634.7	
	舗装	延長(m)	639,326	760,553	1,093,016	921,583	1,093,106	1,218,597.3
		率(%)	66.3	76.2	60.4	80.6	60.4	66.2

※1. 平成13年度までは旧青森市のみのデータである。
 ※2. 舗装率には簡易舗装を含む

修正後

5. 道路等

【年次別道路延長舗装率の推移】(道路維持課)

各年4月1日現在

年次		区分						
		H2	H7	H13	H17	H25	R5	
国	路線数	4	4	6	6	6	7	
	延長(m)	42,829	46,069	145,720	145,720	143,256	141,098	
	舗装	延長(m)	42,829	141,447	46,069	141,447	143,256	141,098
		率(%)	100	97.1	100	97.1	100	100
県	路線数	20	21	28	28	29	24	
	延長(m)	246,186	254,300	232,725	232,725	237,245	218,588	
	舗装	延長(m)	196,262	209,118	235,479	209,118	213,638	194,981
		率(%)	79.7	89.9	88.8	89.9	90.0	89.2
市	路線数	3,785	4,073	5,939	5,939	6,293	6,552	
	延長(m)	997,351	1,052,489	1,808,283	1,808,283	1,839,634.7	1,872,821.7	
	舗装	延長(m)	760,553	1,093,016	921,583	1,093,106	1,218,597.3	1,275,804.9
		率(%)	76.2	80.4	80.6	60.4	66.2	68.1

※1. 平成13年度までは旧青森市のみのデータである
 ※2. 舗装率には簡易舗装を含む

備考

・記載内容の更新

修正前

【各年の気象状況】（観測地点：青森地方気象台 資料：気象庁ホームページ）

年	気温			湿度		降水量			風			日照
	平均	極		平均	最小	総量	日量最大	起日	最大風速	風向	起日	総量
		最高	最低									
H元	℃	℃	℃	%	%	mm	mm	月	m/s		月	hr
1	10.9	34.1	-9.0	73	18	1,094.5	47.5	9.18	12.5	WSW	4.17	1,614.2
2	11.7	32.6	-10.4	73	17	1,289.5	95.0	9.20	18.7	ESE	12.1	1,756.8
3	10.8	31.3	-10.9	74	15	1,223.0	36.5	2.16	29.0	S W	9.28	1,631.1
4	10.5	32.5	-6.7	75	18	1,028.0	36.0	8.9	15.7	W	4.9	1,593.6
5	10.0	33.8	-7.9	74	17	1,094.5	68.5	7.28	16.2	W	4.27	1,531.4
6	11.1	36.7	-9.6	73	16	1,010.0	36.5	8.2	15.1	WNW	2.22	1,720.3
7	10.7	33.9	-9.8	75	20	1,231.0	36.0	5.22	16.7	W	11.8	1,534.2
8	9.9	33.6	-10.5	75	17	1,087.0	34.0	5.9	14.2	WNW	5.3	1,527.0
9	10.7	34.8	-8.2	74	9	1,212.0	38.0	8.9	16.5	W	3.90	1,485.9
10	10.7	31.0	-9.2	77	15	1,605.5	93.0	8.28	19.5	SW	10.18	1,553.9
11	10.9	36.6	-9.7	78	17	1,636.0	139.5	10.28	17.6	NE	10.28	1,609.3
12	10.7	34.2	-10.1	75	14	1,406.0	133.5	7.25	16.8	WNW	12.24	1,508.0
13	9.9	31.3	-10.5	73	13	1,400.5	74.0	9.11	18.0	W	2.3	1,580.6
14	10.5	33.6	-8.9	72	13	1,525.5	94.0	8.11	17.9	WSW	10.2	1,461.0
15	10.2	31.5	-8.6	73	9	1,311.0	51.5	8.9	18.9	SW	9.13	1,516.1
16	11.3	34.8	-7.4	72	9	1,435.5	112.0	9.30	19.9	SW	9.8	1,523.1
17	10.1	34.0	-7.8	77	13	1,626.5	89.5	9.14	15.1	WNW	2.23	1,489.1
18	10.2	33.1	-9.3	76	19	1,422.5	133.0	10.7	17.3	NE	12.27	1,464.6
19	11.1	34.6	-6.0	73	21	1,293.0	208.0	11.12	14.3	W	3.12	1,671.4
20	10.7	32.0	-7.0	74	15	1,085.0	40.5	7.22	15.7	SW	2.23	1,642.4
21	10.6	31.8	-8.9	74	10	1,459.5	58.5	10.8	20.0	W	2.21	1,563.7
22	11.1	36.6	-8.6	75	15	1,570.0	48.5	7.10	15.7	WSW	4.14	1,465.0
23	10.6	35.6	-9.6	76	18	1,570.5	86.0	9.18	20.1	SW	12.4	1,541.9
24	10.5	36.1	-10.1	78	20	1,295.5	125.0	7.16	19.4	SSW	4.4	1,669.1
25	10.5	34.7	-8.0	76	23	1,664.0	136.0	9.16	17.3	NW	2.24	1,515.5
26	10.7	33.9	-10.9	75	13	1,483.5	118.0	8.6	16.3	WSW	11.3	1,735.0
27	11.5	36.5	-7.3	74	13	1,003.5	61.0	11.28	17.2	ESE	8.26	1,737.7
28	11.0	33.4	-7.0	76	15	1,389.5	74.5	8.17	18.7	SE	4.17	1,622.4
29	10.7	35.9	-8.1	75	20	1,388.0	63.0	8.24	16.3	WSW	9.18	1,659.6
30	11.0	34.0	-10.7	75	10	1,553.0	94.0	5.18	16.9	SSW	9.5	1,642.0
R元	11.4	35.5	-8.3	73	16	1,093.0	91.0	8.28	15.4	WSW	12.12	1,877.4
2	11.6	35.7	-7.4	76	18	1,417.0	64.0	7.11	16.6	SW	3.20	1,598.9
3	11.5	34.2	-7.9	76	17	1,382.5	62.5	8.25	19.4	NW	1.7	1,785.7

修正後

【各年の気象状況】（観測地点：青森地方気象台 資料：気象庁ホームページ）

年	気温			湿度		降水量			風			日照
	平均	極		平均	最小	総量	日量最大	起日	最大風速	風向	起日	総量
		最高	最低									
H元	℃	℃	℃	%	%	mm	mm	月	m/s		月	hr
1	10.9	34.1	-9.0	73	18	1,094.5	47.5	9.18	12.5	WSW	4.17	1,614.2
2	11.7	32.6	-10.4	73	17	1,289.5	95.0	9.20	18.7	ESE	12.1	1,756.8
3	10.8	31.3	-10.9	74	15	1,223.0	36.5	2.16	29.0	S W	9.28	1,631.1
4	10.5	32.5	-6.7	75	18	1,028.0	36.0	8.9	15.7	W	4.9	1,593.6
5	10.0	33.8	-7.9	74	17	1,094.5	68.5	7.28	16.2	W	4.27	1,531.4
6	11.1	36.7	-9.6	73	16	1,010.0	36.5	8.2	15.1	WNW	2.22	1,720.3
7	10.7	33.9	-9.8	75	20	1,231.0	36.0	5.22	16.7	W	11.8	1,534.2
8	9.9	33.6	-10.5	75	17	1,087.0	34.0	5.9	14.2	WNW	5.3	1,527.0
9	10.7	34.8	-8.2	74	9	1,212.0	38.0	8.9	16.5	W	3.90	1,485.9
10	10.7	31.0	-9.2	77	15	1,605.5	93.0	8.28	19.5	SW	10.18	1,553.9
11	10.9	36.6	-9.7	78	17	1,636.0	139.5	10.28	17.6	NE	10.28	1,609.3
12	10.7	34.2	-10.1	75	14	1,406.0	133.5	7.25	16.8	WNW	12.24	1,508.0
13	9.9	31.3	-10.5	73	13	1,400.5	74.0	9.11	18.0	W	2.3	1,580.6
14	10.5	33.6	-8.9	72	13	1,525.5	94.0	8.11	17.9	WSW	10.2	1,461.0
15	10.2	31.5	-8.6	73	9	1,311.0	51.5	8.9	18.9	SW	9.13	1,516.1
16	11.3	34.8	-7.4	72	9	1,435.5	112.0	9.30	19.9	SW	9.8	1,523.1
17	10.1	34.0	-7.8	77	13	1,626.5	89.5	9.14	15.1	WNW	2.23	1,489.1
18	10.2	33.1	-9.3	76	19	1,422.5	133.0	10.7	17.3	NE	12.27	1,464.6
19	11.1	34.6	-6.0	73	21	1,293.0	208.0	11.12	14.3	W	3.12	1,671.4
20	10.7	32.0	-7.0	74	15	1,085.0	40.5	7.22	15.7	SW	2.23	1,642.4
21	10.6	31.8	-8.9	74	10	1,459.5	58.5	10.8	20.0	W	2.21	1,563.7
22	11.1	36.6	-8.6	75	15	1,570.0	48.5	7.10	15.7	WSW	4.14	1,465.0
23	10.6	35.6	-9.6	76	18	1,570.5	86.0	9.18	20.1	SW	12.4	1,541.9
24	10.5	36.1	-10.1	78	20	1,295.5	125.0	7.16	19.4	SSW	4.4	1,669.1
25	10.5	34.7	-8.0	76	23	1,664.0	136.0	9.16	17.3	NW	2.24	1,515.5
26	10.7	33.9	-10.9	75	13	1,483.5	118.0	8.6	16.3	WSW	11.3	1,735.0
27	11.5	36.5	-7.3	74	13	1,003.5	61.0	11.28	17.2	ESE	8.26	1,737.7
28	11.0	33.4	-7.0	76	15	1,389.5	74.5	8.17	18.7	SE	4.17	1,622.4
29	10.7	35.9	-8.1	75	20	1,388.0	63.0	8.24	16.3	WSW	9.18	1,659.6
30	11.0	34.0	-10.7	75	10	1,553.0	94.0	5.18	16.9	SSW	9.5	1,642.0
R元	11.4	35.5	-8.3	73	16	1,093.0	91.0	8.28	15.4	WSW	12.12	1,877.4
2	11.6	35.7	-7.4	76	18	1,417.0	64.0	7.11	16.6	SW	3.20	1,598.9
3	11.5	34.2	-7.9	76	17	1,382.5	62.5	8.25	19.4	NW	1.7	1,785.7
4	11.3	34.8	-8.2	76	13	1,721.5	145.5	8.9	16.6	SW	5.4	1,772.1

備考

・記載内容の更新

修正前

年	日数				雪		地震						
	気温		雨		降雪量	最深積雪	有感	震度					
	≥30℃ (最高)	<0℃ (最高)	≥1mm	≥10mm				1	2	3	4	5弱	5強
H元	20	7	141	41	95	467	74	25	15	9	0	1	0
2	13	15	145	40	87	512	88	8	6	1	1	0	0
3	4	12	164	42	97	611	94	10	9	1	0	0	0
4	6	13	161	32	108	532	62	15	9	2	4	0	0
5	1	7	150	30	109	443	43	21	15	3	1	2	0
6	30	21	158	29	112	710	96	33	18	12	1	1	1
7	13	15	177	40	112	708	93	39	28	8	2	1	0
8	9	23	164	33	119	766	120	18	14	4	0	0	0
9	9	7	166	42	109	500	82	18	14	4	0	0	0
10	4	27	156	42	89	569	93	7	2	5	0	0	0
11	32	20	165	51	120	1,033	147	11	8	3	0	0	0
12	17	20	177	45	117	763	87	14	11	1	2	0	0
13	5	39	161	50	114	1,027	154	8	4	2	2	0	0
14	6	17	172	43	104	722	128	16	11	4	1	0	0
15	2	15	157	40	112	794	82	29	19	7	1	2	0
16	16	13	165	49	99	518	79	17	13	3	1	0	0
17	12	29	179	54	114	1,043	178	17	11	5	1	0	0
18	14	24	158	43	118	592	148	11	9	2	0	0	0
19	21	5	151	39	107	335	58	13	9	4	0	0	0
20	4	19	146	34	106	426	82	17	9	5	3	0	0
21	4	14	162	43	101	444	63	9	4	4	1	0	0
22	33	16	167	49	111	521	98	15	7	7	1	0	0
23	23	26	176	54	109	639	130	156	85	58	10	3	0
24	30	37	173	35	125	761	152	31	17	9	4	1	0
25	19	28	164	50	116	697	142	20	13	6	1	0	0
26	16	26	158	52	110	630	87	23	13	7	3	0	0
27	14	13	131	36	102	576	123	26	16	7	3	0	0
28	13	12	170	41	95	556	107	23	15	7	1	0	0
29	15	17	172	40	114	474	56	15	12	2	1	0	0
30	22	21	172	46	117	659	110	24	16	6	2	0	0
R元	26	12	140	32	108	546	97	16	7	6	3	0	0
2	22	14	159	49	46	264	38	14	7	6	1	0	0
3	18	29	152	42	106	488	129	19	12	4	3	0	0

(注) 平成8年10月から震度5及び6はそれぞれ5強、5弱、6強、6弱に分割。

修正後

年	日数				雪		地震						
	気温		雨		降雪量	最深積雪	有感	震度					
	≥30℃ (最高)	<0℃ (最高)	≥1mm	≥10mm				1	2	3	4	5弱	5強
H元	20	7	141	41	95	467	74	25	15	9	0	1	0
2	13	15	145	40	87	512	88	8	6	1	1	0	0
3	4	12	164	42	97	611	94	10	9	1	0	0	0
4	6	13	161	32	108	532	62	15	9	2	4	0	0
5	1	7	150	30	109	443	43	21	15	3	1	2	0
6	30	21	158	29	112	710	96	33	18	12	1	1	1
7	13	15	177	40	112	708	93	39	28	8	2	1	0
8	9	23	164	33	119	766	120	18	14	4	0	0	0
9	9	7	166	42	109	500	82	18	14	4	0	0	0
10	4	27	156	42	89	569	93	7	2	5	0	0	0
11	32	20	165	51	120	1,033	147	11	8	3	0	0	0
12	17	20	177	45	117	763	87	14	11	1	2	0	0
13	5	39	161	50	114	1,027	154	8	4	2	2	0	0
14	6	17	172	43	104	722	128	16	11	4	1	0	0
15	2	15	157	40	112	794	82	29	19	7	1	2	0
16	16	13	165	49	99	518	79	17	13	3	1	0	0
17	12	29	179	54	114	1,043	178	17	11	5	1	0	0
18	14	24	158	43	118	592	148	11	9	2	0	0	0
19	21	5	151	39	107	335	58	13	9	4	0	0	0
20	4	19	146	34	106	426	82	17	9	5	3	0	0
21	4	14	162	43	101	444	63	9	4	4	1	0	0
22	33	16	167	49	111	521	98	15	7	7	1	0	0
23	23	26	176	54	109	639	130	156	85	58	10	3	0
24	30	37	173	35	125	761	152	31	17	9	4	1	0
25	19	28	164	50	116	697	142	20	13	6	1	0	0
26	16	26	158	52	110	630	87	23	13	7	3	0	0
27	14	13	131	36	102	576	123	26	16	7	3	0	0
28	13	12	170	41	95	556	107	23	15	7	1	0	0
29	15	17	172	40	114	474	56	15	12	2	1	0	0
30	22	21	172	46	117	659	110	24	16	6	2	0	0
R元	26	12	140	32	108	546	97	16	7	6	3	0	0
2	22	14	159	49	46	264	38	14	7	6	1	0	0
3	18	29	152	42	106	488	129	19	12	4	3	0	0
4	14	17	158	54	107	600	149	16	12	3	1	0	0

(注) 平成8年10月から震度5及び6はそれぞれ5強、5弱、6強、6弱に分割。

備考

・記載内容の更新

修正前	修正後	備考																												
	<p style="text-align: center;">第 1 1 節 地震・津波災害の想定</p> <p>第 3. 青森県の被害想定調査結果</p> <p>平成 24 年度～平成 25 年度（2012 年度～2013 年度）、平成 27 年度（2015 年度）及び令和 3 年度（2021 年度）に実施した県の調査によると、想定太平洋側海溝型地震、想定日本海側海溝型地震、想定内陸型地震のうち、概ね数百年に一度の頻度で発生する想定太平洋側海溝型地震が、最も被害が大きくかつ広域的に被害が発生するものと予想された。これら 3 つの被害想定調査結果を地震・津波対策の基礎資料として活用する。なお、将来発生しうる最大規模の地震が本調査の想定とまったく同じになるものとは限らないことに留意する必要がある。</p> <p>1. 青森県</p> <table border="1" data-bbox="1012 667 1915 949"> <thead> <tr> <th></th> <th>死者・負傷者数</th> <th>建物全半壊数</th> <th>津波第 1 波到達時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定太平洋側海溝型地震 (令和 3 年度調査)</td> <td>68,000 人</td> <td>197,000 棟</td> <td>6 分～200 分</td> </tr> <tr> <td>想定日本海側海溝型地震 (平成 27 年度調査)</td> <td>11,400 人</td> <td>53,000 棟</td> <td>6 分～ 30 分</td> </tr> <tr> <td>想定内陸型地震 (平成 24・25 年度調査)</td> <td>12,900 人</td> <td>64,000 棟</td> <td>1 分～ 5 分</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 青森市</p> <table border="1" data-bbox="1012 1066 1709 1353"> <thead> <tr> <th></th> <th>死者・負傷者数</th> <th>建物全半壊数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定太平洋側海溝型地震 (令和 3 年度調査)</td> <td>25,000 人</td> <td>47,000 棟</td> </tr> <tr> <td>想定日本海側海溝型地震 (平成 27 年度調査)</td> <td>720 人</td> <td>9,700 棟</td> </tr> <tr> <td>想定内陸型地震 (平成 24・25 年度調査)</td> <td>11,500 人</td> <td>53,000 棟</td> </tr> </tbody> </table>		死者・負傷者数	建物全半壊数	津波第 1 波到達時間	想定太平洋側海溝型地震 (令和 3 年度調査)	68,000 人	197,000 棟	6 分～200 分	想定日本海側海溝型地震 (平成 27 年度調査)	11,400 人	53,000 棟	6 分～ 30 分	想定内陸型地震 (平成 24・25 年度調査)	12,900 人	64,000 棟	1 分～ 5 分		死者・負傷者数	建物全半壊数	想定太平洋側海溝型地震 (令和 3 年度調査)	25,000 人	47,000 棟	想定日本海側海溝型地震 (平成 27 年度調査)	720 人	9,700 棟	想定内陸型地震 (平成 24・25 年度調査)	11,500 人	53,000 棟	<p>・県からの意見を踏まえ新たな被害想定を追加</p>
	死者・負傷者数	建物全半壊数	津波第 1 波到達時間																											
想定太平洋側海溝型地震 (令和 3 年度調査)	68,000 人	197,000 棟	6 分～200 分																											
想定日本海側海溝型地震 (平成 27 年度調査)	11,400 人	53,000 棟	6 分～ 30 分																											
想定内陸型地震 (平成 24・25 年度調査)	12,900 人	64,000 棟	1 分～ 5 分																											
	死者・負傷者数	建物全半壊数																												
想定太平洋側海溝型地震 (令和 3 年度調査)	25,000 人	47,000 棟																												
想定日本海側海溝型地震 (平成 27 年度調査)	720 人	9,700 棟																												
想定内陸型地震 (平成 24・25 年度調査)	11,500 人	53,000 棟																												

修正前	修正後	備考
<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画 第1部 防災意識の高揚 第1節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>第2. 市民に対する防災思想の普及</p> <p>(1) 青森市は、人的被害を軽減する方策として、住民一人ひとりの避難行動が基本となることを踏まえ、_____</p> <p>_____</p> <p>_____警戒レベル、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明及び_____自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）が避難の妨げになることなどの啓発活動を住民に対して行うほか、_____学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育を実施するものとする。</p> <p>なお、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。また、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、青森市全体としての防災意識の向上を推進する。</p> <p>なお、普及啓発_____方法及び内容は次による。</p> <p>②普及内容</p> <p>【地震・津波】</p> <p>・津波の第1波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第2波、第3波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震_____の発生の可能性など、津波の特性に関する情報</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画 第1部 防災意識の高揚 第1節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>第2. 市民に対する防災思想の普及</p> <p>(1) _____市は、人的被害を軽減する方策として、住民一人ひとりの避難行動が基本となることを踏まえ、<u>以下を実施する。</u></p> <p><u>・地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説</u></p> <p><u>・警戒レベル、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明_____</u></p> <p><u>・自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）が避難の妨げになることなどの啓発活動_____</u></p> <p><u>・学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育_____</u></p> <p>_____</p> <p>なお、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。また、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、青森市全体としての防災意識の向上を推進する。</p> <p><u>また、普及啓発_____方法及び内容は次による。</u></p> <p>②普及内容</p> <p>【地震・津波】</p> <p>・津波の第1波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第2波、第3波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、<u>火山噴火等による津波</u>の発生の可能性など、津波の特性に関する情報</p>	<p>・長周期地震動、後発地震の解説・伝達に係る修正</p> <p>・後発地震注意情報等の解説・伝達に係る修正</p> <p>・火山噴火等による津波の普及啓発に係る修正</p>

修正前	修正後	備考
<p>(3) 青森市は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう次の施策を講じる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p style="text-align: center;">第2部 救援・救護体制の整備</p> <p style="text-align: center;">第2節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>第3. 通信施設・設備等</p> <p>(1) 青森市及び各防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、青森県防災情報ネットワーク（IP電話・文書データ伝送）、衛星通信、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛生携帯電話、_____インターネット、電子メール等最新の情報関連技術の導入に努めるとともに、_____民間企業、報道機関、市民等からの情報など、多様な災害情報及び関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立する地域が生じるおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう努める。</p> <p>青森市は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</p>	<p>(3) _____市は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう次の施策を講じる。</p> <p><u>コ. 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第2部 救援・救護体制の整備</p> <p style="text-align: center;">第2節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>第3. 通信施設・設備等</p> <p>(1) _____市及び各防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、青森県防災情報ネットワーク（IP電話・文書データ伝送）、衛星通信、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛生携帯電話、<u>公共安全LTE（PS-LTE）、インターネット、電子メール等最新の情報関連技術の導入や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連絡体制の構築に努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。</u></p> <p><u>市等の防災関係機関は、</u>民間企業、報道機関、市民等からの情報など、多様な災害情報及び関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立する地域が生じるおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう努める。</p> <p>_____市は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</p>	<p>・適切な避難行動の促進に係る修正</p> <p>・防災情報のデータ連携のための環境整備及び災害対応業務のデジタル化の推進に係る修正</p>

修正前	修正後	備考
<p>青森市は、市民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、市町村防災行政用無線等情報伝達網及び全国瞬時警報システム（J－ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）を整備する。</p> <p>また、それぞれの通信施設等を防災構造化するなどの整備改善に努めるとともに、これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。さらに、無線設備や非常用電源の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を講じる。</p> <p>なお、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるように努める。</p> <p>第9. 広域防災拠点等</p> <p>大規模災害時に警察・消防・自衛隊等から派遣される要員のための活動拠点や救援物資搬送施設（二次物資拠点）等のための防災拠点を確保する。なお、他の被災市町村を支援する場合にも使用される広域防災拠点については、県との間で予め協定を締結する。</p> <p>※ 一次物資拠点は県が設置する広域物資輸送拠点 ※ 二次物資拠点は市町村が設置する地域内輸送拠点</p> <p>また、防災機能を有する道の駅_____を地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努める。</p>	<p>_____市は、市民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、市町村防災行政用無線等情報伝達網及び全国瞬時警報システム（J－ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）を整備する。</p> <p><u>なお、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災等に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じる。また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じる。</u></p> <p>また、それぞれの通信施設等を防災構造化するなどの整備改善に努めるとともに、これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。さらに、無線設備や非常用電源の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を講じる。</p> <p>なお、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるように努める。</p> <p>第9. 広域防災拠点等</p> <p>大規模災害時に警察・消防・自衛隊等から派遣される要員のための活動拠点や救援物資搬送施設（二次物資拠点）等のための防災拠点を確保する。なお、他の被災市町村を支援する場合にも使用される広域防災拠点については、県との間で予め協定を締結する。</p> <p>※ 一次物資拠点は県が設置する広域物資輸送拠点 ※ 二次物資拠点は市町村が設置する地域内輸送拠点</p> <p>また、防災機能を有する道の駅、<u>防災ステーション等</u>を地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努める。</p>	<p>・障がい者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進に係る修正</p> <p>・青森河川国道事務所からの意見による修正</p>

修正前	修正後	備考
<p>第10. その他施設・設備</p> <p>1. 重機類</p> <p>(1) 市は、被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な重機類を災害時に使用可能な状態としておくため、整備、点検又は民間事業者との連携等に努める。また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握及び関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定を締結するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</p> <p><u>さらに</u>、特に防災活動上必要な学校、公民館、道の駅などの公共施設等及び指定避難所（指定緊急避難場所に指定している施設を含む。）を定期的に点検する。</p> <p><u>また</u>、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4節 避難対策</p> <p>第1. 指定避難場所及び指定避難所の指定</p> <p>2. 指定避難所の指定</p> <p>カ. 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること</p>	<p>第10. その他施設・設備</p> <p>1. 重機類</p> <p>(1) 市は、被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な重機類を災害時に使用可能な状態としておくため、整備、点検又は民間事業者との連携等に努める。また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握及び関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定を締結するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</p> <p><u>市は</u>、特に防災活動上必要な学校、公民館、道の駅などの公共施設等及び指定避難所（指定緊急避難場所に指定している施設を含む。）を定期的に点検する。</p> <p><u>市は</u>、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p><u>市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第4節 避難対策</p> <p>第1. 指定避難場所及び指定避難所の指定</p> <p>2. 指定避難所の指定</p> <p>カ. 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること</p>	<p>・所有者不明土地に係る防災対策の推進に向けた修正</p>

修正前	修正後	備考
<p>4. 指定緊急避難場所の指定基準</p> <p>(2) 個別基準</p> <p>ウ. 高潮</p> <p>海岸付近において浸水被害が想定されることから、津波浸水想定区域外を安全区域とし、下記の _____ いずれかを満たす施設等を指定することとする。</p> <p>a. 津波防災地域づくりに関する法律に基づく、浸水想定区域外の施設等であること。</p> <p>b. 津波防災地域づくりに関する法律に基づく、浸水想定区域内に位置する場合、下記の①から②を満たす施設とする。</p> <p>①主な構造物は鉄骨（S）または鉄筋コンクリート（RC）もしくは鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）構造の施設であること。</p> <p>②浸水が想定される水位以上の高さに避難者の受け入れ場所が確保されること。</p> <p>第2. 指定避難所の整備等</p> <p>避難者の良好な生活環境を確保するため、指定避難所の施設・設備等を整備する。なお、要配慮者、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点への _____ 配慮 _____、家庭動物の同行避難に留意する。</p> <p>特に、性暴力やDV等の対象となりやすい女性及び子供等や、周囲の理解不足により偏見にさらされやすい性的マイノリティにとって安全・安心な避難所となるよう、施設・設備の配置等に十分配慮するものとする。また、警察、病院及び女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>また、各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家 _____ 等との定期的な情報交換 _____</p>	<p><u>特に、要配慮者に対しては円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めること</u></p> <p>4. 指定緊急避難場所の指定基準</p> <p>(2) 個別基準</p> <p>ウ. 高潮</p> <p>_____ 下記の a、b のいずれかを満たすもの _____ を指定することとする。</p> <p>a. <u>水防法</u> _____ に基づく、浸水想定区域外の施設等であること。</p> <p>b. <u>水防法</u> _____ に基づく、浸水想定区域内に位置する場合、下記の①から②を満たす施設とする。</p> <p>①主な構造物は鉄骨（S）または鉄筋コンクリート（RC）もしくは鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）構造の施設であること。</p> <p>②浸水が想定される水位以上の高さに避難者の受け入れ場所が確保されること。</p> <p>第2. 指定避難所の整備等</p> <p>避難者の良好な生活環境を確保するため、指定避難所の施設・設備等を整備する。なお、要配慮者、被災時の男女 _____ 双方及び性的マイノリティの視点 <u>に留意し、それぞれのニーズの違い等に配慮するとともに</u>、家庭動物の同行避難に留意する。</p> <p>特に、性暴力やDV等の対象となりやすい女性及び子供等や、周囲の理解不足により偏見にさらされやすい性的マイノリティにとって安全・安心な避難所となるよう、施設・設備の配置等に十分配慮するものとする。また、警察、病院及び女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>_____ 各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家 <u>、NPO・ボランティア</u> 等との定期的な情報交換 <u>や避難生活支援に関する</u></p>	<p>・要配慮者の情報取得等に係る修正</p> <p>・高潮浸水想定区域の指定に伴う修正</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・多様な主体と連携</p>

修正前	修正後	備考
<p>_____に努めるものとする。</p> <p>なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(1) 施設・設備の整備</p> <p>貯水槽、井戸、トイレ（仮設トイレ、マンホールトイレ、男女共用の多目的トイレを含む）、照明、_____換気設備、空調設備、通信設備等の整備に努める。また、停電対策のため、非常用電源の整備や、電力容量の拡大に努める。</p> <p>(2) 食料、飲料水、その他の資機材の整備</p> <p>避難生活に必要な食料、飲料水、携帯トイレ、仮設トイレ、生活必需物資、マット、簡易ベッド（段ボールベッドを含む）、間仕切り等の物資や、これらの物資の備蓄場所の確保に努める。また、テレビ、ラジオ等、避難者の災害情報の入手に資する機器等の整備に努める。_____</p> <p>_____</p> <p>第1.2. 広域一時滞在に係る避難・受入方法</p> <p>第1.3. その他</p>	<p><u>知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努めるものとする。</p> <p>なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(1) 施設・設備の整備</p> <p>貯水槽、井戸、トイレ（仮設トイレ、マンホールトイレ、男女共用の多目的トイレを含む）、照明、<u>ガス設備</u>、換気設備、空調設備、通信設備等の整備に努める。また、停電対策のため、非常用電源の整備や、電力容量の拡大に努める。</p> <p>(2) 食料、飲料水、その他の資機材の整備</p> <p>避難生活に必要な食料、飲料水、携帯トイレ、仮設トイレ、生活必需物資、マット、簡易ベッド（段ボールベッドを含む）、間仕切り等の物資や、これらの物資の備蓄場所の確保に努める。また、テレビ、ラジオ等、避難者の災害情報の入手に資する機器等の整備に努める。<u>また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第1.1. 被災者支援の仕組みの整備</p> <p><u>市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</u></p> <p>第1.2. 広域一時滞在に係る避難・受入方法</p> <p>第1.3. その他</p>	<p>した被災者支援に係る修正</p> <p>・避難所等における再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備に係る修正</p> <p>・災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備について追加</p>

修正前	修正後	備考
<p style="text-align: center;">第5節 文教対策</p> <p>第5. 文教施設の不燃堅ろう構造化__の促進</p> <p>文教施設及び設備等を災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅ろう構造化__を促進する。</p> <p>また、校地等の選定、造成に当たっては、防災上必要な措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">第4部 自治体・民間団体・企業・地域・ボランティア等との連携</p> <p style="text-align: center;">第2節 要配慮者等安全確保対策</p> <p>災害に備えて、地域住民の中でも特に配慮を要する要配慮者を保護するため、要配慮者利用施設の安全性の確保、要配慮者の支援体制の整備、避難誘導体制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等を行うものとする。</p> <p>その際、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>第1. 要配慮者利用施設の安全性の確保</p> <p>(1) <u>要配慮者利用施設の管理者は、施設の防災性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。</u></p> <p>(2) <u>要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。</u></p> <p>(3) <u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。</u></p> <p>また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、青森市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 文教対策</p> <p>第5. 文教施設の不燃堅ろう構造化等の促進</p> <p>文教施設及び設備等を災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅ろう構造化<u>等</u>を促進する。</p> <p>また、校地等の選定、造成に当たっては、防災上必要な措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">第4部 自治体・民間団体・企業・地域・ボランティア等との連携</p> <p style="text-align: center;">第2節 要配慮者等安全確保対策</p> <p>災害に備えて、地域住民の中でも特に配慮を要する要配慮者を保護するため、要配慮者<u>の支援体制の整備、避難行動要支援者名簿の作成及び運用、個別避難計画の作成及び運用、要配慮者利用施設の安全性の確保</u>等を行うものとする。</p> <p>その際、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>・県教育委員会からの意見による修正</p> <p>・県からの意見を踏まえた記載の適正化</p> <p>・市町村地域防災計画修正の手引きを参考に削除（全差替）</p>

修正前	修正後	備考
<p>第2. 要配慮者の支援体制の整備等</p> <p>(1) <u>青森市は、災害対策基本法に基づき、地域に居住する避難行動要支援者（災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者）の把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、青森市地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の通りとする。</u></p> <p><u>①満75歳以上の方だけからなる世帯の者（ただし、同じ世帯の他の方が75歳未満であっても避難行動要支援者である場合はこれを含む。）</u></p> <p><u>②介護保険法における要介護認定3～5の者</u></p> <p><u>③1級から3級までの身体障がい者の者（ただし、4級以下の者であっても避難行動に支援を要する場合はこれを含む。）</u></p> <p><u>④知的障がい者の者</u></p> <p><u>⑤精神障がい者の者</u></p> <p><u>⑥難病患者の者</u></p> <p><u>⑦その他、避難行動に支援を必要とする者（傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人等）</u></p> <p>(3) <u>(1)の名簿に記載する事項は次のとおりとする。</u></p> <p>ア. 氏名</p> <p>イ. 生年月日</p> <p>ウ. 性別</p> <p>エ. 住所又は居所</p> <p>オ. 電話番号その他の連絡先</p> <p>カ. 避難支援等を必要とする理由</p> <p>キ. その他避難支援等の実施に関して市長が必要と認める事項</p>		

修正前	修正後	備考
<p>(4) (1) の名簿を作成するにあたり、市長は、知事その他の関係機関に対して情報の提供を求めることができる。また、災害の発生に備え、同意が得られた又は条例で定めた避難行動要支援者に係る (1) の名簿を消防署、消防団、警察署、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等避難支援等の実施に携わる関係者に提供するものとする。この際、市長は、名簿を提供する関係者に対して、名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じるよう求める。</p> <p>(5) 青森市は、地域に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者一人ひとりに対応した支援計画を策定しておく。</p> <p>(6) 青森市は、避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(7) 青森市等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に市民に対して要配慮者の安全確保に関する普及啓発活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障がい者に配慮し、障害の内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。</p> <p>(8) 青森市等防災関係機関は、災害時の避難行動要支援者に係る避難支援等の災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施するものとする。</p> <p>(9) 青森市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p>		

修正前	修正後	備考
<p>第3. 要配慮者の情報伝達及び避難誘導体制等の整備等</p> <p>(1) <u>青森市は、避難支援等に携わる関係者として青森市地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>(2) <u>青森市は、避難行動要支援者名簿について、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</u></p> <p>(3) <u>青森市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</u></p> <p>(4) <u>青森市は、青森市地域防災計画に定めた消防機関、県警、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得ることにより、又は、条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p>		

修正前	修正後	備考
<p>(5) <u>青森市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p>(6) <u>青森市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u></p>		
<p>第4. 要配慮者利用施設における支援体制等の整備</p> <p>(1) <u>要配慮者利用施設の管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。</u></p> <p>(2) <u>要配慮者利用施設の管理者は、平時から市、防災関係機関、福祉関係者及び近隣住民等との連携を密にし、災害時における要配慮者の避難生活環境や避難誘導体制の整備を進める。</u></p> <p>(3) <u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、青森市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について青森市長に報告するものとする。</u></p> <p>(4) <u>県及び青森市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u></p>		
<p>第5. 応急仮設住宅供給における配慮</p> <p>青森市は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障がい者の優先的入居</p>		

修正前	修正後	備考
<p>及び高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。</p> <p>第6. 指定避難所における連絡体制等の整備</p> <p>要配慮者利用施設の管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。</p> <p>また、指定避難所における要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、指定避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等に努める。</p> <p>第7. 防災訓練における要配慮者への配慮</p> <p>防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。</p>	<p>第1. 要配慮者の支援体制の整備等</p> <p>(1) 要配慮者に関する防災知識の普及</p> <p>市及び防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に市民に対して要配慮者の安全確保に関する普及啓発活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障がい者に配慮し、障害の内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。</p> <p>(2) 高齢者の避難行動への理解促進</p> <p>市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p> <p>(3) 要配慮者の支援方策の検討</p>	<p>・市町村地域防災計画修正の手引きを参考に新規追加</p>

修正前	修正後	備考
	<p><u>市及び防災関係機関は、被災した要配慮者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。</u></p> <p><u>(4) 要配慮者に対する広域的な福祉支援ネットワークの構築</u></p> <p><u>青森県社会福祉協議会等関係団体（青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会構成団体）は、災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となった広域的な福祉支援ネットワークを構築し、要配慮者支援活動を行う災害福祉支援チーム（DCAT）のチーム員の養成を行うものとする。</u></p> <p><u>(5) 指定避難所における連絡体制等の整備</u></p> <p><u>市は、指定避難所における要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、指定避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等に努める。</u></p> <p><u>(6) 応急仮設住宅供給における配慮</u></p> <p><u>市は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障がい者の優先的入居及び高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮するものとする。</u></p> <p><u>(7) 防災訓練における要配慮者への配慮</u></p> <p><u>防災関係機関は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。</u></p> <p>第2. 避難行動要支援者名簿の作成及び運用</p> <p><u>(1) 名簿の作成</u></p> <p><u>市は、地域に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者の把握に努める。</u></p> <p><u>また、本計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するものと</u></p>	

修正前	修正後	備考
	<p><u>する。</u></p> <p><u>(2) 名簿の記載事項</u></p> <p><u>(1) の名簿に記載する事項は次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア. 氏名</u></p> <p><u>イ. 生年月日</u></p> <p><u>ウ. 性別</u></p> <p><u>エ. 住所又は居所</u></p> <p><u>オ. 電話番号その他の連絡先</u></p> <p><u>カ. 避難支援等を必要とする理由</u></p> <p><u>キ. その他避難支援等の実施に関して市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>(3) 名簿の作成方法・手順</u></p> <p><u>(1) の名簿を作成するための方法・手順は次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア. 名簿に登載する者の範囲は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>①満 75 歳以上の方だけからなる世帯の者（ただし、同じ世帯の他の方が 75 歳未満であっても避難行動要支援者である場合はこれに含む。）</u></p> <p><u>②1 級から 3 級までの身体障がい者（ただし、4 級以下の者であっても避難行動に支援を要する場合はこれに含む。）</u></p> <p><u>③知的障がい者</u></p> <p><u>④精神障がい者</u></p> <p><u>⑤介護保険法における要介護認定 3～5 の者</u></p> <p><u>⑥難病患者の者</u></p> <p><u>⑦その他、避難行動に支援を必要とする者（傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人等）</u></p> <p><u>イ. 名簿作成に関する関係課の役割は次のとおりである。</u></p> <p><u>福祉部福祉政策課：名簿の作成・修正</u></p> <p><u>市民部行政情報センター市民課：満 75 歳以上の方だけからなる世帯の者の情報の提供</u></p>	

修正前	修正後	備考
	<p><u>福祉部障がい者支援課：名簿の作成対象となる障がい者の情報の提供</u></p> <p><u>福祉部介護保険課：名簿の対象となる要介護認定3～5の者の情報の提供</u></p> <p><u>ウ、名簿作成に必要な情報の入手方法は次のとおりである。</u></p> <p><u>福祉政策課から名簿対象者データの保有課に対して利用申込書を提出し入手する。</u></p> <p><u>(4) 名簿の作成に当たっての情報提供の依頼</u></p> <p><u>(1) の名簿を作成するにあたり、市長は、知事その他の関係機関に対して情報の提供を求めることができる。</u></p> <p><u>(5) 関係機関への名簿の提供</u></p> <p><u>市は、本計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意がある場合、又は、条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>(6) 名簿の定期的な更新及び適切な管理</u></p> <p><u>市は、避難行動要支援者名簿について、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討する。その際、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>第3. 個別避難計画の作成及び運用</p> <p><u>(1) 計画の作成</u></p> <p><u>市は、本計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携</u></p>	

修正前	修正後	備考
	<p><u>わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u></p> <p><u>(2) 計画の定期的な更新及び適切な管理</u></p> <p><u>個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討する。その際、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 被災者支援業務の迅速化・効率化</u></p> <p><u>市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p><u>(4) 関係機関への計画の提供</u></p> <p><u>市は、本計画に定めるところにより、消防機関、県警、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合、又は、条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。</u></p> <p><u>(5) 計画に係る各種体制の整備</u></p> <p><u>市は、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>(6) 計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮</u></p> <p><u>市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者</u></p>	

修正前	修正後	備考
	<p><u>への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p><u>(7) 地区防災計画との整合</u></p> <p><u>市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>第4. 要配慮者利用施設の安全性の確保等</p> <p><u>(1) 安全性の確保</u></p> <p><u>要配慮者利用施設の管理者は、施設の防災性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。</u></p> <p><u>要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。</u></p> <p><u>(2) 計画の作成</u></p> <p><u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。</u></p> <p><u>また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。</u></p> <p><u>(3) 連絡体制の整備</u></p> <p><u>要配慮者利用施設の管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。</u></p> <p><u>(4) 平時からの連携</u></p> <p><u>要配慮者利用施設の管理者は、平時から市、防災関係機関、福祉関係者及び近隣住民等との連携を密にし、災害時における要配慮者の避難生活環境や避難誘導</u></p>	

修正前	修正後	備考
<p style="text-align: center;">第3節 防災ボランティア活動対策</p> <p>第6. 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>青森市等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部、青森市社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>青森市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、</p>	<p style="text-align: center;">第3節 防災ボランティア活動対策</p> <p>第6. 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>市等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部、青森市社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p> <p>市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、本計画等において、<u>災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、本計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。</u></p> <p>市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、<u>ボラン</u></p>	<p>・災害ボランティアセンター設置者との役割分担及び設置予定場所の明確化に係る</p>

修正前	修正後	備考
<p style="text-align: center;">研修 制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>青森市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5部 自然の保全と災害に強い都市整備</p> <p style="text-align: center;">第1節 防災事業</p> <p>第1. 地域保全事業</p> <p>1. 治山事業</p> <p>これまで山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図るため、治山事業に関する計画に基づき、保安施設事業及び地すべり防止事業が県において実施され、また小規模治山事業については、青森市において実施するなど、山地災害の未然防止を図ってきたところであるが、青森市には、いまだに山地災害危険地区、小規模山地崩壊危険地区、海岸侵食危険地区、なだれ危険箇所が存在しており、危険度の高い地区については、早急な防止対策が必要であり、かつ、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図ることが地元住民から強く望まれている。</p> <p>このため他事業との調整を図りつつ、その対策を計画的に推進するよう国、県に働きかける。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p style="text-align: center;"><u>ティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練</u>の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5部 自然の保全と災害に強い都市整備</p> <p style="text-align: center;">第1節 防災事業</p> <p>第1. 地域保全事業</p> <p>1. 治山事業</p> <p>これまで山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図るため、治山事業に関する計画に基づき、保安施設事業及び地すべり防止事業が県において実施され、また小規模治山事業については、市において実施するなど、山地災害の未然防止を図ってきたところであるが、市には、いまだに山地災害危険地区、小規模山地崩壊危険地区、海岸侵食危険地区、なだれ危険箇所が存在しており、危険度の高い地区については、早急な防止対策が必要であり、かつ、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図ることが地元住民から強く望まれている。</p> <p>このため他事業との調整を図りつつ、その対策を計画的に推進するよう国、県に働きかける。</p> <p style="text-align: center;"><u>また、溪流や山腹斜面を安定させるため、ハード対策（治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽、森林造成等による荒廃地、荒廃危険地等の整備）とソフト対策（山地災害危険区域に係る監視体制の強化、情報提供等）を一体的に実施する。さらに、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の</u></p>	<p>修正</p> <p>・山地災害のさらなる防災対策の推進に係る修正</p>

修正前	修正後	備考
<p>修正前</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>3. 河川防災対策事業</p> <p>4. 海岸防災対策事業</p> <p>5. 農地防災事業</p> <p>(2) ため池等整備事業</p> <p>エ. 地すべり対策事業</p> <p>第2. その他の防災事業</p> <p>5. 盛土による災害防止対策事業</p> <p>危険が確認された盛土について、_____各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとし、当該盛土について、必要に応じて、地域防災計画や避難情報の発令基準を見直すものとする。</p> <p>第4節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</p> <p>第5. 電気通信設備</p> <p>5. 大規模災害時の通信確保対策</p> <p>(1) 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。</p>	<p><u>推進により、山地災害の発生防止及び保安林の機能の強化推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。</u></p> <p>3. 河川_____事業</p> <p>4. 海岸<u>保全</u>_____事業</p> <p>5. 農地防災事業</p> <p>(2) ため池等整備事業</p> <p><u>エ. 地震時や大雨時におけるため池の点検結果や被害情報について、ため池防災支援システムにより、速やかな情報共有を図るものとする。</u></p> <p><u>(3) 地すべり対策事業</u></p> <p>第2. その他の防災事業</p> <p>5. 盛土による災害防止対策事業</p> <p>危険が確認された盛土について、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法などの</u>各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとし、当該盛土について、必要に応じて、地域防災計画や避難情報の発令基準を見直すものとする。</p> <p>第4節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</p> <p>第5. 電気通信設備</p> <p>5. 大規模災害時の通信確保対策</p> <p>(1) 災害時に備え、重要通信に関するデータベース<u>の整備、定期的な訓練等を通じた平常時からの連絡体制の構築を図る。</u></p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・災害時等のため池の点検結果等の迅速な共有について追加</p> <p>・危険盛土への是正指導に係る根拠法令を追加</p> <p>・平常時からの連絡体制の強化に係る修正</p>

修正前	修正後	備考
<p style="text-align: center;">第5節 交通施設対策</p> <p>第1. 道路・橋梁防災対策</p> <p>国・県・青森市は、災害時において避難路・緊急輸送ルートの確保を早期にかつ確実に図るため、道路の交通機能を拡充するとともに、次により道路、橋梁の耐震、耐浪性の強化及び防災施設の整備を図る。</p> <p>また、山間道路については、豪雨や台風による土砂崩れや落石等の災害を防止するため、法面処理工、落石防護工等を実施する。発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。</p> <p>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>無電柱化の推進に関する法律に基づく、道路事業等に合わせた電柱等の新設抑制及び既設撤去の推進等により、無電柱化の推進を図る。</u></p> <p style="text-align: center;">第7節 津波災害予防対策</p> <p>第3. 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備</p> <p>2. 避難指示等の発令基準の明確化</p> <p>市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、<u>_____</u> <u>_____</u>具体的な発令基準を設定するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 交通施設対策</p> <p>第1. 道路・橋梁防災対策</p> <p>国・県・<u>_____</u>市は、災害時において避難路・緊急輸送ルートの確保を早期にかつ確実に図るため、道路の交通機能を拡充するとともに、次により道路、橋梁の耐震、耐浪性の強化及び防災施設の整備を図る。</p> <p><u>緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>国（経済産業省、総務省）が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の推進を図る。</u></p> <p><u>_____山間道路については、豪雨や台風による土砂崩れや落石等の災害を防止するため、法面処理工、落石防護工等を実施する。</u></p> <p><u>発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7節 津波災害予防対策</p> <p>第3. 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備</p> <p>2. 避難指示等の発令基準の明確化</p> <p>市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、<u>津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、</u>具体的な発令基準を設定するものとする。</p>	<p>・道路防災対策による強靱で信頼性の高い道路網の整備に係る修正</p> <p>・無電柱化の促進に係る修正</p> <p>・記載の適正化（文末へ移動）</p> <p>・津波における避難指示の適切な発令に係る修正</p>

修正前	修正後	備考								
<p>3. 通報・通信手段の確保</p> <p>様々な環境下にある市民、要配慮者利用施設等の管理者等及び職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政用無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、携帯電話等（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、海浜地への津波警報伝達の浸透を図るため、サイレン、半鐘、_____</p> <p>_____広報車等の多様な手段を確保する。</p> <p style="text-align: center;">第10節 土砂災害予防対策</p> <p>第3. 土砂災害警戒情報の伝達及び避難指示等の発令基準</p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかけ_____る情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。（以下略）</p> <table border="1" data-bbox="73 927 974 1307"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル3】 高齢者等避難</td> <td> 1. 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布等避難開始が「警戒_____（赤）」（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2. 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3. 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） </td> </tr> </tbody> </table>	種別	基準	【警戒レベル3】 高齢者等避難	1. 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布等避難開始が「警戒_____（赤）」（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2. 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3. 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	<p>3. 通報・通信手段の確保</p> <p>様々な環境下にある市民、要配慮者利用施設等の管理者等及び職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政用無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、携帯電話等（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、海浜地への津波警報伝達の浸透を図るため、サイレン、半鐘、<u>赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）</u>、広報車等の多様な手段を確保する。</p> <p style="text-align: center;">第10節 土砂災害予防対策</p> <p>第3. 土砂災害警戒情報の伝達及び避難指示等の発令基準</p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市____長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけ<u>られる</u>情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。（以下略）</p> <table border="1" data-bbox="1014 927 1904 1307"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル3】 高齢者等避難</td> <td> 1. 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布_____が「警戒<u>高齢者等避難</u>（赤）」（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2. 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3. 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） </td> </tr> </tbody> </table>	種別	基準	【警戒レベル3】 高齢者等避難	1. 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布_____が「警戒 <u>高齢者等避難</u> （赤）」（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2. 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3. 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	<p>・気象台からの意見による修正</p> <p>・県からの意見を踏まえた記載の適正化</p> <p>・市町村地域防災計画修正の手引きを参考に修正</p>
種別	基準									
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1. 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布等避難開始が「警戒_____（赤）」（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2. 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3. 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）									
種別	基準									
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1. 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布_____が「警戒 <u>高齢者等避難</u> （赤）」（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2. 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3. 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）									

2 風水害等対策編

修正前	修正後	備考
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 青森市災害対策本部</p> <p>第2節 動員計画</p> <p>第3節 気象予報・警報等の発表及び伝達</p> <p>第4節 情報収集および被害等報告</p> <p>第5節 通信連絡</p> <p>第6節 災害広報・情報提供</p> <p>第7節 避難</p> <p>第8節 防災活動拠点施設の活用</p> <p>第9節 災害救助法の適用</p> <p>第10節 消防</p> <p>第11節 水防</p> <p>第12節 救出</p> <p>第13節 食料供給</p> <p>第14節 給水</p> <p>第15節 応急住宅供給</p> <p>第16節 遺体の捜索、処理、埋火葬</p> <p>第17節 障害物除去</p> <p>第18節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与</p> <p>第19節 医療、助産及び保健</p> <p>第20節 被災動物対策</p> <p>第21節 輸送対策</p> <p>第22節 労務供給</p> <p>第23節 防災ボランティア受入・支援対策</p> <p>第24節 防疫</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 青森市災害対策本部</p> <p>第2節 動員計画</p> <p>第3節 気象予報・警報等の発表及び伝達</p> <p>第4節 情報収集および被害等報告</p> <p>第5節 通信連絡</p> <p>第6節 災害広報・情報提供</p> <p>第7節 避難</p> <p>第8節 防災活動拠点施設の活用</p> <p>第9節 災害救助法の適用</p> <p>第10節 消防</p> <p>第11節 水防</p> <p>第12節 救出</p> <p>第13節 食料供給</p> <p>第14節 給水</p> <p>第15節 応急住宅供給</p> <p>第16節 遺体の捜索、処理、埋火葬</p> <p>第17節 障害物除去</p> <p>第18節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与</p> <p>第19節 医療、助産及び保健</p> <p>第20節 被災動物対策</p> <p>第21節 輸送対策</p> <p>第22節 労務供給</p> <p>第23節 防災ボランティア受入・支援対策</p> <p>第24節 防疫</p>	

修正前	修正後	備考
<p>第25節 廃棄物等処理及び環境汚染防止</p> <hr/> <p>第26節 金融機関対策</p> <p>第27節 文教対策</p> <p>第28節 警備対策</p> <p>第29節 交通対策</p> <p>第30節 電気・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</p> <p>第31節 石油燃料供給対策</p> <p>第32節 広域応援</p> <p>第33節 自衛隊災害派遣要請</p> <p>第34節 航空機運用</p>	<p>第25節 廃棄物等処理及び環境汚染防止</p> <p><u>第26節 被災宅地の危険度判定</u></p> <p>第27節 金融機関対策</p> <p>第28節 文教対策</p> <p>第29節 警備対策</p> <p>第30節 交通対策</p> <p>第31節 電気・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</p> <p>第32節 石油燃料供給対策</p> <p>第33節 広域応援</p> <p>第34節 自衛隊災害派遣要請</p> <p>第35節 航空機運用</p>	<p>・防災基本計画の修正による</p>

修正前	修正後	備考																
<p style="text-align: center;">第1章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 青森市災害対策本部</p> <p>第2. 青森市の防災組織</p> <p>1. 防災組織の区分</p> <p>青森市の防災組織は、次の区分による。</p> <table border="1" data-bbox="73 403 967 620"> <thead> <tr> <th>防災組織</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒対策本部</td> <td>青森市の地域内に各種警報が発表され、災害に対する警戒を強化する体制</td> </tr> <tr> <td>被害対策本部</td> <td>青森市の地域内の一部または特定の施設等に災害が発生し、関係部局間において被害対策を迅速かつ協力で推進する体制</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>青森市の地域内に広域的または甚大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、全庁をあげて災害応急対策を実施する体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 防災組織の設置・廃止</p> <p>防災組織は、次の基準により設置または廃止する。</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="73 847 967 1145"> <thead> <tr> <th>防災組織</th> <th>設 置 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒対策本部</td> <td>次の基準に該当し、かつ市長が必要と認めるとき。 i. 各種警報が発表されている状況下で、台風等が通過する公算が強 く、青森市の地域内に甚大な被害が発生するおそれがあるとき。 ii. その他青森市の地域内に甚大な被害が発生するおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>被害対策本部</td> <td>青森市の地域内の一部または特定の施設等に災害が発生し、被害対策を迅速かつ強力で推進する必要があると市長が認めるとき。</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>青森市の区域内に相当規模の災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 廃止基準</p> <p>市長は、災害が発生するおそれがなくなると認めるとき、または災害発生後における応急措置が完了したと認めるときは、本部を廃止する。</p> <p>3. 設置場所</p> <p>防災組織は、青森市本庁舎に設置する。ただし、本庁舎が被災し使用できない場合</p>	防災組織	内 容	警戒対策本部	青森市の地域内に各種警報が発表され、災害に対する警戒を強化する体制	被害対策本部	青森市の地域内の一部または特定の施設等に災害が発生し、関係部局間において被害対策を迅速かつ協力で推進する体制	災害対策本部	青森市の地域内に広域的または甚大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、全庁をあげて災害応急対策を実施する体制	防災組織	設 置 基 準	警戒対策本部	次の基準に該当し、かつ市長が必要と認めるとき。 i. 各種警報が発表されている状況下で、台風等が通過する公算が強 く、青森市の地域内に甚大な被害が発生するおそれがあるとき。 ii. その他青森市の地域内に甚大な被害が発生するおそれがあるとき。	被害対策本部	青森市の地域内の一部または特定の施設等に災害が発生し、被害対策を迅速かつ強力で推進する必要があると市長が認めるとき。	災害対策本部	青森市の区域内に相当規模の災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき。	<p style="text-align: center;">第1章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 青森市災害対策本部</p> <p>(削除)</p>	<p>・第2節動員計画の第2配備態勢及び市職員の動員計画に集約（P8）</p> <p>・第2. 防災組織の編成及び業務等</p>
防災組織	内 容																	
警戒対策本部	青森市の地域内に各種警報が発表され、災害に対する警戒を強化する体制																	
被害対策本部	青森市の地域内の一部または特定の施設等に災害が発生し、関係部局間において被害対策を迅速かつ協力で推進する体制																	
災害対策本部	青森市の地域内に広域的または甚大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、全庁をあげて災害応急対策を実施する体制																	
防災組織	設 置 基 準																	
警戒対策本部	次の基準に該当し、かつ市長が必要と認めるとき。 i. 各種警報が発表されている状況下で、台風等が通過する公算が強 く、青森市の地域内に甚大な被害が発生するおそれがあるとき。 ii. その他青森市の地域内に甚大な被害が発生するおそれがあるとき。																	
被害対策本部	青森市の地域内の一部または特定の施設等に災害が発生し、被害対策を迅速かつ強力で推進する必要があると市長が認めるとき。																	
災害対策本部	青森市の区域内に相当規模の災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき。																	

修正前

は、次の代替施設に設置するものとする。

設置順位	施設名称	設置室	所在地	電話番号	
1	青森市役所 本庁舎	庁 議 室	青森市中央一丁目 22-5	017-734-5059	
代替施設	1	青森市役所 駅前庁舎	研 修 室 (5 階)	青森市新町一丁目 3-7	017-734-1111
	2	青森地域広域事務組合 消防合同庁舎	会 議 室 (4 階)	青森市長島二丁目 1-1	017-775-0852
	3	青森市福祉増進センター	大会議室	青森市本町四丁目 1-3	017-723-1340

第3. 防災組織の編成及び業務等

1. 災害対策本部

修正後

第2. 防災組織の編成及び業務等

1. 災害対策本部

(4) 設置場所

防災組織は、青森市本庁舎に設置する。ただし、本庁舎が被災し使用できない場合は、次の代替施設に設置するものとする。

設置順位	施設名称	設置室	所在地	電話番号	
1	青森市役所 本庁舎	庁 議 室	青森市中央一丁目 22-5	017-734-5059	
代替施設	1	青森市役所 駅前庁舎	研 修 室 (5 階)	青森市新町一丁目 3-7	017-734-1111
	2	青森地域広域事務組合 消防合同庁舎	会 議 室 (4 階)	青森市長島二丁目 1-1	017-775-0852
	3	青森市福祉増進センター	大会議室	青森市本町四丁目 1-3	017-723-1340

備考

の「1. 災害対策本部」(4)へ移動

・第1節青森市災害対策本部の第2. 青森市の防災組織から移動

修正前	修正後	備考
<p>本部長及び危機管理監がともに不在のときは副市長が、本部長、危機管理監及び副市長が不在のときは総務部長が代理する。</p> <p>(5) <u>上記のほか、災害の規模、態様等に応じて警戒本部長が必要と認めるときは、部または班を追加する。</u></p> <p>(6) 警戒対策本部の事務及び分掌、警戒対策本部員会議については、警戒対策本部事務局については、災害対策本部に準じて行うものとする。</p> <p>3. 被害対策本部</p> <p>(1) <u>被害対策本部長</u> は、市長 _____ とし、<u>被害対策本部</u> の事務を総括する。</p> <p>(2) <u>被害対策副本部長</u> は、<u>危機管理監</u>、<u>副市長</u>及び<u>総務部長</u>とし、<u>被害対策本部長</u> を補佐する _____。</p> <p>(3) <u>被害対策本部長の職務を代理する順序は、本部長が不在のときは危機管理監が、本部長及び危機管理監不在のときは副市長が、本部長、危機管理監及び副市長が不在のときは総務部長が代理する。</u></p> <p>(4) <u>被害対策本部員</u> は、被害の規模、態様等に応じ被害対策本部長が指示した部の部長及び部長級の職員とし、所管する部の事務を総括する。</p> <p>(5) <u>被害対策本部の事務及び分掌、被害対策本部員会議、被害対策本部事務局につ</u></p>	<p>本部長及び危機管理監がともに不在のときは副市長が、本部長、危機管理監及び副市長が不在のときは総務部長が代理する。</p> <p>(削除)</p> <p>(5) 警戒対策本部の事務及び分掌、警戒対策本部員会議については、警戒対策本部事務局については、災害対策本部に準じて行うものとする。</p> <p><u>(6) 設置、廃止及び通知・公表</u></p> <p><u>ア. 設置基準</u></p> <p><u>第1章第2節「動員計画」の「第2 配備態勢及び市職員の動員計画」の「1. 配備態勢」の表中非常配備態勢1号の項に定めるとおり</u></p> <p><u>イ. 廃止基準</u></p> <p><u>災害発生のおそれがなくなると認めるとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき</u></p> <p><u>ウ. 設置及び廃止時の通知、公表</u></p> <p><u>警戒対策本部を設置したときは、必要に応じ通知および公表をする。</u></p> <p><u>警戒対策本部を廃止したときは、設置の場合に準じて行うものとする。</u></p> <p>4. 災害情報連絡室</p> <p>(1) <u>災害情報連絡室長</u>は、<u>危機管理監</u>とし、<u>災害情報連絡室</u>の事務を総括する。</p> <p>(2) <u>災害情報連絡副室長</u>は、<u>危機管理課長</u> _____ とし、<u>災害情報連絡室長</u>を補佐するとともに、<u>室長不在のときはその職務を代理する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>災害情報連絡室員</u>は、<u>災害情報連絡室長が指示した課の災害対策要員と</u> _____ する。</p> <p>(4) <u>災害情報連絡室の勤務体制は、各課の執務室を基本とし、災害情報等の収集・</u></p>	<p>・災害対策本部以外の防災組織の設置・廃止基準等についても明文化</p> <p>・防災組織の見直しによる修正</p>

修正前	修正後	備考
<p data-bbox="118 164 645 193"><u>いては、災害対策本部に準じて行うものとする。</u></p> <p data-bbox="69 600 315 628">4. 現地災害対策本部</p>	<p data-bbox="1059 164 1563 193"><u>共有、応急対策を実施する。</u></p> <p data-bbox="1025 212 1196 240"><u>(5) 設置、廃止</u></p> <p data-bbox="1039 260 1189 288"><u>ア. 設置基準</u></p> <p data-bbox="1066 308 1928 384"><u>第1章第2節「動員計画」の「第2 配備態勢及び市職員の動員計画」の「1. 配備態勢」の表中警戒配備態勢の項に定めるとおり</u></p> <p data-bbox="1039 403 1189 432"><u>イ. 廃止基準</u></p> <p data-bbox="1066 451 1928 528"><u>災害発生のおそれなくなったと認めるとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき</u></p> <p data-bbox="1016 600 1256 628">5. 現地災害対策本部</p>	

修正前	修正後	備考																																								
<p style="text-align: center;">第2節 動員計画</p> <p>第2 配備体制及び市職員の動員計画</p> <p>1. 配備体制</p> <p>(1) 配備体制の指示</p> <p>本部長（市長）__は、災害の規模、態様等に応じ、<u>準備体制</u>、<u>警戒配備体制</u>又は<u>非常配備体制</u>（1号、2号）を指示する。</p> <p>(2) _____ 配備基準</p> <table border="1" data-bbox="120 507 810 1430"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>内容・配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備体制</td> <td> <p>予想される事態に対処するための準備体制</p> <p>・大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、強風注意報、大雪注意報、風雪注意報、竜巻注意情報のいずれかの注意報が発表され、危険な状態が予想されると市長が認めたとき。</p> <p>・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき。</p> </td> </tr> <tr> <td>警戒配備体制</td> <td> <p>災害対策本部を設置するに至らないが、準備体制を強化するとともに、予想される災害に直ちに対処できる体制</p> <p>・大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、大雪警報、暴風雪警報、土砂災害警戒情報のいずれかの警報が発表され、危険な状態が予想されると市長が認めたとき。</p> <p>・各種警報が発表されている状況下で台風が通過する可能性があり、市の地域内に被害が発生するおそれがあるとき。</p> <p>・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき。</p> </td> </tr> <tr> <td>非常配備体制</td> <td> <p>全庁をあげて対処する体制</p> <p>・1号配備：各種警報が発表されている状況下で、台風等が通過する公算が強く、市の地域内に甚大な被害が発生するおそれがあると市長が認めたとき。</p> <p>・2号配備：次の場合で、市長が必要と認めたとき。</p> <p>・災害が市内に広域にわたり発生したとき。</p> <p>・市に相当規模の災害が発生したとき。</p> <p>・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備（1号、2号）を指示したとき。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	内容・配備時期	準備体制	<p>予想される事態に対処するための準備体制</p> <p>・大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、強風注意報、大雪注意報、風雪注意報、竜巻注意情報のいずれかの注意報が発表され、危険な状態が予想されると市長が認めたとき。</p> <p>・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき。</p>	警戒配備体制	<p>災害対策本部を設置するに至らないが、準備体制を強化するとともに、予想される災害に直ちに対処できる体制</p> <p>・大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、大雪警報、暴風雪警報、土砂災害警戒情報のいずれかの警報が発表され、危険な状態が予想されると市長が認めたとき。</p> <p>・各種警報が発表されている状況下で台風が通過する可能性があり、市の地域内に被害が発生するおそれがあるとき。</p> <p>・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき。</p>	非常配備体制	<p>全庁をあげて対処する体制</p> <p>・1号配備：各種警報が発表されている状況下で、台風等が通過する公算が強く、市の地域内に甚大な被害が発生するおそれがあると市長が認めたとき。</p> <p>・2号配備：次の場合で、市長が必要と認めたとき。</p> <p>・災害が市内に広域にわたり発生したとき。</p> <p>・市に相当規模の災害が発生したとき。</p> <p>・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備（1号、2号）を指示したとき。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 動員計画</p> <p>第2 配備態勢及び市職員の動員計画</p> <p>1. 配備態勢</p> <p>(1) 配備態勢の指示</p> <p>本部長（市長）等^等は、災害の規模、態様等に応じ、<u>警戒配備態勢</u>又は<u>非常配備態勢</u>（1号、2号）を指示する。</p> <p>(2) <u>配備態勢及び配備基準</u></p> <table border="1" data-bbox="1061 507 1778 1430"> <thead> <tr> <th rowspan="2">態勢</th> <th rowspan="2">準備態勢</th> <th rowspan="2">警戒配備態勢</th> <th colspan="2">非常配備態勢</th> </tr> <tr> <th>1号</th> <th>2号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概要</td> <td>予想される事態に対処するための準備態勢</td> <td>災害対策本部を設置するに至らないが、準備態勢を強化するとともに予想される災害に直ちに対処できる態勢</td> <td colspan="2">全庁をあげて対処する態勢</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td> <p>風水害</p> <p>・次のいずれかの注意報等が発表され、危険な状態が予想されると市長が認める場合</p> <p>①大雨注意報 ②洪水注意報 ③高潮注意報 ④強風注意報 ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意情報</p> </td> <td> <p>警戒配備態勢</p> <p>・次のいずれかの警報等が発表され、危険な状態が予想されると市長が認める場合</p> <p>①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④高潮注意報（警報に切り替える可能性の高い場合） ⑤大雪警報（概ね積雪1m以上） ⑥暴風雪警報</p> <p>・指定河川洪水予報の予報区域で避難判断水位に到達した場合</p> <p>・水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合</p> <p>・夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合</p> </td> <td> <p>1号</p> <p>・高潮警報が発表された場合</p> <p>・土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>・気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後30mm/h程度の降雨が2時間以上続くことが予想される場合</p> <p>・記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>・指定河川洪水予報の予報区域で氾濫危険水位に到達した場合</p> <p>・水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合</p> </td> <td> <p>2号</p> <p>・気象の特別警報が発表された場合</p> <p>・市内で震度5強以上の地震が発生した場合</p> <p>・陸奥湾に津波注意報又は津波警報が発表された場合</p> <p>・八甲田山又は十和田山に噴火警戒レベル4が発表された場合、又は噴火警戒レベルに関わらず被害が発生した場合</p> <p>・市内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認める場合</p> </td> </tr> <tr> <td>設置組織</td> <td>—</td> <td>災害情報連絡室</td> <td>警戒対策本部</td> <td>災害対策本部</td> </tr> <tr> <td>配備決定者</td> <td>危機管理課長</td> <td>危機管理監</td> <td colspan="2">市長</td> </tr> <tr> <td>体制責任者</td> <td>危機管理課長</td> <td>室長（危機管理監）</td> <td colspan="2">本部長（市長）</td> </tr> </tbody> </table>	態勢	準備態勢	警戒配備態勢	非常配備態勢		1号	2号	概要	予想される事態に対処するための準備態勢	災害対策本部を設置するに至らないが、準備態勢を強化するとともに予想される災害に直ちに対処できる態勢	全庁をあげて対処する態勢		配備基準	<p>風水害</p> <p>・次のいずれかの注意報等が発表され、危険な状態が予想されると市長が認める場合</p> <p>①大雨注意報 ②洪水注意報 ③高潮注意報 ④強風注意報 ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意情報</p>	<p>警戒配備態勢</p> <p>・次のいずれかの警報等が発表され、危険な状態が予想されると市長が認める場合</p> <p>①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④高潮注意報（警報に切り替える可能性の高い場合） ⑤大雪警報（概ね積雪1m以上） ⑥暴風雪警報</p> <p>・指定河川洪水予報の予報区域で避難判断水位に到達した場合</p> <p>・水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合</p> <p>・夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合</p>	<p>1号</p> <p>・高潮警報が発表された場合</p> <p>・土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>・気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後30mm/h程度の降雨が2時間以上続くことが予想される場合</p> <p>・記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>・指定河川洪水予報の予報区域で氾濫危険水位に到達した場合</p> <p>・水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合</p>	<p>2号</p> <p>・気象の特別警報が発表された場合</p> <p>・市内で震度5強以上の地震が発生した場合</p> <p>・陸奥湾に津波注意報又は津波警報が発表された場合</p> <p>・八甲田山又は十和田山に噴火警戒レベル4が発表された場合、又は噴火警戒レベルに関わらず被害が発生した場合</p> <p>・市内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認める場合</p>	設置組織	—	災害情報連絡室	警戒対策本部	災害対策本部	配備決定者	危機管理課長	危機管理監	市長		体制責任者	危機管理課長	室長（危機管理監）	本部長（市長）		<p>・配備態勢ごとの配備基準及び設置組織等を集約して記載</p> <p>(表差替)</p>
配備区分	内容・配備時期																																									
準備体制	<p>予想される事態に対処するための準備体制</p> <p>・大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、強風注意報、大雪注意報、風雪注意報、竜巻注意情報のいずれかの注意報が発表され、危険な状態が予想されると市長が認めたとき。</p> <p>・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき。</p>																																									
警戒配備体制	<p>災害対策本部を設置するに至らないが、準備体制を強化するとともに、予想される災害に直ちに対処できる体制</p> <p>・大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、大雪警報、暴風雪警報、土砂災害警戒情報のいずれかの警報が発表され、危険な状態が予想されると市長が認めたとき。</p> <p>・各種警報が発表されている状況下で台風が通過する可能性があり、市の地域内に被害が発生するおそれがあるとき。</p> <p>・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき。</p>																																									
非常配備体制	<p>全庁をあげて対処する体制</p> <p>・1号配備：各種警報が発表されている状況下で、台風等が通過する公算が強く、市の地域内に甚大な被害が発生するおそれがあると市長が認めたとき。</p> <p>・2号配備：次の場合で、市長が必要と認めたとき。</p> <p>・災害が市内に広域にわたり発生したとき。</p> <p>・市に相当規模の災害が発生したとき。</p> <p>・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備（1号、2号）を指示したとき。</p>																																									
態勢	準備態勢	警戒配備態勢	非常配備態勢																																							
			1号	2号																																						
概要	予想される事態に対処するための準備態勢	災害対策本部を設置するに至らないが、準備態勢を強化するとともに予想される災害に直ちに対処できる態勢	全庁をあげて対処する態勢																																							
配備基準	<p>風水害</p> <p>・次のいずれかの注意報等が発表され、危険な状態が予想されると市長が認める場合</p> <p>①大雨注意報 ②洪水注意報 ③高潮注意報 ④強風注意報 ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意情報</p>	<p>警戒配備態勢</p> <p>・次のいずれかの警報等が発表され、危険な状態が予想されると市長が認める場合</p> <p>①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④高潮注意報（警報に切り替える可能性の高い場合） ⑤大雪警報（概ね積雪1m以上） ⑥暴風雪警報</p> <p>・指定河川洪水予報の予報区域で避難判断水位に到達した場合</p> <p>・水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合</p> <p>・夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合</p>	<p>1号</p> <p>・高潮警報が発表された場合</p> <p>・土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>・気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後30mm/h程度の降雨が2時間以上続くことが予想される場合</p> <p>・記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>・指定河川洪水予報の予報区域で氾濫危険水位に到達した場合</p> <p>・水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合</p>	<p>2号</p> <p>・気象の特別警報が発表された場合</p> <p>・市内で震度5強以上の地震が発生した場合</p> <p>・陸奥湾に津波注意報又は津波警報が発表された場合</p> <p>・八甲田山又は十和田山に噴火警戒レベル4が発表された場合、又は噴火警戒レベルに関わらず被害が発生した場合</p> <p>・市内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認める場合</p>																																						
設置組織	—	災害情報連絡室	警戒対策本部	災害対策本部																																						
配備決定者	危機管理課長	危機管理監	市長																																							
体制責任者	危機管理課長	室長（危機管理監）	本部長（市長）																																							

修正前			修正後			備考
(3) 配備要員・実施内容			(3) 配備要員・実施内容			・記載の適正化
配備区分	配備要員	実施内容	配備区分	配備要員	実施内容	
準備体制	<ul style="list-style-type: none"> 総務部危機管理課、公園河川課、道路維持課、浪岡総務課、浪岡都市整備課、八重田浄化センター、蜷貝ポンプ場の災害対策要員（数名） その他気象注意報等の発表内容により、特に指名する班の災害対策要員 	<ol style="list-style-type: none"> 総務部危機管理課は、気象情報を収集し、関係各課に伝達する。 関係各課は、気象情報に注意し、それぞれの準備体制を整える。 	準備態勢	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理課の災害対策要員（<u>所属長が指名する職員</u>） その他気象注意報等の発表内容により、特に指名する課の災害対策要員 	<ol style="list-style-type: none"> 危機管理課は、気象情報を収集し、関係各課に伝達する。 関係各課は、気象情報に注意し、それぞれの準備体制を整える。 	
警戒配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 総務部危機管理課、公園河川課、道路維持課、浪岡総務課、浪岡都市整備課、八重田浄化センター、蜷貝ポンプ場の災害対策要員（<u>準備態勢を強化</u>） その他気象警報等の発表内容により、特に指名する班の災害対策要員 	<ol style="list-style-type: none"> 総務部危機管理課は、気象情報及び関係機関等からの情報を待機している関係各課に伝達する。 関係各課は各種情報収集に努め、総務部危機管理課に報告するとともに、それぞれ警戒体制を整える。 	警戒配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理課、農地林務課、公園河川課、道路維持課、総務課（浪岡）、都市整備課、給排水課、八重田浄化センター、蜷貝ポンプ場の災害対策要員（<u>所属長が指名する職員</u>） その他気象警報等の発表内容により、特に指名する課の災害対策要員 	<ol style="list-style-type: none"> 危機管理課は、気象情報及び関係機関等からの情報を待機している関係各課に伝達する。 関係各課は各種情報収集に努め、危機管理課に報告するとともに、それぞれ警戒体制を整える。 <u>災害情報連絡室が設置されたときは、災害対策本部の分担事務に準じて災害応急対策を実施する。</u> 	
非常配備体制	1号	<ul style="list-style-type: none"> 各部（警戒対策本部組織図）の連絡調整担当班の災害対策要員（数名） 総務部危機管理班、人事班、広報広聴班、管財班、農業政策班、農地林務班、公園河川班、道路維持班、浪岡総務班、浪岡都市整備班、下水道施設班の災害対策要員 	<ol style="list-style-type: none"> 各種情報の収集、伝達に努め、災害警戒対策を実施する。 災害警戒対策本部が設置されたときは、災害対策本部の分担事務に準じて災害応急対策を実施する。 	非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> 各部筆頭課の災害対策要員（<u>所属長が指名する職員</u>） 危機管理課、人事課、管財課、広報広聴課、農業政策課、農地林務課、公園河川課、道路維持課、総務課（浪岡）、都市整備課、給排水課、八重田浄化センター、蜷貝ポンプ場の災害対策要員（<u>所属長が指名する職員</u>） 	
	2号	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部各班の班長 各部の災害対策要員 災害対策本部が設置された場合は、全職員（ただし、災害状況により、本部長の指示で規模を縮小できる。） 	<ol style="list-style-type: none"> 各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。 災害対策本部等が設置されたときは、災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。 		<ul style="list-style-type: none"> 各課等の長 各課等の災害対策要員（<u>所属長が指名する職員</u>） 災害対策本部が設置された場合は、全職員（ただし、災害状況により、本部長の指示で規模を縮小できる。） 	<ol style="list-style-type: none"> 各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。 災害対策本部が設置されたときは、<u>各部</u>の分担事務に従って災害応急対策を実施する。
5. 複合災害対策 (1) 方針 地震・津波、風水害等、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対策が困難となる事象をいう。）の発生 <u>の</u> 可能性を認識し、備えを充実するものとする。			5. 複合災害対策 (1) 方針 地震・津波、風水害等、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対策が困難となる事象をいう。）の発生 <u>の</u> 可能性を認識し、備えを充実するものとする。			・記載の適正化

修正前	修正後	備考
<p style="text-align: center;">第3節 気象予報・警報等の発表及び伝達</p> <p>第2. 実施内容</p> <p>1. 気象予報・警報等の収集及び伝達</p> <p>(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「__」行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</p> <p>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p> <hr/> <p><u>国（国土交通省、気象庁）及び県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</u></p> <p><u>国（国土交通省、気象庁）及び県は、防災気象情報の提供に当たり、参考となる警戒レベルも併せて提供するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3節 気象予報・警報等の発表及び伝達</p> <p>第2. 実施内容</p> <p>1. 気象予報・警報等の収集及び伝達</p> <p>(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「<u>当該</u>行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</p> <p>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、<u>避難情報</u>が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。<u>ことから、避難指示等の発令基準に活用する各種情報については、警戒レベル相当情報として発表し、警戒レベルとの関連を明確化する。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>・警戒レベルを用いた各種情報の発表に係る修正</p>

修正前	修正後	備考																																																												
(2) 特別警報・警報・注意報	(2) 特別警報・警報・注意報																																																													
ウ. 水防活動の利用に適合する注意報、警報	ウ. 水防活動の利用に適合する注意報、警報																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>水防活動の利用に適合する警報・注意報</th> <th>一般の利用に適合する警報・注意報</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防活動用 気象警報</td> <td>大雨警報又は大雨特別警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 津波警報</td> <td>津波警報又は津波特別警報(大津波警報の名称で発表)</td> <td>津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 高潮警報</td> <td>高潮警報又は高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 洪水警報</td> <td>洪水警報</td> <td>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 気象注意報</td> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 津波注意報</td> <td>津波注意報</td> <td>津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 高潮注意報</td> <td>高潮注意報</td> <td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 洪水注意報</td> <td>洪水注意報</td> <td>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される</td> </tr> </tbody> </table>	水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要	水防活動用 気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたときに発表される	水防活動用 津波警報	津波警報又は津波特別警報(大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたときに発表される	水防活動用 高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたときに発表される	水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水防活動の利用に適合する警報・注意報</th> <th>一般の利用に適合する警報・注意報</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水防活動用 気象警報</td> <td>大雨警報</td> <td>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水防活動用 津波警報</td> <td>津波警報</td> <td>津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td>津波特別警報(大津波警報の名称で発表)</td> <td>津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水防活動用 高潮警報</td> <td>高潮警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 洪水警報</td> <td>洪水警報</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 気象注意報</td> <td>大雨注意報</td> <td>大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 津波注意報</td> <td>津波注意報</td> <td>津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 高潮注意報</td> <td>高潮注意報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表される</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 洪水注意報</td> <td>洪水注意報</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される</td> </tr> </tbody> </table>	水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要	水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される	水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	津波特別警報(大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される	水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される	水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表される	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	<p>・市町村地域防災計画修正の手引きを参考に修正(表差替)</p>
水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要																																																												
水防活動用 気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたときに発表される																																																												
水防活動用 津波警報	津波警報又は津波特別警報(大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたときに発表される																																																												
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたときに発表される																																																												
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される																																																												
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される																																																												
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される																																																												
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される																																																												
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される																																																												
水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要																																																												
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される																																																												
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される																																																												
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される																																																												
	津波特別警報(大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される																																																												
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される																																																												
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される																																																												
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される																																																												
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される																																																												
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される																																																												
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表される																																																												
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される																																																												
(別表 特別警報発表基準)																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td> <td>暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>高潮になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>高波になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	基準		大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	高潮	高潮になると予想される場合	波浪	高波になると予想される場合	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																																												
現象の種類	基準																																																													
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合																																																													
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合																																																												
高潮		高潮になると予想される場合																																																												
波浪		高波になると予想される場合																																																												
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																																																													
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																																																													
<p>注) 過去の災害事例に照らして、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。</p>																																																														
(※1) 指数を用いた大雨特別警報(土砂災害、浸水害)の基準値																																																														
(注) 大雨特別警報は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する各種雨量指																																																														

修正前	修正後	備考						
<p><u>数の値以上となる1 km 格子がまとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に発表される。</u></p> <p><u>(※2) 台風等を要因とする指標</u></p> <p><u>(注1) 台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）に発表されている、暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。</u></p> <p><u>(注2) 温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。</u></p> <p><u>(※3) 雪に関する50年に一度の値</u></p> <table border="1" data-bbox="98 660 837 751"> <thead> <tr> <th>地点名</th> <th>50年に一度の積雪深（cm）</th> <th>既往最深積雪（cm）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森</td> <td>216</td> <td>209</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注1) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値である。</u></p> <p><u>(注2) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。</u></p>	地点名	50年に一度の積雪深（cm）	既往最深積雪（cm）	青森	216	209		
地点名	50年に一度の積雪深（cm）	既往最深積雪（cm）						
青森	216	209						

修正前

(別表 警報・注意報発表基準一覧表)

青森市における警報・注意報の具体的な発表基準は以下のとおりである。

警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	12	
		(土砂災害)	土砂雨量指数基準	120	
	洪水	流域雨量指数基準	浪岡川流域=16.1, 瀬戸子川流域=6.3, 天田内川流域=7.2, 新城川流域=15.4, 入内川流域=6.4, 貞船川流域=4.6, 合子沢川流域=9.5		
		複合基準	貞船川流域=(7, 4.1)		
		指定河川洪水予想による基準	青森県堤川水系 堤川・駒込川 [大野・新砂見橋・筒井・甲田橋・駒込川橋・南炭川] 青森県岩木川水系 十川 [五林平]		
	暴風	平均風速	陸上	18m/s	
			陸奥湾	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪を伴う	
			陸奥湾	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 35cm	
山沿い			12時間降雪の深さ 50cm		
波浪	有義波高	2.5m			
高潮	潮位	1.1m			

修正後

(別表 警報・注意報発表基準一覧表)

青森市における警報・注意報の具体的な発表基準は以下のとおりである。

警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	12	
		(土砂災害)	土砂雨量指数基準	120	
	洪水	流域雨量指数基準	浪岡川流域=15.7, 瀬戸子川流域=6.2, 天田内川流域=7.5, 新城川流域=15, 入内川流域=6.2, 貞船川流域=4.6, 合子沢川流域=9.3		
		複合基準	貞船川流域=(7, 4.1)		
		指定河川洪水予想による基準	青森県堤川水系 堤川・駒込川 [大野・新砂見橋・筒井・甲田橋・駒込川橋・南炭川] 青森県岩木川水系 十川 [五林平]		
	暴風	平均風速	陸上	18m/s	
			陸奥湾	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪を伴う	
			陸奥湾	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 35cm	
山沿い			12時間降雪の深さ 50cm		
波浪	有義波高	2.5m			
高潮	潮位	1.1m			

備考

・基準変更による修正

修正前

修正後

備考

注意報

注意報

・基準変更による修正

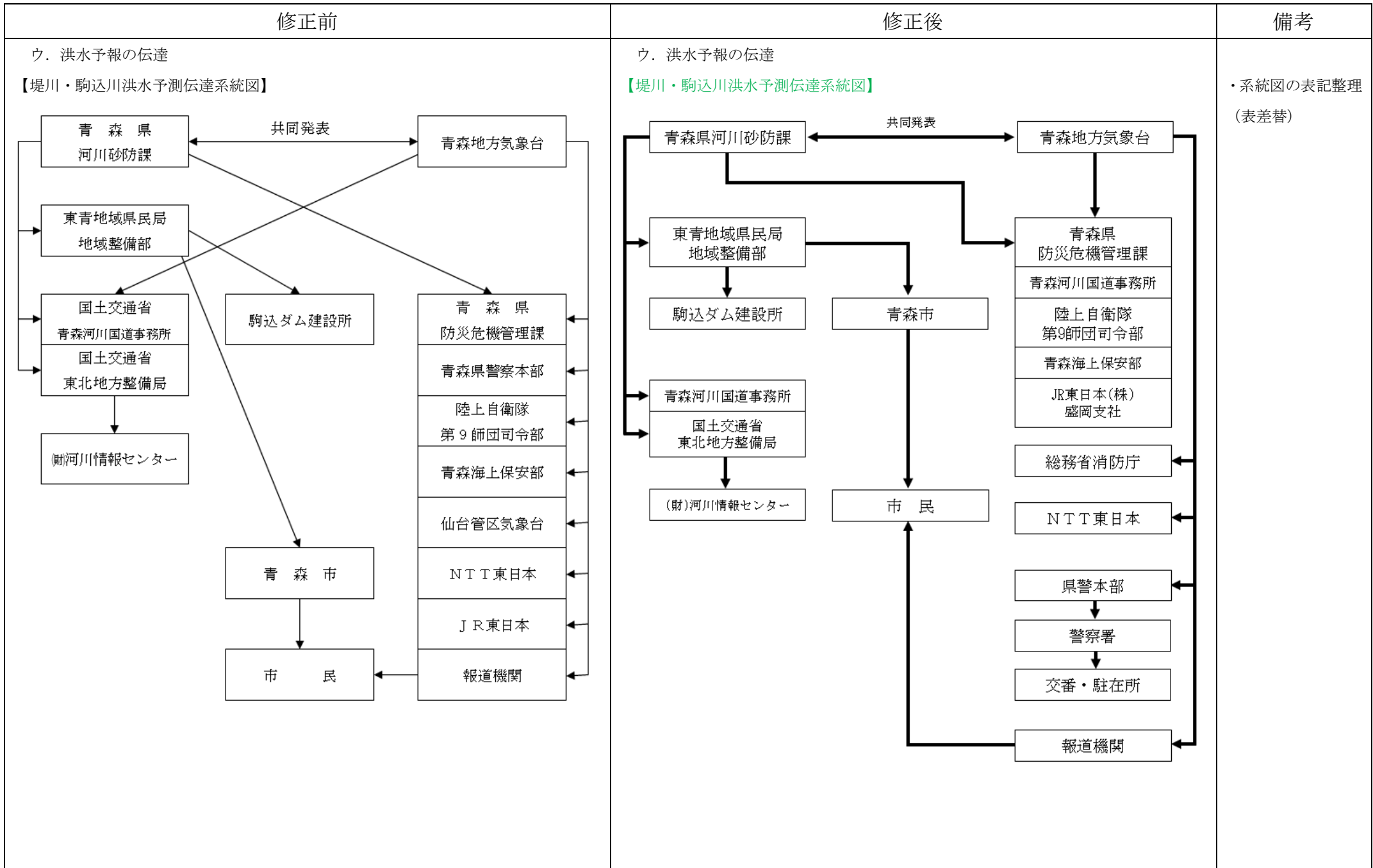
大雨	表面雨量指数基準	8	
	土壌雨量指数基準	74	
洪水	流域雨量指数基準	浪岡川流域=12.8, 瀬戸子川流域=5, 天田内川流域=8.1, 新城川流域=12.3, 入内川流域=5.1, 貫船川流域=3.6, 合子沢川流域=4.8	
	複合基準	天田内川流域=(5, 8.1), 新城川流域=(5, 12.3), 貫船川流域=(5, 3.6), 合子沢川流域=(5, 4)	
	指定河川洪水予想による基準	青森県堤川水系 堤川・駒込川 [大野・新妙見橋・筒井・甲田橋・駒込川橋・南桜川] 青森県岩木川水系 十川 [五林平]	
強風	平均風速	陸上	13m/s
		陸奥湾	13m/s
風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う
		陸奥湾	13m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 15cm
		山沿い	12時間降雪の深さ 25cm
波浪	有義波高	1.5m	
高潮	潮位	0.9m	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪	融雪により被害が予想される場合		
濃霧	視程	陸上	100m
		陸奥湾	500m
乾燥	実効湿度 67%、このほか県内気象官署の風速、最小湿度などを考慮する		
なだれ	①山沿いで 24 時間降雪の深さが 40cm 以上 ②積雪が 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上の日が継続		
低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：最低気温が-8℃以下のとき (ただし前日の最高気温が-3℃以下、又は 0℃以下が 2 日以上継続)		
霜	早霜、晩霜期におおむね 最低気温 2℃以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)		
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	90 mm	

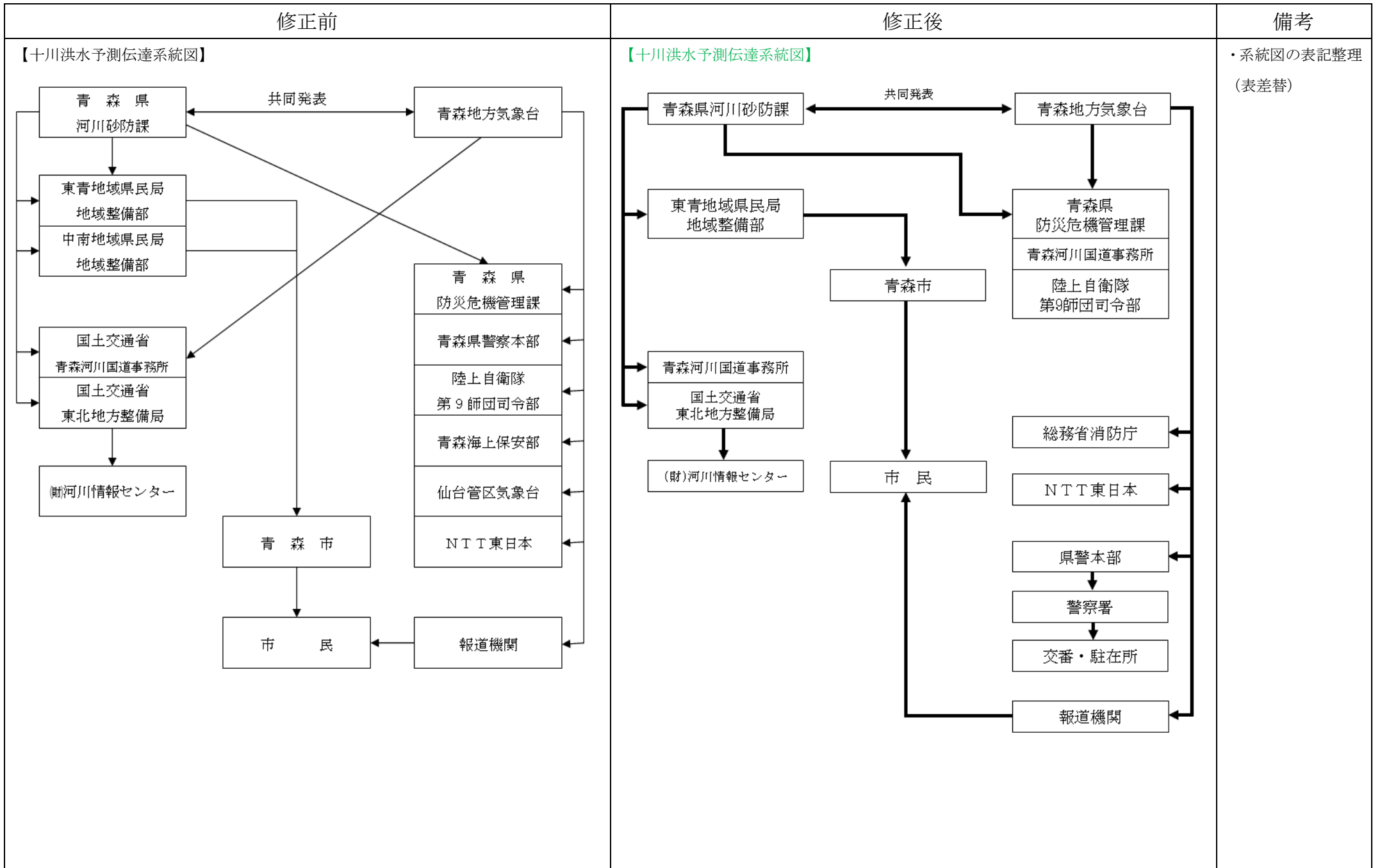
大雨	表面雨量指数基準	8	
	土壌雨量指数基準	74	
洪水	流域雨量指数基準	浪岡川流域=12.5, 瀬戸子川流域=4.9, 天田内川流域=8, 新城川流域=12, 入内川流域=4.9, 貫船川流域=3.7, 合子沢川流域=4.7	
	複合基準	新城川流域=(7, 12), 貫船川流域=(5, 3.6), 合子沢川流域=(5, 4)	
	指定河川洪水予想による基準	青森県堤川水系 堤川・駒込川 [大野・新妙見橋・筒井・甲田橋・駒込川橋・南桜川] 青森県岩木川水系 十川 [五林平]	
強風	平均風速	陸上	13m/s
		陸奥湾	13m/s
風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う
		陸奥湾	13m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 15cm
		山沿い	12時間降雪の深さ 25cm
波浪	有義波高	1.5m	
高潮	潮位	0.9m	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪	融雪により被害が予想される場合		
濃霧	視程	陸上	100m
		陸奥湾	500m
乾燥	実効湿度 67%、このほか県内気象官署の風速、最小湿度などを考慮する		
なだれ	①山沿いで 24 時間降雪の深さが 40cm 以上 ②積雪が 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上の日が継続		
低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：最低気温が-8℃以下のとき (ただし前日の最高気温が-3℃以下、又は 0℃以下が 2 日以上継続)		
霜	早霜、晩霜期におおむね 最低気温 2℃以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)		
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	90 mm	

修正前			修正後			備考
2. 洪水予報の発表及び伝達 (1) 洪水予報の発表 ア. 洪水予報の種類等と発表基準			2. 洪水予報の発表及び伝達 (1) 洪水予報の発表 ア. 洪水予報の種類等と発表基準			・記載の適正化
種類	情報名	発表基準	種類	情報名	発表基準	
「洪水警報 (発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	○氾濫が発生したとき ○氾濫が継続しているとき	「洪水警報 (発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	○氾濫が発生したとき ○氾濫が継続しているとき	
	「氾濫危険情報」	○氾濫危険水位に到達したとき ○氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき		「氾濫危険情報」	○氾濫危険水位に到達したとき ○氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき	
	「氾濫警戒情報」	○氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ○避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ○避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ○氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）		「氾濫警戒情報」	○氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ○避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ○氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）	
「洪水注意報 (発表)」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	○氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ○氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき ○避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき	「洪水注意報 (発表)」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	○氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ○氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき ○避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき	
「洪水注意報 (警報解除)」	「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」	○氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ○氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）	「洪水注意報 (警報解除)」	「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」	○氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ○氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）	
「洪水注意報 解除」	「氾濫注意情報解除」	○氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	「洪水注意報 解除」	「氾濫注意情報解除」	○氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	

修正前	修正後	備考
<p>(3) 気象予報・警報等の伝達</p> <p>【気象予報・警報・情報伝達系統図】</p>	<p>(3) 気象予報・警報等の伝達</p> <p>【気象予報・警報・情報伝達系統図】</p>	<p>・指定公共機関の名称変更</p>

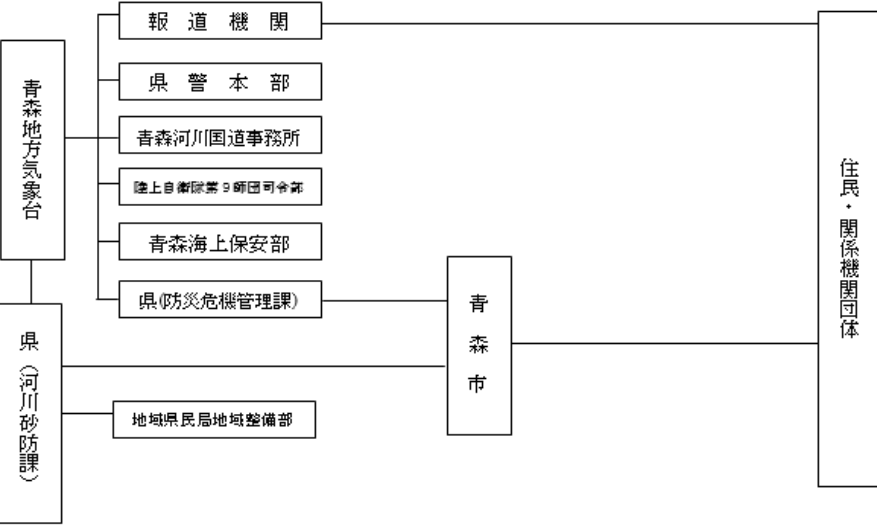
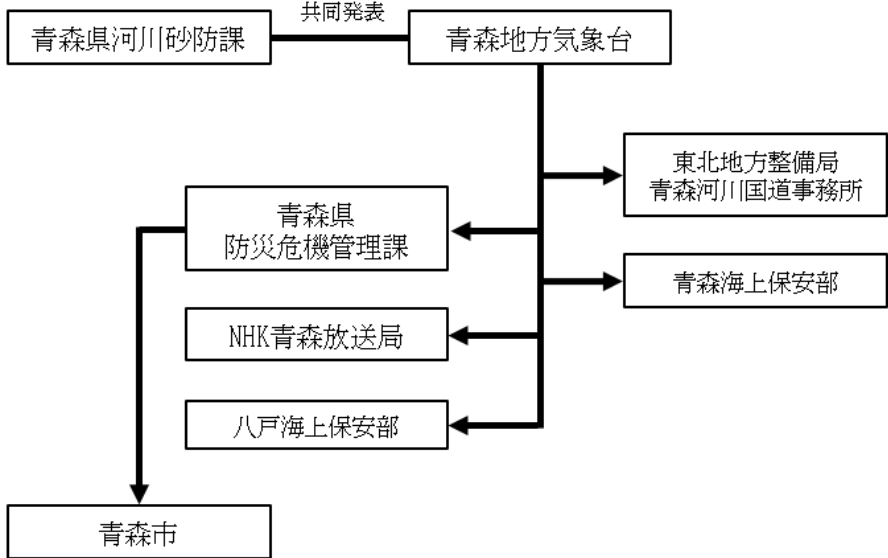
修正前				修正後				備考
2. 洪水予報の発表及び伝達 (1) 洪水予報の発表 イ. 洪水予報を行う河川及びその区域				2. 洪水予報の発表及び伝達 (1) 洪水予報の発表 イ. 洪水予報を行う河川及びその区域				・記載の適正化
河川名	洪水予報基準点	左右岸の別	区間	河川名	洪水予報基準点	左右岸の別	区間	
堤川	甲田橋	左岸	駒込川合流点から海まで	堤川	大野	左岸	青森市大字高田字川瀬 190 番地先の金高橋上流端から青森市大字八ツ役字芦谷 295 番地先の問屋橋上流端まで	
		右岸	駒込川合流点から海まで			右岸	青森市大字金浜字船岡 340 番地先の金高橋上流端から青森市問屋町 2 丁目 4 番地先の問屋橋上流端まで	
	筒井	左岸	横内川合流点から駒込川合流点まで		新妙見橋	左岸	青森市大字八ツ役字芦谷 295 番地先の問屋橋上流端から横内川合流点まで	
		右岸	横内川合流点から駒込川合流点まで			右岸	青森市問屋町 2 丁目 4 番地先の問屋橋上流端から横内川合流点まで	
	新妙見橋	左岸	青森市大字八ツ役字芦谷 295 番地先の問屋橋上流端から横内川合流点まで		大野	左岸	青森市大字高田字川瀬 190 番地先の金高橋上流端から青森市大字八ツ役字芦谷 295 番地先の問屋橋上流端まで	
		右岸	青森市問屋町 2 丁目 4 番地先の問屋橋上流端から横内川合流点まで			右岸	青森市大字金浜字船岡 340 番地先の金高橋上流端から青森市問屋町 2 丁目 4 番地先の問屋橋上流端まで	
駒込川	南桜川	左岸	南桜川橋下流端から堤川合流点まで	筒井	左岸	横内川合流点から駒込川合流点まで		
		右岸	南桜川橋下流端から堤川合流点まで		右岸	横内川合流点から駒込川合流点まで		
	駒込川橋	左岸	青森市大字筒字桜川 22 番地先の駒込川橋下流端から南桜川橋下流端まで	甲田橋	左岸	駒込川合流点から海まで		
		右岸	青森市大字駒込字桐ノ沢 3 番地先の駒込川橋下流端から南桜川橋下流端まで		右岸	駒込川合流点から海まで		
十川	五林平	左岸	北津軽郡板柳町大字滝井字大沼 82 番地先の十川橋上流端から五所川原市字元町 27 番地先の岩木川合流点まで	南桜川	左岸	南桜川橋下流端から堤川合流点まで		
		右岸	北津軽郡板柳町大字滝井字滝袋 51 番 12 地先の十川橋上流端から五所川原市字元町 27 番地先の岩木川合流点まで		右岸	南桜川橋下流端から堤川合流点まで		
駒込川	駒込川橋	左岸	青森市大字筒字桜川 22 番地先の駒込川橋下流端から南桜川橋下流端まで	駒込川	左岸	青森市大字筒字桜川 22 番地先の駒込川橋下流端から南桜川橋下流端まで		
		右岸	青森市大字駒込字桐ノ沢 3 番地先の駒込川橋下流端から南桜川橋下流端まで		右岸	青森市大字駒込字桐ノ沢 3 番地先の駒込川橋下流端から南桜川橋下流端まで		
十川	五林平	左岸	北津軽郡板柳町大字滝井字大沼 82 番地先の十川橋上流端から五所川原市字元町 27 番地先の岩木川合流点まで	五林平	左岸	北津軽郡板柳町大字滝井字大沼 82 番地先の十川橋上流端から五所川原市字元町 27 番地先の岩木川合流点まで		
		右岸	北津軽郡板柳町大字滝井字滝袋 51 番 12 地先の十川橋上流端から五所川原市字元町 27 番地先の岩木川合流点まで		右岸	北津軽郡板柳町大字滝井字滝袋 51 番 12 地先の十川橋上流端から五所川原市字元町 27 番地先の岩木川合流点まで		





修正前			修正後			備考
4. 水防警報及び水防指令並びに伝達 (1) 水防警報の発表及び水防指令の発令並びに伝達 ア. 水防警報の発表 A. 水防警報の種類			4. 水防警報及び水防指令並びに伝達 (1) 水防警報の発表及び水防指令の発令並びに伝達 ア. 水防警報の発表 A. 水防警報の種類			
種類	内容	発表基準	種類	内容	発表基準	
(待機)※	水防回の足留めを行う	雨量・水位・流量その他の河川状況等により必要と認められるとき	(待機)※	水防回の足留めを行う	上流の降雨及び水位状況により、水防回待機水位に達し、待機の必要があると認められたとき	
準備	水防管理者は、水防警報を受け、直ちに水防回に通知する。水防回は、河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況等を水防管理者に随時報告する。(水防資機材の準備点検、水門等の開閉の準備、水防回幹部の出動に対するもの。)	水位が「水防回待機水位」に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき	準備	水防資器材の準備点検、水門等の開閉の準備、水防回幹部の出動に対するもの	水防回待機水位を超え、氾濫注意水位以上に達すると思われ、準備の必要があると認められたとき	
出動	水防回員の出動を通知するもの	水位・流量その他の河川状況等により「氾濫注意水位」を越え、又は越えるおそれがあり、なお増水が予想され出動の必要があると認められるとき	出動	水防回員の出動を通知するもの	氾濫注意水位を超え又は超えるおそれがあり、出動の必要があると認められたとき	
解除	水防活動の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなったとき	解除	水防活動の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなったとき	
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適宜	情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適宜	

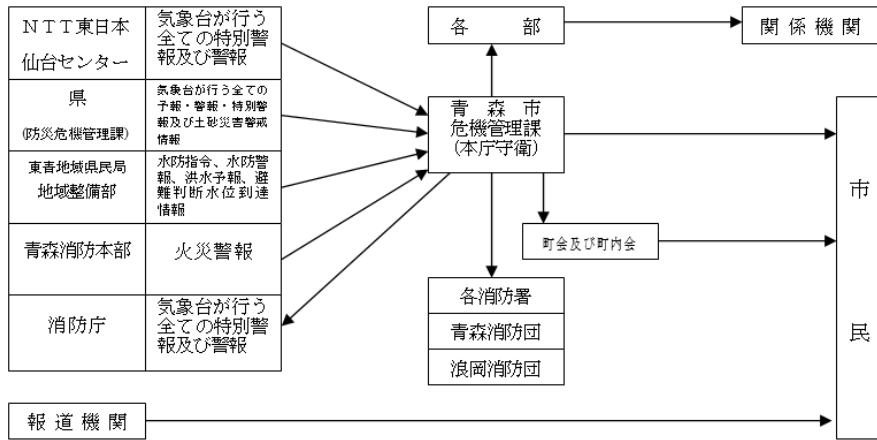
修正前			修正後					備考			
B. 水防警報を行う河川及びその区域			B. 水防警報を行う河川及びその区域					・記載の適正化 (表差替)			
河川名	左右岸の別	区 域	河川名	警報発表基準点	左右岸の別	区 間					
堤川	左岸 右岸	横内川の合流点から海に至る場所まで	堤川	大野	左岸	青森市大字高田字川瀬 190 番地先の金高橋上流端	から		青森市大字八ッ役字芦谷 295-2 地先の間屋橋上流端	まで	
駒込川	左岸 右岸	青森市大字筒井字桜川 18 番地 1 地先の駒込川橋下流端 青森市大字駒込字桐ノ沢 3 番地 114 地先の駒込川橋下流端			から	新妙見橋	右岸		青森市大字金浜字船岡 340 番地先の金高橋上流端	から	青森市間屋町 2 丁目 4 地先の間屋橋上流端
				左岸			青森市大字八ッ役字芦谷 295-2 地内の間屋橋上流端		から	横内川合流点	まで
沖館川	左岸 右岸	西滝川の合流点から海に至る場所まで		筒井	左右岸	横内川合流点	から		駒込川合流点	まで	
			甲田橋		左右岸	駒込川合流点	から		海に至る場所	まで	
西滝川	左岸 右岸	青森市大字安田字稲森 390 番地 7 地先のいなど橋下流端 青森市大字安田字稲森 390 番地 6 地先のいなど橋下流端	から	駒込川橋	左岸	青森市大字筒井字桜川 22 番地先の駒込川橋下流端	から		青森市桜川 9 丁目 1 地先の南桜川橋下流端	まで	
					右岸	青森市大字駒込字桐ノ沢 3 番地先の駒込川橋下流端	から		青森市桜川 9 丁目 1 地先の南桜川橋下流端	まで	
新城川	左岸 右岸	青森市大字新城字山田 115 番地 1 地先 青森市大字新城字平岡 110 番地 5 地先	から	南桜川	左岸	青森市桜川 9 丁目 1 地先の南桜川橋下流端	から		堤川合流点	まで	
					右岸	青森市桜川 9 丁目 1 地先の南桜川橋下流端	から		堤川合流点	まで	
天田内川	左岸 右岸	青森市大字油川字船岡 6 番地 7 地先 青森市大字油川字実法 5 番地 3 地先	から	沖館川	下池外水位	左右岸	青森市大字三内字沢部地先の三内橋下流端		から	西滝川合流点	まで
					沖館川下流	左右岸	西滝川合流点		から	海に至る場所	まで
野内川	左岸 右岸	青森市大字滝沢字川原 196 番地 1 地先の滝沢橋下流端 青森市大字滝沢字下川原 173 番地 1 地先の滝沢橋下流端	から	西滝川	左岸	青森市大字安田字稲森 390 番地 7 地先のいなど橋下流端	から	沖館川合流点	まで		
					右岸	青森市大字安田字稲森 390 番地 6 地先のいなど橋下流端	から	沖館川合流点	まで		
浪岡川	左岸 右岸	正平津川の合流点から十川への合流点まで	から	赤川	左岸	青森市大字駒込字釜沢地先の釜沢橋下流端	から	海に至る場所	まで		
					右岸	青森市赤坂 1 丁目地先の釜沢橋下流端	から	海に至る場所	まで		
十川	左岸 右岸	本郷川の合流点から岩木川への合流点まで	から	新城川	左岸	青森市大字新城字山田 115 番地 1 地先	から	海に至る場所	まで		
					右岸	青森市大字新城字平岡 30 番地 11 地先	から	海に至る場所	まで		
野内川	左岸 右岸	青森市大字滝沢字川原 196 番地 1 地先の滝沢橋下流端 青森市大字滝沢字下川原 173 番地 1 地先の滝沢橋下流端	から	天田内川	左岸	青森市大字油川字船岡 6 番地 7 地先の新船岡橋下流端	から	海に至る場所	まで		
					右岸	青森市大字油川字実法 5 番地 3 地先の新船岡橋下流端	から	海に至る場所	まで		
	左岸 右岸	青森市大字滝沢字下川原 196 番地 1 地先の滝沢橋下流端 青森市大字滝沢字下川原 173 番地 1 地先の滝沢橋下流端	から	滝沢	左岸	青森市大字諏訪沢字岩田地先の宮田橋下流端	から	青森市大字宮田字玉水地先の宮田橋下流端	まで		
					右岸	青森市大字宮田字玉水地先の宮田橋下流端	から	海に至る場所	まで		
左岸 右岸	青森市大字諏訪沢字岩田地先の宮田橋下流端 青森市大字宮田字玉水地先の宮田橋下流端	から	新野内橋	左岸	青森市大字諏訪沢字岩田地先の宮田橋下流端	から	海に至る場所	まで			
				右岸	青森市大字宮田字玉水地先の宮田橋下流端	から	海に至る場所	まで			
浪岡川	左右岸	正平津川合流点	から	十川合流点	まで						
十川	下十川	左右岸	本郷川合流点	から	北津軽郡板柳町大字滝井地先の滝井頭管工	まで					

修正前	修正後	備考
<p>5. 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、本部長（市長）の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒<u>を呼びかける</u>情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。</p> <p>この情報は、青森地方気象台から県を通じて青森市に伝達するとともに、報道機関や関係機関を通じて、市民への周知を図る。</p> <p>(3) 発表及び解除</p> 	<p>5. 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、本部長（市長）の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒<u>が呼び掛けられる</u>情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。</p> <p>この情報は、青森地方気象台から県を通じて青森市に伝達するとともに、報道機関や関係機関を通じて、市民への周知を図る。</p> <p>(3) 発表及び解除</p> 	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化 (表差替)</p>

修正前	修正後	備考
<p>6. 噴火警報等の発表及び伝達</p> <p>(2) 噴火警報の通報</p> <p>【伝達系統図】</p> <p>第3. 気象予報・警報等の伝達</p> <p>1. 青森市の伝達系統</p> <p>(1) 気象予報・警報等の伝達方法</p> <p>イ. 青森市域に関わる気象予報・警報等を受領した危機管理課長又は宿日直員（本庁舎守衛）は、その発表内容に基づき、直ちに関係課長に伝達するものとする。</p>	<p>6. 噴火警報等の発表及び伝達</p> <p>(2) 噴火警報の通報</p> <p>【伝達系統図】</p> <p>第3. 気象予報・警報等の伝達</p> <p>1. 青森市の伝達系統</p> <p>(1) 気象予報・警報等の伝達方法</p> <p>イ. <u> </u>市域に関わる気象予報・警報等を受領した危機管理課長<u> </u>は、その発表内容に基づき、直ちに関係課長に伝達するものとする。<u>なお、宿日直員（本庁舎守衛）が受領した場合は、直ちに総務部危機管理課長に伝達する。</u></p>	<p>・記載の適正化（表差替）</p>
<p>・記載の適正化（表差替）</p>	<p>・勤務時間外に宿日直員が受領した場合の伝達先の修正</p>	

修正前

【伝達系統】



第4節 情報収集及び被害等報告

第2. 情報の収集、伝達

2. 災害が発生し、又は拡大するおそれがある段階

(2) 被害状況の報告等

ウ. 総務部危機管理班長（総務部危機管理課長）は、各部より報告された被害状況のとりまとめ結果及び次の状況を県（防災危機管理課）に総合防災情報システム等により報告する。

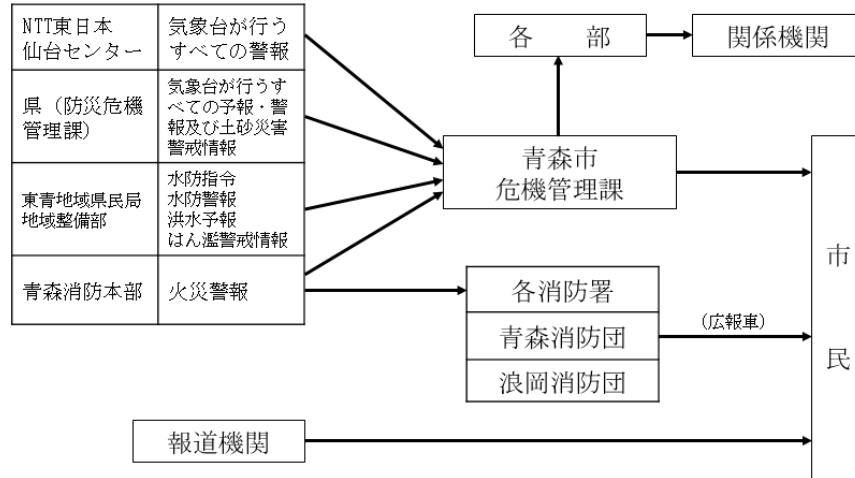
第7節 避難

第3. 避難指示等の伝達

市民に対する避難のための準備情報の提供や避難指示等を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるなど、

修正後

【伝達系統】



第4節 情報収集及び被害等報告

第2. 情報の収集、伝達

2. 災害が発生し、又は拡大するおそれがある段階

(2) 被害状況の報告等

ウ. 総務部危機管理班長（総務部危機管理課長）は、各部より報告された被害状況のとりまとめ結果及び次の状況を県（防災危機管理課）に総合防災情報システム等により報告する。

(キ) 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第7節 避難

第3. 避難指示等の伝達

市民に対する避難のための準備情報の提供や避難指示等を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるなど、「避難情報

備考

・記載の適正化 (表差替)

・救助活動の効率化・円滑化に向けた安否不明者の迅速な絞り込み

・青森県市長会からの意見による修正

修正前	修正後	備考
<p>_____避難指示等__判断基準等を明確化しておく。</p> <p>また、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、自宅等で身の安全を確保することができる場合は「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うといった適切な避難行動を市民がとれるように努める。</p> <p>避難についての市民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。</p> <p>なお、危険の切迫性に応じ_____伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、_____対象者ごとに_____とるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、_____積極的な避難行動の喚起に努める。</p> <p>特に、避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で高齢者等避難を伝達するなど、危険が切迫する前に十分な余裕をもって避難指示等を行うほか、一般市民に対しては、避難準備及び自主的な避難を呼びかける。</p> <p>洪水、高潮及び土砂災害について、市は避難指示等の対象地域及び判断時期、避難指示等解除などに関して、国及び県に必要な助言を求めるものとする。</p> <p>また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</p> <p>第7. 指定避難所の開設</p> <p>本部長（市長）は、避難指示等を決定したとき、又は市民の自主避難を覚知したときは、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに指定避難所を開設するとともに、市民等に対して周知徹底を図る。なお、開設に先立ち、開設予定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を受入れた後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。_____</p> <p>_____</p> <p>避難者の受入に当たっては、対象者数、指定避難所の受入能力、受入期間を考慮し</p>	<p><u>に関するガイドライン</u>を参考にして、避難指示等の判断基準等を明確化しておく。</p> <p>また、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、自宅等で身の安全を確保することができる場合は「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うといった適切な避難行動を市民がとれるように努める。</p> <p>避難についての市民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。</p> <p>なお、危険の切迫性に応じ<u>避難指示等</u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、<u>避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして</u>対象者ごとに<u>警戒レベルに対応した</u>とるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、<u>住民の</u>積極的な避難行動の喚起に努める。</p> <p>特に、避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で高齢者等避難を伝達するなど、危険が切迫する前に十分な余裕をもって避難指示等を行うほか、一般市民に対しては、避難準備及び自主的な避難を呼びかける。</p> <p>洪水、高潮及び土砂災害について、市は避難指示等の対象地域及び判断時期、避難指示等解除などに関して、国及び県に必要な助言を求めるものとする。</p> <p>また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</p> <p>第7. 指定避難所の開設</p> <p>本部長（市長）は、避難指示等を決定したとき、又は市民の自主避難を覚知したときは、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに指定避難所を開設するとともに、市民等に対して周知徹底を図る。なお、開設に先立ち、開設予定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を受入れた後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。<u>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を県に報告する。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>避難者の受入に当たっては、対象者数、指定避難所の受入能力、受入期間を考慮</p>	<p>・市町村地域防災計画修正の手引きを参考に修正</p> <p>・支援の強化に向けた情報共有の徹底</p>

修正前	修正後	備考
<p>避難者を割り当てるとともに、指定避難所ごとの避難者の情報の把握に努める。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。<u>なお</u>、感染症発生を考慮し、指定避難所の受入人員に制限が必要な場合等においては、指定避難所が密になる状況を避けるため、避難者を分散させて割り当てるとともに、必要に応じて他の安全な避難所への誘導、案内等を行うよう努める。</p> <p>学校が指定避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、本部長（市長）の避難対策に協力する。</p> <p>要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設する。被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等を福祉避難所としたり、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p> <p>被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>6. 指定避難所の運営管理</p> <p>避難所配置職員は、施設管理者、町会及び町内会、自主防災組織、災害ボランティアなどの協力を得ながら指定避難所の適切な管理・運営を図るため、次の措置を講じるものとする。</p> <p>なお、小学校に配置した避難所配置職員は、防災活動拠点施設運営のための任務（第8節「防災活動拠点施設の活用」参照）を併せて行うこととする。</p> <p>(3) 指定避難所の管理責任者は、指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織、指定避難所運営について専門性を有した_____外部支援者等の協力が得られるように努める。</p>	<p>し避難者を割り当てるとともに、指定避難所ごとの避難者の情報の把握に努める。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。<u>また</u>、感染症発生を考慮し、指定避難所の受入人員に制限が必要な場合等においては、指定避難所が密になる状況を避けるため、避難者を分散させて割り当てるとともに、必要に応じて他の安全な避難所への誘導、案内等を行うよう努める。</p> <p>学校が指定避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、本部長（市長）の避難対策に協力する。</p> <p>要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設する。被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等を福祉避難所としたり、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p> <p>被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>6. 指定避難所の運営管理</p> <p>避難所配置職員は、施設管理者、町会及び町内会、自主防災組織、災害ボランティアなどの協力を得ながら指定避難所の適切な管理・運営を図るため、次の措置を講じるものとする。</p> <p>なお、小学校に配置した避難所配置職員は、防災活動拠点施設運営のための任務（第8節「防災活動拠点施設の活用」参照）を併せて行うこととする。</p> <p>(3) 指定避難所の管理責任者は、指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織、指定避難所運営について専門性を有した<u>NPO・ボランティア等</u>の外部支援者等の協力が得られるように努める。</p>	<p>・外部支援者の例示を記載</p>

修正前	修正後	備考
<p>(7) 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療____サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。</p> <p>(10) 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。_____</p> <p>_____</p> <p style="text-align: center;">第 1 1 節 水防</p> <p>第 7. 警戒水位の周知</p> <p>(4) 本部長（市長）は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 1 5 節 応急住宅供給</p> <p>第 2. 既存住宅ストックの活用</p> <p>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存____ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、建設型応急住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p>	<p>(7) 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療<u>福祉</u>サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。</p> <p>(10) 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 1 1 節 水防</p> <p>第 7. 警戒水位の周知</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 1 5 節 応急住宅供給</p> <p>第 2. 既存住宅ストックの活用</p> <p>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存<u>住宅</u>ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、建設型応急住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ケースマネジメント等による被災者支援に係る修正 ・多様な主体と連携した被災者支援について追加
		<ul style="list-style-type: none"> ・県の意見を踏まえ削除 ・記載の適正化

修正前	修正後	備考												
<p>医療____現地調整本部員等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行い、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整について県保健医療____現地調整本部及び県保健医療____調整本部にて行うこととする。</p> <p>市は県と連携し、災害時を想定した情報の共有、整理及び分析等の保健医療____活動の実施体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>医療<u>福祉</u>現地調整本部員等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行い、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整について県保健医療<u>福祉</u>現地調整本部及び県保健医療<u>福祉</u>調整本部にて行うこととする。</p> <p>市は県と連携し、災害時を想定した情報の共有、整理及び分析等の保健医療<u>福祉</u>活動の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第26節 被災宅地の危険度判定</p> <p style="text-align: center;"><u>風水害等による宅地や擁壁等の被災に伴う二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図るため、被災宅地危険度判定を行うものとする。</u></p> <p>第1. 実施責任者等</p> <p>1. 実施責任者</p> <p style="text-align: center;"><u>風水害等による被災宅地や擁壁等の危険度判定調査については、本部長（市長）が行う。</u></p> <p>2. 実施担当</p> <table border="1" data-bbox="1014 983 1921 1201"> <thead> <tr> <th colspan="2">担当部（主担当班）</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市整備部</td> <td>建築指導班</td> <td>・被災宅地の危険度判定に関すること。</td> </tr> <tr> <td>税 務 部</td> <td>調 査 班</td> <td>・被害届の受付に関すること。</td> </tr> <tr> <td>浪岡振興部</td> <td>浪岡調査班</td> <td>・税務部調査班の応援に関すること。 ・浪岡地域における被害届の受付に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2. 実施内容</p> <p>1. 被災宅地危険度判定制度</p> <p style="text-align: center;"><u>被災宅地危険度判定士が宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握し、判定結果を表示することにより、宅地の所有者や近隣住民等の注意を喚起し、宅地の二次災害を</u></p>	担当部（主担当班）		担 当 業 務	都市整備部	建築指導班	・被災宅地の危険度判定に関すること。	税 務 部	調 査 班	・被害届の受付に関すること。	浪岡振興部	浪岡調査班	・税務部調査班の応援に関すること。 ・浪岡地域における被害届の受付に関すること。	<p>メント等による被災者支援に係る修正</p> <p>・県の防災対策の見直しによる追加</p>
担当部（主担当班）		担 当 業 務												
都市整備部	建築指導班	・被災宅地の危険度判定に関すること。												
税 務 部	調 査 班	・被害届の受付に関すること。												
浪岡振興部	浪岡調査班	・税務部調査班の応援に関すること。 ・浪岡地域における被害届の受付に関すること。												

修正前	修正後	備考
<p style="text-align: center;">第26節 金融機関対策</p> <p style="text-align: center;">第27節 文教対策</p> <p style="text-align: center;">第28節 警備対策</p> <p style="text-align: center;">第29節 交通対策</p> <p style="text-align: center;">第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</p> <p>第2. 応急措置の容量</p> <p>[V. 電気通信設備応急措置]</p> <p>14. 広報</p> <p>災害が発生した場合は、通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通</p>	<p style="text-align: center;">第27節 金融機関対策</p> <p style="text-align: center;">第28節 文教対策</p> <p style="text-align: center;">第29節 警備対策</p> <p style="text-align: center;">第30節 交通対策</p> <p style="text-align: center;">第31節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</p> <p>第2. 応急措置の容量</p> <p>[V. 電気通信設備応急措置]</p> <p>14. 広報</p> <p>災害が発生した場合は、通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通</p>	<p>・ 記載の適正化</p> <p>・ 記載の適正化</p> <p>・ 記載の適正化</p> <p>・ 記載の適正化</p> <p>・ 記載の適正化</p>

修正前	修正後	備考
<p>信設備等の応急復旧の状況 _____</p> <p>_____ を広報するなど、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>第3 1 節 石油燃料供給対策</p> <p>第3 2 節 広域応援</p> <p>第3 3 節 自衛隊災害派遣要請</p> <p>第3 4 節 航空機運用</p> <p>県は、大規模災害時において、航空機（ヘリコプター及び固定翼機） _____ を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図るとともに、航空機等の安全運航及び効率的な運用調整を行うことから、必要な情報提供を行う。</p> <p>第2章 雪害、火山、事故災害対策計画</p> <p>第1 節 雪害対策</p> <p>第1. 予防対策</p> <p>1. 雪害に強いまちづくり</p> <p>(6) 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は _____ 車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。</p> <p>(10) 道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体 _____ 其他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、大規模な交通 _____ 障害の発生が想定される主要幹線道路においてタイムラインを策定するよう努め</p>	<p>信設備等の応急復旧の状況 <u>や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）</u> _____ するなど、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>第3 2 節 石油燃料供給対策</p> <p>第3 3 節 広域応援</p> <p>第3 4 節 自衛隊災害派遣要請</p> <p>第3 5 節 航空機運用</p> <p>県は、大規模災害時において、航空機（ヘリコプター及び固定翼機） <u>及び無人航空機</u> を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図るとともに、航空機等の安全運航及び効率的な運用調整を行うことから、必要な情報提供を行う。</p> <p>第2章 雪害、火山、事故災害対策計画</p> <p>第1 節 雪害対策</p> <p>第1. 予防対策</p> <p>1. 雪害に強いまちづくり</p> <p>(6) 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は <u>スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、</u> 車内にスコップ、<u>砂、</u> スクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>・通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施に係る修正</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・災害応急対策に従事する航空機の追加</p> <p>・豪雪地帯における雪害対策の推進に係る修正</p>

修正前	修正後	備考
<p><u>るものとする。</u></p> <p>(11) 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するよう努めるものとする。</p> <p>(12) 集中的な大雪に対しては、国、県、<u>青森市</u>及び高速道路事業者は人命を最優先に幹線道路上における大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、その旨を周知するとともに、集中的な除雪作業に努めるものとする。</p> <p>(13) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、国、県及び<u>青森市</u>は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。</p>	<p>(10) 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するよう努めるものとする。</p> <p>(11) 集中的な大雪に対しては、国、県、<u>　　</u>市及び高速道路事業者は人命を最優先に幹線道路上における大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、その旨を周知するとともに、集中的な除雪作業に努めるものとする。</p> <p>(12) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、国、県及び<u>　　</u>市は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>
<p>4. 捜索、救助・救急及び医療活動体制の整備</p> <p>1 4. 屋根雪等の処理</p> <p>屋根雪による事故を防ぐため、計画的な雪下ろしの奨励、<u>　　</u></p> <hr/> <p><u>　　</u>雪止め、防雪柵の設置及び屋根雪処理システム（耐雪構造システム、無落雪システム、消・融雪システム）の普及を図る。</p>	<p>4. 捜索、救助・救急及び医療活動体制の整備</p> <p><u>(3) 国・県・市及び高速道路事業者は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>1 4. 屋根雪等の処理</p> <p>屋根雪による事故を防ぐため、計画的な雪下ろしを奨励する。<u>また、市は雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるほか、除排雪の安全を確保するための装備を貸与する。</u>雪止め、防雪柵の設置及び屋根雪処理システム（耐雪構造システム、無落雪システム、消・融雪システム）の普及を図る。</p>	<p>・豪雪地帯における雪害対策の推進に係る修正</p> <p>・豪雪地帯における雪害対策の推進に係る修正</p>

修正前	修正後	備考
<p>実施機関：市、県 申込先：子育て支援課、東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室/福祉こども総室</p> <p>5. 生活再建の支援（国、県、市）</p> <p>被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、国及び都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。</p> <p>被災者が遺漏なく支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、_____見守り、相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p> <p>被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。</p> <p>12. 被災者台帳の作成（県関係部局、市）</p> <p>市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。_____</p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p>	<p>実施機関：市、県 申込先：<u>青森市福祉事務所</u>、東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室/福祉こども総室</p> <p>5. 生活再建の支援（国、県、市）</p> <p>被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、国及び都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。</p> <p>被災者が遺漏なく支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り、相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p> <p>被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。</p> <p>12. 被災者台帳の作成（県関係部局、市）</p> <p>市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・災害ケースマネジメント等による被災者支援に係る修正</p> <p>・被災者台帳の作成等へのデジタル技術の活用に係る修正</p>

修正前	修正後	備考
<p style="text-align: center;">目 次</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p><u>第3章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</u></p> <p><u>第1節 総 則</u></p> <p><u>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</u></p> <p><u>第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</u></p> <p><u>第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項</u></p> <p><u>第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</u></p> <p><u>第6節 防災訓練に関する事項</u></p> <p><u>第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</u></p>	<p>・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されたことから推進計画を新たに追加</p>

修正前	修正後	備考																
<p style="text-align: center;">第1章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 青森市災害対策本部</p> <p>第2. 青森市の防災組織</p> <p>1. 防災組織の区分</p> <p>青森市の防災組織は、次の区分による。</p> <table border="1" data-bbox="73 395 958 632"> <thead> <tr> <th>防災組織</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒対策本部</td> <td>青森市の地域内の災害に対する警戒を強化する体制</td> </tr> <tr> <td>災害対策連絡本部</td> <td>青森市の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置するに至らないが、関係部局間において相互に連携した組織的な災害応急対策を実施する体制</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>青森市の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、全庁をあげて災害応急対策を実施する体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 防災組織の設置・廃止</p> <p>防災組織は、次の基準により設置または廃止する。</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="73 842 878 1437"> <thead> <tr> <th>防災組織</th> <th>設 置 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒対策本部</td> <td>① 気象庁または仙台管区気象台が、津波予報区の「陸奥湾」に[津波注意報]を公表し、大規模な被害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき。 ② 青森市内で震度5弱を観測したとき。(自動設置) 市長が特にこの配備を指示したとき。</td> </tr> <tr> <td>災害対策連絡本部</td> <td>① 気象庁または仙台管区気象台が、津波予報区の「陸奥湾」に「津波警報」を公表したとき。(自動設置) ② 青森市内で震度5強を観測したとき。(自動設置) ③ 次の基準に該当し、かつ市長が特にこの配備を指示したとき。 i. 青森市内で津波により被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 ii. 青森市内で地震により被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>① 気象庁又は仙台管区気象台が、津波予報区の「陸奥湾」に「大津波警報」(特別警報)を公表したとき。(自動設置) ② 青森市内で震度6弱以上を観測したとき。(自動設置) ③ 次の基準に該当し、かつ市長が特にこの配備を指示したとき。 i. 青森市内で津波により大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 ii. 青森市内で地震により大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。</td> </tr> </tbody> </table>	防災組織	内 容	警戒対策本部	青森市の地域内の災害に対する警戒を強化する体制	災害対策連絡本部	青森市の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置するに至らないが、関係部局間において相互に連携した組織的な災害応急対策を実施する体制	災害対策本部	青森市の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、全庁をあげて災害応急対策を実施する体制	防災組織	設 置 基 準	警戒対策本部	① 気象庁または仙台管区気象台が、津波予報区の「陸奥湾」に[津波注意報]を公表し、大規模な被害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき。 ② 青森市内で震度5弱を観測したとき。(自動設置) 市長が特にこの配備を指示したとき。	災害対策連絡本部	① 気象庁または仙台管区気象台が、津波予報区の「陸奥湾」に「津波警報」を公表したとき。(自動設置) ② 青森市内で震度5強を観測したとき。(自動設置) ③ 次の基準に該当し、かつ市長が特にこの配備を指示したとき。 i. 青森市内で津波により被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 ii. 青森市内で地震により被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。	災害対策本部	① 気象庁又は仙台管区気象台が、津波予報区の「陸奥湾」に「大津波警報」(特別警報)を公表したとき。(自動設置) ② 青森市内で震度6弱以上を観測したとき。(自動設置) ③ 次の基準に該当し、かつ市長が特にこの配備を指示したとき。 i. 青森市内で津波により大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 ii. 青森市内で地震により大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。	<p style="text-align: center;">第1章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 青森市災害対策本部</p> <p>(削除)</p>	<p>・第2節動員計画の第2配備態勢及び市職員の動員計画に集約(P7)</p>
防災組織	内 容																	
警戒対策本部	青森市の地域内の災害に対する警戒を強化する体制																	
災害対策連絡本部	青森市の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置するに至らないが、関係部局間において相互に連携した組織的な災害応急対策を実施する体制																	
災害対策本部	青森市の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、全庁をあげて災害応急対策を実施する体制																	
防災組織	設 置 基 準																	
警戒対策本部	① 気象庁または仙台管区気象台が、津波予報区の「陸奥湾」に[津波注意報]を公表し、大規模な被害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき。 ② 青森市内で震度5弱を観測したとき。(自動設置) 市長が特にこの配備を指示したとき。																	
災害対策連絡本部	① 気象庁または仙台管区気象台が、津波予報区の「陸奥湾」に「津波警報」を公表したとき。(自動設置) ② 青森市内で震度5強を観測したとき。(自動設置) ③ 次の基準に該当し、かつ市長が特にこの配備を指示したとき。 i. 青森市内で津波により被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 ii. 青森市内で地震により被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。																	
災害対策本部	① 気象庁又は仙台管区気象台が、津波予報区の「陸奥湾」に「大津波警報」(特別警報)を公表したとき。(自動設置) ② 青森市内で震度6弱以上を観測したとき。(自動設置) ③ 次の基準に該当し、かつ市長が特にこの配備を指示したとき。 i. 青森市内で津波により大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 ii. 青森市内で地震により大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。																	

修正前	修正後	備考																										
<p>(2) 廃止基準</p> <p>市長は、災害が発生するおそれなくなつたと認めるとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認めるときは、本部を廃止する。</p> <p>3. 設置場所</p> <p>防災組織は、青森市本庁舎に設置する。ただし、本庁舎が被災し使用できない場合は、次の代替施設に設置するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="71 512 943 895"> <thead> <tr> <th>設置順位</th> <th>施設名称</th> <th>設置室</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>青森市役所 本庁舎</td> <td>庁議室</td> <td>青森市中央一丁目 22-5</td> <td>017-734-5058</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">代替施設</td> <td>1</td> <td>青森市役所 駅前庁舎</td> <td>研修室 (5階)</td> <td>青森市新町一丁目 3-7</td> <td>017-734-1111</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>青森地域広域事務組合 消防合同庁舎</td> <td>会議室 (4階)</td> <td>青森市長島二丁目 1-1</td> <td>017-775-0852</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>青森市福祉増進センター</td> <td>大会議室</td> <td>青森市本町四丁目 1-3</td> <td>017-723-1340</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3. 防災組織の編成及び業務等</p>	設置順位	施設名称	設置室	所在地	電話番号	1	青森市役所 本庁舎	庁議室	青森市中央一丁目 22-5	017-734-5058	代替施設	1	青森市役所 駅前庁舎	研修室 (5階)	青森市新町一丁目 3-7	017-734-1111	2	青森地域広域事務組合 消防合同庁舎	会議室 (4階)	青森市長島二丁目 1-1	017-775-0852	3	青森市福祉増進センター	大会議室	青森市本町四丁目 1-3	017-723-1340	<p>第2. 防災組織の編成及び業務等</p> <p>1. 災害対策本部</p> <p><u>(4) 設置場所</u></p> <p><u>防災組織は、青森市本庁舎に設置する。ただし、本庁舎が被災し使用できない場合は、次の代替施設に設置するものとする。</u></p>	<p>・第2. 防災組織の編成及び業務等の「1. 災害対策本部」(4)へ移動</p> <p>・第1節青森市災害対策本部の第2. 青森市の防災組織から移動</p>
設置順位	施設名称	設置室	所在地	電話番号																								
1	青森市役所 本庁舎	庁議室	青森市中央一丁目 22-5	017-734-5058																								
代替施設	1	青森市役所 駅前庁舎	研修室 (5階)	青森市新町一丁目 3-7	017-734-1111																							
	2	青森地域広域事務組合 消防合同庁舎	会議室 (4階)	青森市長島二丁目 1-1	017-775-0852																							
	3	青森市福祉増進センター	大会議室	青森市本町四丁目 1-3	017-723-1340																							

修正前	修正後					備考																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1014 172 1133 229">設置 順位</th> <th data-bbox="1133 172 1391 229">施設名称</th> <th data-bbox="1391 172 1503 229">設置室</th> <th data-bbox="1503 172 1731 229">所在地</th> <th data-bbox="1731 172 1883 229">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1014 229 1133 312">1</td> <td data-bbox="1133 229 1391 312">青森市役所 本庁舎</td> <td data-bbox="1391 229 1503 312">庁 議 室</td> <td data-bbox="1503 229 1731 312">青森市中央一丁目 22-5</td> <td data-bbox="1731 229 1883 312">017-734-5059</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1014 312 1133 395" rowspan="3">代替 施設</td> <td data-bbox="1133 312 1391 395">1 青森市役所 駅前庁舎</td> <td data-bbox="1391 312 1503 395">研 修 室 (5 階)</td> <td data-bbox="1503 312 1731 395">青森市新町一丁目 3-7</td> <td data-bbox="1731 312 1883 395">017-734-1111</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 395 1391 478">2 青森地域広域事務組合 消防合同庁舎</td> <td data-bbox="1391 395 1503 478">会 議 室 (4 階)</td> <td data-bbox="1503 395 1731 478">青森市長島二丁目 1-1</td> <td data-bbox="1731 395 1883 478">017-775-0852</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 478 1391 558">3 青森市福祉増進センター</td> <td data-bbox="1391 478 1503 558">大会議室</td> <td data-bbox="1503 478 1731 558">青森市本町四丁目 1-3</td> <td data-bbox="1731 478 1883 558">017-723-1340</td> </tr> </tbody> </table>					設置 順位	施設名称	設置室	所在地	電話番号	1	青森市役所 本庁舎	庁 議 室	青森市中央一丁目 22-5	017-734-5059	代替 施設	1 青森市役所 駅前庁舎	研 修 室 (5 階)	青森市新町一丁目 3-7	017-734-1111	2 青森地域広域事務組合 消防合同庁舎	会 議 室 (4 階)	青森市長島二丁目 1-1	017-775-0852	3 青森市福祉増進センター	大会議室	青森市本町四丁目 1-3	017-723-1340	<p>・市町村地域防災計画修正の手引きを参考に追加</p>
設置 順位	施設名称	設置室	所在地	電話番号																									
1	青森市役所 本庁舎	庁 議 室	青森市中央一丁目 22-5	017-734-5059																									
代替 施設	1 青森市役所 駅前庁舎	研 修 室 (5 階)	青森市新町一丁目 3-7	017-734-1111																									
	2 青森地域広域事務組合 消防合同庁舎	会 議 室 (4 階)	青森市長島二丁目 1-1	017-775-0852																									
	3 青森市福祉増進センター	大会議室	青森市本町四丁目 1-3	017-723-1340																									
<p>2. 防災関係機関等との連携</p> <p>(1) <u>大規模災害等における国、県、防災関係機関等との連携</u></p> <p><u>大規模災害時における初動期（概ね発災後 72 時間）の消火、救出、救助、救護活動等を迅速かつ的確に行うため、防災関係機関等（DMA T、警察、消防、自衛隊、海上保安部、国土交通省等）は相互に連携するものとし、人命救助を最優先に人的・物的資源を最大限に活用するものとする。</u></p> <p>(2) <u>国、県、防災関係機関等からの情報連絡員（リエゾン）の派遣</u></p> <p><u>市災害対策本部には、自衛隊、海上保安部、県、東日本旅客鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社、日本赤十字社、東北電力株式会社などのライフライン事業者等の国、県、防災関係機関等の情報連絡員（リエゾン）の派遣を求めることができる。また、国、県、防災関係機関等の情報連絡員（リエゾン）は、必要に応じて、市災害対策本部会議に参画するものとする。</u></p> <p>(3) <u>消防応援活動調整本部</u></p> <p><u>緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第 44 条の 2 に基づき、消防応援活動調整本部（本部長は知事、副本部長は県危機管理局消防保安課長及び本県に出動した指揮支援部隊長）が設置され、消防の応援等の総合調整を行う。</u></p> <p>(4) <u>国の現地対策本部への情報連絡員の派遣等</u></p> <p><u>国の現地対策本部が設置された場合等において、情報共有の支援と状況認識の</u></p>																													

修正前	修正後	備考
<p>2. 災害対策連絡本部</p> <p>市長は、災害対策連絡本部の組織、運営を次により行う。</p> <p>(1) <u>災害対策連絡本部長</u>は、<u>市長</u>とし、<u>連絡本部</u>の事務を総括する。</p> <p>(2) <u>災害対策連絡副本部長</u>は、<u>危機管理監</u>、<u>副市長</u>及び<u>総務部長</u>とし、<u>連絡本部長</u>を補佐する_____。</p> <p>(3) <u>災害対策連絡本部長</u>の職務を代理する順序は、本部長が不在のときは危機管理監が、本部長及び危機管理監がともに不在のときは副市長が、本部長、危機管理監及び副市長が不在のときは総務部長が代理する。</p> <p>(4) <u>災害対策連絡本部員</u>は、関係部長及び部長級の職員とし、所管する部の事務を総括する。</p> <p>(5) <u>災害対策連絡本部</u>の事務及び分掌、<u>連絡本部員会議</u>、<u>連絡本部事務局</u>については、災害対策本部に準じて行うものとする。</p>	<p><u>統一を図るため、必要に応じて情報連絡員を派遣するとともに、合同会議、連絡会議、調整会議及び現地作業調整会議等を通じ、密接な連携を確保するものとする。</u></p> <p>3. 警戒対策本部</p> <p>(1) <u>警戒対策</u> 本部長は、市長とし、<u>対策本部</u>の事務を総括する。</p> <p>(2) <u>警戒対策</u> 副本部長は、危機管理監、副市長及び総務部長とし、<u>対策本部長</u>を補佐する<u>とともに、本部長不在のときはその職務を代理する。</u></p> <p>(3) <u>警戒対策</u> 本部長の職務を代理する順序は、本部長が不在のときは危機管理監が、本部長及び危機管理監がともに不在のときは副市長が、本部長、危機管理監及び副市長が不在のときは総務部長が代理する。</p> <p>(4) <u>警戒対策</u> 本部員は、関係部長及び部長級の職員とし、所管する部の事務を総括する。</p> <p>(5) <u>警戒対策</u> 本部の事務及び分掌、<u>対策本部員会議</u>、<u>対策本部事務局</u>については、災害対策本部に準じて行うものとする。</p> <p>(6) 設置、廃止及び通知・公表</p> <p>ア. 設置基準</p> <p>第1章第2節「動員計画」の「第2 配備態勢及び市職員の動員計画」の「1. 配備態勢」の表中非常配備態勢1号の項に定めるとおり</p> <p>イ. 廃止基準</p> <p>災害発生のおそれなくなったと認めるとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき</p> <p>ウ. 設置及び廃止時の通知、公表</p> <p>警戒対策本部を設置したときは、必要に応じ通知および公表をする。</p> <p>警戒対策本部を廃止したときは、設置の場合に準じて行うものとする。</p>	<p>・防災組織の見直しによる修正</p>

修正前	修正後	備考
<p>3. 警戒対策本部</p> <p>市長は、警戒対策本部の組織、運営を次により行う。</p> <p>(1) 警戒対策本部長 は、市長 _____ とし、警戒対策本部 の事務を総括する。</p> <p>(2) 警戒対策副本部長 は、危機管理監、副市長及び総務部長 とし、警戒対策本部長 を補佐する _____。</p> <p>(3) 警戒対策本部長の職務を代理する副本部長の順序は、本部長が不在のときは危機管理監が、本部長及び危機管理監不在のときは副市長が、本部長、危機管理監及び副市長がともに不在のときは総務部長が代理する。</p> <p>(4) 警戒対策本部員 は、関係部長及び部長級の職員とし、所管する部の事務を総括する。</p> <p>(5) 上記のほか、災害の規模、態様等に応じて警戒本部長が必要と認めたときは、部または班を追加する。</p> <p>(6) 警戒対策本部の事務及び分掌、警戒対策本部員会議、警戒対策本部事務局については、災害対策本部に準じて行うものとする。</p> <p>4. 現地災害対策本部</p>	<p>4. 災害情報連絡室</p> <p>_____</p> <p>(1) 災害情報連絡室長は、危機管理監 とし、災害情報連絡室 の事務を総括する。</p> <p>(2) 災害情報連絡副室長は、危機管理課長 _____ とし、災害情報連絡室長 を補佐するとともに、室長不在のときはその職務を代理する。</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 災害情報連絡室員は、災害情報連絡室長が指示した課の災害対策要員と _____ する。</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 災害情報連絡室の勤務体制は、各課の執務室を基本とし、災害情報等の収集・共有、応急対策を実施する。 _____</p> <p>(5) 設置、廃止</p> <p>ア. 設置基準</p> <p>第1章第2節「動員計画」の「第2 配備態勢及び市職員の動員計画」の「1. 配備態勢」の表中警戒配備態勢の項に定めるとおり</p> <p>イ. 廃止基準</p> <p>災害発生のおそれなくなったと認めるとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき</p> <p>5. 現地災害対策本部</p>	<p>・防災組織の見直しによる修正</p>

修正前	修正後	備考																																																					
<p>第2節 動員計画</p>	<p>第2節 動員計画</p>																																																						
<p>第2 配備体制及び市職員の動員計画</p>	<p>第2 配備態勢及び市職員の動員計画</p>	<p>・配備態勢ごとの配備基準及び設置組織等を集約して記載</p>																																																					
<p>1. 配備体制</p>	<p>1. 配備態勢</p>																																																						
<p>(1) 配備体制の指示</p>	<p>(1) 配備態勢の指示</p>																																																						
<p>本部長（市長）は、災害の規模、態様等に応じ、警戒配備体制または非常配備体制（1号～3号）を指示する。</p>	<p>本部長（市長）等は、災害の規模、態様等に応じ、警戒配備態勢または非常配備態勢（1号、2号）を指示する。</p>																																																						
<p>(2) 配備基準</p>	<p>(2) 配備態勢及び配備基準</p>																																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">配備区分</th> <th style="width: 85%;">内容・配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">警戒配備体制</td> <td> <p>災害対策本部を設置するに至らないが、予想される災害に直ちに対処できる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度4の地震が発生したとき。（自動配備） ・津波予報区「陸奥湾」に「津波注意報」が発表されたとき。（自動配備） ・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非常配備体制</td> <td> <p>全庁をあげて対処する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号配備：市内で震度5弱の地震が発生したとき。（自動配備） ・2号配備：津波予報区「陸奥湾」に「津波警報」が発表されたとき。（自動配備） <p style="text-align: center;">市内で震度5強を観測する地震が発生したとき。（自動配備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3号配備：津波予報区「陸奥湾」に「大津波警報」（特別警報）が発表されたとき。（自動配備） 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。（自動配備） <p>・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備（1号～3号）を指示したとき。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	内容・配備時期	警戒配備体制	<p>災害対策本部を設置するに至らないが、予想される災害に直ちに対処できる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度4の地震が発生したとき。（自動配備） ・津波予報区「陸奥湾」に「津波注意報」が発表されたとき。（自動配備） ・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき。 	非常配備体制	<p>全庁をあげて対処する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号配備：市内で震度5弱の地震が発生したとき。（自動配備） ・2号配備：津波予報区「陸奥湾」に「津波警報」が発表されたとき。（自動配備） <p style="text-align: center;">市内で震度5強を観測する地震が発生したとき。（自動配備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3号配備：津波予報区「陸奥湾」に「大津波警報」（特別警報）が発表されたとき。（自動配備） 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。（自動配備） <p>・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備（1号～3号）を指示したとき。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">態勢</th> <th rowspan="2">準備態勢</th> <th rowspan="2">警戒配備態勢</th> <th colspan="2">非常配備態勢</th> </tr> <tr> <th>1号</th> <th>2号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概要</td> <td>予想される事態に対処するための準備態勢</td> <td>災害対策本部を設置するに至らないが、準備態勢を強化するとともに予想される災害に直ちに対処できる態勢</td> <td colspan="2">全庁をあげて対処する態勢</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの注意報等が発表され、危険な状態が予想されると市長が認める場合 ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③高潮注意報 ④強風注意報 ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意報 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの警報等が発表され、危険な状態が予想されると市長が認める場合 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④高潮注意報（警報に切り替える可能性の高い場合） ⑤大雪警報（概ね積雪1m以上） ⑥暴風警報 ・指定河川洪水予報の予報区域で避難判断水位に到達した場合 ・水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合 ・夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高潮警報が発表された場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くことが予想される場合 ・記録的短時間大雨情報が発せられた場合 ・指定河川洪水予報の予報区域で氾濫危険水位に到達した場合 ・水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・気象の特別警報が発表された場合 </td> </tr> <tr> <td>地震津波</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度4の地震が発生した場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度5弱の地震が発生した場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度5強の地震が発生した場合 ・陸奥湾に津波注意報が発表された場合 ・北海道・三陸沖後発地震注意報が発表された場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度6以上の地震が発生した場合 ・陸奥湾に津波警報又は大津波警報が発表された場合 </td> </tr> <tr> <td>火山</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・八甲田山に噴火警戒レベル2が発表された場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・八甲田山に噴火警戒レベル3が発表された場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・八甲田山又は十和田に噴火警戒レベル4が発表された場合、又は噴火警戒レベルに関わらず被害が発生した場合 </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認める場合 </td> </tr> <tr> <td>設置組織</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">災害情報連絡室</td> <td style="text-align: center;">警戒対策本部</td> <td style="text-align: center;">災害対策本部</td> </tr> <tr> <td>配備決定者</td> <td style="text-align: center;">危機管理課長</td> <td style="text-align: center;">危機管理監</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">市長</td> </tr> <tr> <td>体制表任者</td> <td style="text-align: center;">危機管理課長</td> <td style="text-align: center;">室長（危機管理監）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">本部長（市長）</td> </tr> </tbody> </table>	態勢	準備態勢	警戒配備態勢	非常配備態勢		1号	2号	概要	予想される事態に対処するための準備態勢	災害対策本部を設置するに至らないが、準備態勢を強化するとともに予想される災害に直ちに対処できる態勢	全庁をあげて対処する態勢		配備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの注意報等が発表され、危険な状態が予想されると市長が認める場合 ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③高潮注意報 ④強風注意報 ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意報 	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの警報等が発表され、危険な状態が予想されると市長が認める場合 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④高潮注意報（警報に切り替える可能性の高い場合） ⑤大雪警報（概ね積雪1m以上） ⑥暴風警報 ・指定河川洪水予報の予報区域で避難判断水位に到達した場合 ・水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合 ・夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮警報が発表された場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くことが予想される場合 ・記録的短時間大雨情報が発せられた場合 ・指定河川洪水予報の予報区域で氾濫危険水位に到達した場合 ・水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象の特別警報が発表された場合 	地震津波	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度4の地震が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度5弱の地震が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度5強の地震が発生した場合 ・陸奥湾に津波注意報が発表された場合 ・北海道・三陸沖後発地震注意報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度6以上の地震が発生した場合 ・陸奥湾に津波警報又は大津波警報が発表された場合 	火山		<ul style="list-style-type: none"> ・八甲田山に噴火警戒レベル2が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・八甲田山に噴火警戒レベル3が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・八甲田山又は十和田に噴火警戒レベル4が発表された場合、又は噴火警戒レベルに関わらず被害が発生した場合 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認める場合 	設置組織	—	災害情報連絡室	警戒対策本部	災害対策本部	配備決定者	危機管理課長	危機管理監	市長		体制表任者	危機管理課長	室長（危機管理監）	本部長（市長）		<p>(表差替)</p>
配備区分	内容・配備時期																																																						
警戒配備体制	<p>災害対策本部を設置するに至らないが、予想される災害に直ちに対処できる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度4の地震が発生したとき。（自動配備） ・津波予報区「陸奥湾」に「津波注意報」が発表されたとき。（自動配備） ・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき。 																																																						
非常配備体制	<p>全庁をあげて対処する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号配備：市内で震度5弱の地震が発生したとき。（自動配備） ・2号配備：津波予報区「陸奥湾」に「津波警報」が発表されたとき。（自動配備） <p style="text-align: center;">市内で震度5強を観測する地震が発生したとき。（自動配備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3号配備：津波予報区「陸奥湾」に「大津波警報」（特別警報）が発表されたとき。（自動配備） 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。（自動配備） <p>・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備（1号～3号）を指示したとき。</p>																																																						
態勢	準備態勢	警戒配備態勢	非常配備態勢																																																				
			1号	2号																																																			
概要	予想される事態に対処するための準備態勢	災害対策本部を設置するに至らないが、準備態勢を強化するとともに予想される災害に直ちに対処できる態勢	全庁をあげて対処する態勢																																																				
配備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの注意報等が発表され、危険な状態が予想されると市長が認める場合 ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③高潮注意報 ④強風注意報 ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意報 	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの警報等が発表され、危険な状態が予想されると市長が認める場合 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④高潮注意報（警報に切り替える可能性の高い場合） ⑤大雪警報（概ね積雪1m以上） ⑥暴風警報 ・指定河川洪水予報の予報区域で避難判断水位に到達した場合 ・水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合 ・夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮警報が発表された場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くことが予想される場合 ・記録的短時間大雨情報が発せられた場合 ・指定河川洪水予報の予報区域で氾濫危険水位に到達した場合 ・水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象の特別警報が発表された場合 																																																			
地震津波	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度4の地震が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度5弱の地震が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度5強の地震が発生した場合 ・陸奥湾に津波注意報が発表された場合 ・北海道・三陸沖後発地震注意報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度6以上の地震が発生した場合 ・陸奥湾に津波警報又は大津波警報が発表された場合 																																																			
火山		<ul style="list-style-type: none"> ・八甲田山に噴火警戒レベル2が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・八甲田山に噴火警戒レベル3が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・八甲田山又は十和田に噴火警戒レベル4が発表された場合、又は噴火警戒レベルに関わらず被害が発生した場合 																																																			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認める場合 																																																			
設置組織	—	災害情報連絡室	警戒対策本部	災害対策本部																																																			
配備決定者	危機管理課長	危機管理監	市長																																																				
体制表任者	危機管理課長	室長（危機管理監）	本部長（市長）																																																				

修正前	修正後	備考
<p>イ. 勤務時間外</p> <p>(ア) 各配備要員は、上記1.(2)「<u> </u>配備基準」のうち「自動配備」に該当する事態の発生を知ったときは、市長（又は所属長）から配備体制の指示があったものとして、直ちに所定の配備につき、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(イ) 上記1.(2)「<u>配備基準</u>」のうち「<u>自動配備</u>」以外の動員は、次の伝達系統により指示するものとし、指示を受けた配備要員は、直ちに指定場所に参集し、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>5. 複合災害対策</p> <p>(1) 方針</p> <p>地震・津波、風水害等、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対策が困難となる事象をいう。）の発生<u>の</u>可能性を認識し、備えを充実するものとする。</p>	<p>イ. 勤務時間外</p> <p>(ア) 各配備要員は、上記1.(2)「<u>配備態勢及び</u>配備基準」<u> </u>に該当する事態の発生を知ったときは、市長（又は所属長）から配備体制の指示があったものとして、直ちに所定の配備につき、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(イ) 上記<u> </u>以外の動員は、次の伝達系統により指示するものとし、指示を受けた配備要員は、直ちに指定場所に参集し、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>5. 複合災害対策</p> <p>(1) 方針</p> <p>地震・津波、風水害等、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対策が困難となる事象をいう。）の発生<u> </u>可能性を認識し、備えを充実するものとする。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

修正前				修正後				備考	
第3節 津波警報・地震情報等の収集及び伝達				第3節 津波警報・地震情報等の収集及び伝達				・気象台からの意見による修正	
第2. 情報の種類と発表基準				第2. 情報の種類と発表基準					
1. 情報の種類と発表基準				1. 情報の種類と発表基準					
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
大津波警報	予想される津波の____高さが高いところで3mを超える場合	数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	巨大	巨大	巨大	数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	巨大
		10m超 (10m<予想高さ)	(表記しない)				10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	(表記しない)	
		10m (5m<予想高さ≤10m)					10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
5m (3m<予想高さ≤5m)	5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)								
津波警報	予想される津波の____高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	高い	津波警報	予想される津波の____高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	高い
津波注意報	予想される津波の____高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	(表記しない)	津波注意報	予想される津波の____高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	(表記しない)
2. 地震関係情報				2. 地震関係情報					
(1) 緊急地震速報				(1) 緊急地震速報					
ア. 緊急地震速報の発表等				ア. 緊急地震速報の発表等					
気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域(緊急地震速				気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域(緊急地震速					

修正前	修正後	備考																																																			
<p>報で用いる区域) に対し、緊急地震速報 (警報) を発表する。なお、震度 6 弱以上の揺れ _____ を予想した緊急地震速報 (警報) は、地震動特別警報に位置付けられる。</p>	<p>報で用いる区域) に対し、緊急地震速報 (警報) を発表する。なお、震度 6 弱以上の揺れ、<u>または長周期地震動階級 4 の揺れ</u> を予想した緊急地震速報 (警報) は、地震動特別警報に位置付けられる。</p> <p>(2) <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報</u> <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合の対応については、第 3 章第 5 節「北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項」に定めるところに準じる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気象台からの意見による修正 ・北海道・三陸沖後発地震注意情報への対応等に係る修正 																																																			
<p>(2) 地震情報</p> <p>気象庁及び青森地方気象台は、次により地震及び津波に関する情報を発表する。</p>	<p>(3) 地震情報</p> <p>気象庁及び青森地方気象台は、次により地震及び津波に関する情報を発表する。</p>																																																				
<p>地震情報の種類、発表基準及び内容</p>	<p>地震情報の種類、発表基準及び内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気象台からの意見による修正 																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度 3 以上</td> <td>地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名 (全国を 188 地域に区分) と地震の揺れの後知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)</td> <td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を発表。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報 (注)</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報 (警報) を発表した場合</td> <td>地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報 (注)</td> <td>・震度 1 以上</td> <td>震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多発発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報 (後述同表に関する情報)」で発表。</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度 5 弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度 (震度 4 以上) を図情報として発表。</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>・震度 3 以上</td> <td>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を地震発生から約 15 分後に発表。</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</td> <td>地震の発生時刻、発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名 (全国を 188 地域に区分) と地震の揺れの後知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を発表。	震源・震度に関する情報 (注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報 (警報) を発表した場合	地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報 (注)	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多発発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報 (後述同表に関する情報)」で発表。	推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度 (震度 4 以上) を図情報として発表。	長周期地震動に関する観測情報	・震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を地震発生から約 15 分後に発表。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度 3 以上</td> <td>地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名 (全国を 188 地域に区分) と地震の揺れの後知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)</td> <td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を発表。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度情報</td> <td>・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報 (警報) 発表時</td> <td>地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード)、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度 5 弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度 (震度 4 以上) を図情報として発表。</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>・震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合</td> <td>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周別階級等を発表。(地震発生から 10 分後程度で 1 回発表)</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</td> <td>地震の発生時刻、発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名 (全国を 188 地域に区分) と地震の揺れの後知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を発表。	震源・震度情報	・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報 (警報) 発表時	地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード)、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。	推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度 (震度 4 以上) を図情報として発表。	長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周別階級等を発表。(地震発生から 10 分後程度で 1 回発表)	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表	<ul style="list-style-type: none"> ・気象台からの意見による修正
地震情報の種類	発表基準	内容																																																			
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名 (全国を 188 地域に区分) と地震の揺れの後知時刻を速報。																																																			
震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を発表。																																																			
震源・震度に関する情報 (注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報 (警報) を発表した場合	地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																																																			
各地の震度に関する情報 (注)	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多発発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報 (後述同表に関する情報)」で発表。																																																			
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度 (震度 4 以上) を図情報として発表。																																																			
長周期地震動に関する観測情報	・震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を地震発生から約 15 分後に発表。																																																			
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。																																																			
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表																																																			
地震情報の種類	発表基準	内容																																																			
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名 (全国を 188 地域に区分) と地震の揺れの後知時刻を速報。																																																			
震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を発表。																																																			
震源・震度情報	・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報 (警報) 発表時	地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード)、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。																																																			
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度 (震度 4 以上) を図情報として発表。																																																			
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周別階級等を発表。(地震発生から 10 分後程度で 1 回発表)																																																			
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。																																																			
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表																																																			

修正前

(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。
 気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

第3. 情報の伝達及び必要な措置

1. 青森市の伝達系統

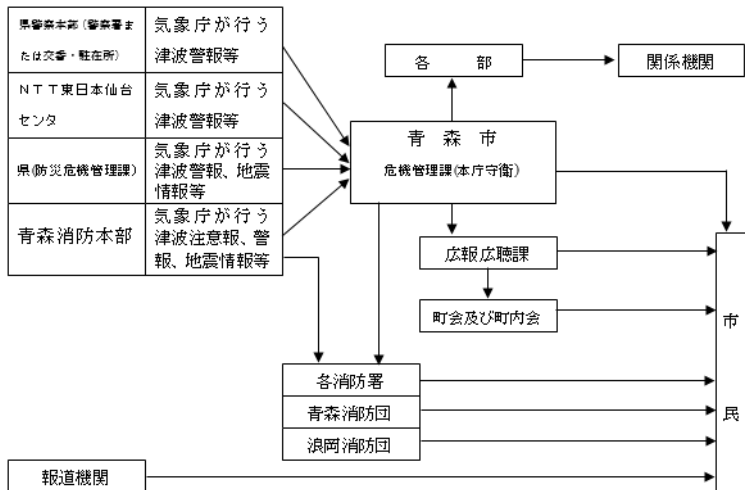
(1) 情報等の伝達

イ. 青森市域に関わる次の津波警報・地震情報等を受領した総務部危機管理課長又は宿日直員（本庁舎守衛）は、直ちに各部、各機関の筆頭課長に伝達するものとする。

(4) 津波警報等及び地震情報等の伝達系統

津波警報等及び地震情報等の伝達系統は、おおむね次のとおりとする。

【伝達系統】



修正後

(削除)

第3. 情報の伝達及び必要な措置

1. 青森市の伝達系統

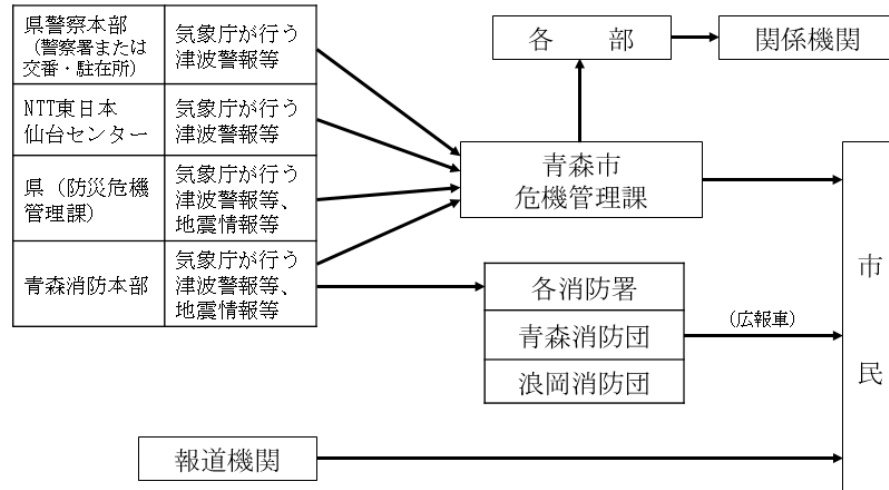
(1) 情報等の伝達

イ. 青森市域に関わる次の津波警報・地震情報等を受領した総務部危機管理課長は、直ちに各部、各機関の筆頭課長に伝達するものとする。なお、宿日直員（本庁舎守衛）が受領した場合は、直ちに総務部危機管理課長に伝達する。

(4) 津波警報等及び地震情報等の伝達系統

津波警報等及び地震情報等の伝達系統は、おおむね次のとおりとする。

【伝達系統】



・勤務時間外に宿日直員が受領した場合の伝達先の修正

・記載の適正化（表差替）

修正前	修正後	備考																																																														
<p style="text-align: center;">第4節 情報収集及び被害等報告</p> <p>第2. 情報の収集、伝達</p> <p>2. 災害が発生し、又は拡大するおそれがある段階</p> <p>(2) 被害状況の報告等</p> <p>ア. 消防部通信指令班（通信指令課）は、119番通報が殺到する状況等の情報を県（防災危機管理課）及び国（消防庁応急対策室）に報告する。</p> <p>県（防災危機管理課）</p> <table border="1" data-bbox="96 539 788 919"> <thead> <tr> <th>回線別</th> <th>区分</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>017-734-9088 017-734-9089</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>017-722-4867 017-734-8017</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防災情報ネットワーク</td> <td>電話</td> <td>8-810-1-6020</td> </tr> <tr> <td></td> <td>文書データ送信機能</td> </tr> </tbody> </table> <p>国（消防庁応急対策室）</p> <table border="1" data-bbox="96 1024 938 1303"> <thead> <tr> <th>回線別</th> <th>区分</th> <th>平日（9:30～17:45） 応急対策室</th> <th>左記以外 宿直室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信 ネットワーク</td> <td>電話</td> <td>8-048-500-90-43422</td> <td>8-048-500-90-49012</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8-048-500-90-49033</td> <td>8-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table>	回線別	区分	番号	NTT回線	電話	017-734-9088 017-734- 9089	FAX	017-722-4867 017-734-8017	防災情報ネットワーク	電話	8-810-1-6020		文書データ送信機能	回線別	区分	平日（9:30～17:45） 応急対策室	左記以外 宿直室	NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553	地域衛星通信 ネットワーク	電話	8-048-500-90-43422	8-048-500-90- 49012		8-048-500-90-49033	8-048-500-90-49036	<p style="text-align: center;">第4節 情報収集及び被害等報告</p> <p>第2. 情報の収集、伝達</p> <p>2. 災害が発生し、又は拡大するおそれがある段階</p> <p>(2) 被害状況の報告等</p> <p>ア. 消防部通信指令班（通信指令課）は、119番通報が殺到する状況等の情報を県（防災危機管理課）及び国（消防庁応急対策室）に報告する。</p> <p>県（防災危機管理課）</p> <table border="1" data-bbox="1037 539 1729 919"> <thead> <tr> <th>回線別</th> <th>区分</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>017-734-9088 017-734-9089 017-734-9097</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>017-722-4867 017-734-8017</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防災情報ネットワーク</td> <td>電話</td> <td>8-810-1-6020</td> </tr> <tr> <td></td> <td>文書データ 送信 伝送機能</td> </tr> </tbody> </table> <p>国（消防庁応急対策室）</p> <table border="1" data-bbox="1037 1024 1879 1303"> <thead> <tr> <th>回線別</th> <th>区分</th> <th>平日（9:30～18:15） 応急対策室</th> <th>左記以外 宿直室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信 ネットワーク</td> <td>電話</td> <td>8-048-500-90-43422</td> <td>8-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8-048-500-90-49033</td> <td>8-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table>	回線別	区分	番号	NTT回線	電話	017-734-9088 017-734- 9089 017-734-9097	FAX	017-722-4867 017-734-8017	防災情報ネットワーク	電話	8-810-1-6020		文書データ 送信 伝送機能	回線別	区分	平日（9:30～18:15） 応急対策室	左記以外 宿直室	NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553	地域衛星通信 ネットワーク	電話	8-048-500-90-43422	8-048-500-90- 49102		8-048-500-90-49033	8-048-500-90-49036	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>
回線別	区分	番号																																																														
NTT回線	電話	017-734-9088 017-734- 9089																																																														
	FAX	017-722-4867 017-734-8017																																																														
防災情報ネットワーク	電話	8-810-1-6020																																																														
		文書データ送信機能																																																														
回線別	区分	平日（9:30～17:45） 応急対策室	左記以外 宿直室																																																													
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777																																																													
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553																																																													
地域衛星通信 ネットワーク	電話	8-048-500-90-43422	8-048-500-90- 49012																																																													
		8-048-500-90-49033	8-048-500-90-49036																																																													
回線別	区分	番号																																																														
NTT回線	電話	017-734-9088 017-734- 9089 017-734-9097																																																														
	FAX	017-722-4867 017-734-8017																																																														
防災情報ネットワーク	電話	8-810-1-6020																																																														
		文書データ 送信 伝送機能																																																														
回線別	区分	平日（9:30～18:15） 応急対策室	左記以外 宿直室																																																													
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777																																																													
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553																																																													
地域衛星通信 ネットワーク	電話	8-048-500-90-43422	8-048-500-90- 49102																																																													
		8-048-500-90-49033	8-048-500-90-49036																																																													

修正前	修正後	備考
<p>ウ. 被害報告区分</p> <p style="text-align: center;">第7節 避難</p> <p>第7. 指定避難所の開設</p> <p>本部長（市長）は、避難指示等を決定したとき、又は住民の自主避難を覚知したときは、津波、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに指定避難所を開設するとともに住民等に対して周知徹底を図る。なお、開設に先立ち、開設予定の指定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を受入れた後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。</p>	<p>ウ. <u>総務部危機管理班長（総務部危機管理課長）は、各部より報告された被害状況のとりまとめ結果及び次の状況を県（防災危機管理課）に総合防災情報システム等により報告する。</u></p> <p><u>（ア）人命危険の有無及び人的被害（行方不明者の数を含む。）の発生状況</u></p> <p><u>（イ）火災等の二次災害の発生状況、危険性</u></p> <p><u>（ウ）避難の必要の有無及び避難の状況</u></p> <p><u>（エ）市民の動向</u></p> <p><u>（オ）その他、災害の発生拡大防止措置上必要な事項</u></p> <p><u>（カ）特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、県警察関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。</u></p> <p><u>また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は、県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。</u></p> <p><u>（キ）要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7節 避難</p> <p>第7. 指定避難所の開設</p> <p>本部長（市長）は、避難指示等を決定したとき、又は住民の自主避難を覚知したときは、津波、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに指定避難所を開設するとともに住民等に対して周知徹底を図る。なお、開設に先立ち、開設予定の指定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を受入れた後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。<u>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を県に報告する。</u></p>	<p>・市町村地域防災計画修正の手引きを参考に追加</p> <p>・救助活動の効率化・円滑化に向けた安否不明者の迅速な絞り込みに係る修正</p> <p>・支援の強化に向けた情報共有の徹底に係る修正</p>

修正前	修正後	備考
<p>避難者の受入に当たっては、対象者数、指定避難所の受入能力、受入期間を考慮し避難者を割り当てるとともに、指定避難所ごとの避難者の情報の把握に努める。<u>なお</u>、感染症発生を考慮し、指定避難所の収容人員に制限が必要な場合等においては、指定避難所が密になる状況を避けるため、避難者を分散させて割り当てるとともに、必要に応じて他の安全な指定避難所への誘導、案内等を行うよう努める。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。</p> <p>学校が指定避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、本部長（市長）の避難対策に協力する。</p> <p>要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設する。被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等を福祉避難所としたり、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p> <p>被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>6. 指定避難所の運営管理</p> <p>(3) 指定避難所の管理責任者は、指定避難所における情報の伝達、食料・飲料水の給付、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した_____外部支援者等の協力が得られるように努める。</p> <p>(7) 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療____サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓</p>	<p>避難者の受入に当たっては、対象者数、指定避難所の受入能力、受入期間を考慮し避難者を割り当てるとともに、指定避難所ごとの避難者の情報の把握に努める。<u>また</u>、感染症発生を考慮し、指定避難所の収容人員に制限が必要な場合等においては、指定避難所が密になる状況を避けるため、避難者を分散させて割り当てるとともに、必要に応じて他の安全な指定避難所への誘導、案内等を行うよう努める。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。</p> <p>学校が指定避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、本部長（市長）の避難対策に協力する。</p> <p>要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設する。被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等を福祉避難所としたり、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p> <p>被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>6. 指定避難所の運営管理</p> <p>(3) 指定避難所の管理責任者は、指定避難所における情報の伝達、食料・飲料水の給付、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した <u>NPO・ボランティア等</u>の外部支援者等の協力が得られるように努める。</p> <p>(7) 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療 <u>福祉</u>サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓</p>	<p>・外部支援者の例示を記載</p> <p>・災害ケースマネジメント等による</p>

修正前	修正後	備考
<p>症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。</p> <p>(10) 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。 _____</p> <p>_____</p> <p style="text-align: center;">第16節 応急住宅供給</p> <p>第2. 既存住宅ストックの活用</p> <p>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存 _____ ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、建設型応急住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第18節 障害物除去</p> <p>第1. 実施責任者等</p> <p>1. 実施責任者</p> <p>第2. 障害物の除去</p>	<p>症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。</p> <p>(10) 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第16節 応急住宅供給</p> <p>第2. 既存住宅ストックの活用</p> <p>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存 <u>住宅</u> ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、建設型応急住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第18節 障害物除去</p> <p>第1. 実施責任者等</p> <p>1. 実施責任者</p> <p><u>(3) 海上における障害物の除去は、第二管区海上保安部（青森・八戸海上保安部）及び港湾・漁港管理者が行う。</u></p> <p>第2. 障害物の除去</p> <p>3. 海上における障害物の除去</p> <p><u>(1) 第二管区海上保安部（青森・八戸海上保安部）及び港湾・漁港管理者は、港内又は海上に漂流物、沈没物、軽石、その他の航路障害物がある場合は、直ちに必要</u></p>	<p>被災者支援に係る修正</p> <p>・多様な主体と連携した被災者支援について追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・航路等の障害物除去について追加</p>

修正前	修正後	備考
<p style="text-align: center;">第20節 医療、助産及び保健</p> <p>第6. 応援協力関係</p> <p>本部長（市長）は、市内の医師等をもってしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣（助産を除く。）や、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を含め応援を要請する。</p> <p>また、市は、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な情報について、市を応援する県保健医療____現地調整本部員等と情報連携することとし、県は、県保健医療____現地調整本部員等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行い、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整について県保健医療____現地調整本部及び県保健医療____調整本部にて行うこととする。</p> <p>市は県と連携し、災害時を想定した情報の共有、整理及び分析等の保健医療____活動の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第27節 被災建築物等の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定</p> <p>第1. 実施責任者等</p> <p>2. 実施担当</p>	<p style="text-align: center;">第20節 医療、助産及び保健</p> <p>第6. 応援協力関係</p> <p>本部長（市長）は、市内の医師等をもってしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣（助産を除く。）や、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を含め応援を要請する。</p> <p>また、市は、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な情報について、市を応援する県保健医療<u>福祉</u>現地調整本部員等と情報連携することとし、県は、県保健医療<u>福祉</u>現地調整本部員等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行い、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整について県保健医療<u>福祉</u>現地調整本部及び県保健医療<u>福祉</u>調整本部にて行うこととする。</p> <p>市は県と連携し、災害時を想定した情報の共有、整理及び分析等の保健医療<u>福祉</u>活動の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第27節 被災建築物等の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定</p> <p>第1. 実施責任者等</p> <p>2. 実施担当</p>	<p>・災害ケースマネジメント等による被災者支援に係る修正</p>

修正前			修正後			備考
担当部（主担当班）		担 当 業 務	担当部（主担当班）		担 当 業 務	・ 記載の適正化
都市整備部	建築指導班	・ 建築物等の応急危険度判定に関する事。 ・ 罹災証明の発行に係る調査班の応援に関する事。	都市整備部	建築指導班	・ 建築物等の応急危険度判定に関する事。 ・ <u>被災宅地の危険度判定に関する事。</u> ・ 罹災証明の発行に係る調査班の応援に関する事。	
税務部	調査班	・ 被害届の受付及び罹災証明の発行に関する事。	税務部	調査班	・ 被害届の受付及び罹災証明の発行に関する事。	
浪岡振興部	浪岡調査班	・ 税務部調査班の応援に関する事。 ・ 浪岡地域における罹災証明の発行に関する事。	浪岡振興部	浪岡調査班	・ 税務部調査班の応援に関する事。 ・ 浪岡地域における罹災証明の発行に関する事。	
消防部	警防班	・ 罹災証明に関する事。	消防部	<u>予防班</u>	・ 罹災証明に関する事。	
<p align="center">第32節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</p> <p>第2. 応急措置の容量</p> <p>[V. 電気通信設備応急措置]</p> <p>14. 広報</p> <p>災害が発生した場合は、通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況_____</p> <p>_____を広報するなど、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p align="center">第38節 航空機運用</p> <p>県は、大規模災害時において、航空機（ヘリコプター及び固定翼機）_____を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図るとともに、航空機等の安全運航及び効率的な運用調整を行うことから、必要な情報提供を行う。</p>			<p align="center">第32節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</p> <p>第2. 応急措置の容量</p> <p>[V. 電気通信設備応急措置]</p> <p>14. 広報</p> <p>災害が発生した場合は、通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況<u>や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）</u>_____するなど、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p align="center">第38節 航空機運用</p> <p>県は、大規模災害時において、航空機（ヘリコプター及び固定翼機）<u>及び無人航空機</u>を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図るとともに、航空機等の安全運航及び効率的な運用調整を行うことから、必要な情報提供を行う。</p>			<p>・ 通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施に係る修正</p> <p>・ 災害応急対策に従事する航空機の追加</p>

修正前	修正後	備考
<p style="text-align: center;">第2章 災害復旧対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 公共施設災害復旧</p> <p>4. 災害復旧資金の確保（<u>県危機管理局</u>、東北財務局）</p> <p style="text-align: center;">第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</p> <p>災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講じるものとする。</p> <p>国、県及び市は、 <u>被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続きが円滑に行われるよう、デジタル化や先進技術の導入に努めるものとする。</u></p> <p>4. 生業資金の確保（<u>県健康福祉部</u>、<u>市総務部</u>、<u>市福祉部</u>、<u>青森市社会福祉協議会</u>）</p> <p>災害により被害を受けた者に対し、早急に民生の安定を図るため、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 生活福祉資金の貸付 実施機関：青森県社会福祉協議会 申込先：青森市社会福祉協議会</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付 実施機関：市、県 申込先：<u>子どもしあわせ課</u>、<u>東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室/福祉こども総室</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害復旧対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 公共施設災害復旧</p> <p>4. 災害復旧資金の確保（<u>県総務部</u>、東北財務局）</p> <p style="text-align: center;">第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</p> <p>災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講じるものとする。</p> <p>国、県及び市は、<u>避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、避難所や避難者の情報管理に係る手続きのほか</u>、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続きが円滑に行われるよう、デジタル化や先進技術の導入に努めるものとする。</p> <p>4. 生業資金の確保（<u>県健康福祉部</u>、<u>市総務部</u>、<u>市福祉部</u>、<u>青森市社会福祉協議会</u>）</p> <p>災害により被害を受けた者に対し、早急に民生の安定を図るため、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 生活福祉資金の貸付 実施機関：青森県社会福祉協議会 申込先：青森市社会福祉協議会</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付 実施機関：市、県 申込先：<u>青森市社会福祉事務所</u>、<u>東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室/福祉こども総室</u></p> <p>5. 生活再建の支援（国、県、市）</p> <p>被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、国及び都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。</p>	<p>・表記の修正</p> <p>・避難行動要配慮者名簿の作成等へのデジタル技術の導入促進に係る修正</p> <p>・記載の適正化</p>

修正前	修正後	備考
	<p>被災者が遺漏なく支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り、相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p> <p>被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。</p> <p>12. 被災者台帳の作成（県関係部局、市）</p> <p>市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p>	<p>・災害ケースマネジメント等による被災者支援に係る修正</p> <p>・被災者台帳の作成等へのデジタル技術の活用に係る修正</p>

修正前	修正後	備考
	<p style="text-align: center;"><u>第3章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1節 総則</u></p> <p><u>1. 推進計画の目的</u></p> <p><u>この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年4月2日法律第27号。以下「特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>2. 推進地域</u></p> <p><u>特別措置法第3条に基づき指定された青森県の推進地域は次表のとおりである。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>【令和4年10月3日内閣府告示第99号】</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>青森市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、東津軽郡、西津軽郡、北津軽郡中泊町、上北郡、下北郡、三戸郡五戸町、同郡南部町及び同郡階上町の区域</u></p> </div> <p><u>3. 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</u></p> <p><u>本市の地域に係る地震防災に関し、市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、青森市地域防災計画【総則・災害予防計画編】第1章第5節「青森市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準じる。</u></p>	<p>・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されたことから推進計画を新たに追加</p>

修正前	修正後	備考
	<p style="text-align: center;">第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</p> <p><u>各施設等の整備については、次の施設ごとに掲げる事項に留意しながら計画的な整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、施設等の整備は概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。</u></p> <p>1. 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化</p> <p>(1) <u>建築物の耐震化の推進</u></p> <p><u>住宅やオフィス等の耐震化を進めるために、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なハザードマップを作成・公表し、耐震化の必要性について広く周知を図るほか、緊急輸送道路沿いの建築物所有者などに対して、耐震診断を行い必要に応じて耐震改修に努めるよう指導・助言する。</u></p> <p>(2) <u>耐震化を進めるための環境整備</u></p> <p><u>住民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化や分かりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実を図る。</u></p> <p><u>また住宅や多数の人が利用する建築物に対する耐震改修の助言等、耐震化促進のための制度の確実な運用を進める。</u></p> <p>(3) <u>公共施設等の耐震化</u></p> <p><u>市及び関係事業者は、庁舎、学校、病院、公民館、駅等様々な応急対策活動や指定避難所となりうる公共施設等の耐震化について数値目標を設定するなど、その耐震化の促進を図る。</u></p> <p>(4) <u>建築物の不燃化</u></p> <p><u>地震時における火災の発生を抑えるため、建築物の不燃化を促進する。</u></p> <p>(5) <u>公共施設等の耐浪化</u></p>	

修正前	修正後	備考
	<p><u>市及び関係事業者は、地震発生時に縦横な役割を担う行政関連施設、学校、要配慮者に関わる社会福祉施設や医療施設等の施設の耐浪化を推進する。</u></p> <p>2. 土砂災害防止施設</p> <p><u>別途、整備事業計画を第6次地震防災緊急事業五箇年計画に定める。</u></p> <p>3. 津波防護施設</p> <p><u>別途、整備事業計画を第6次地震防災緊急事業五箇年計画に定める。</u></p> <p>4. 避難場所、避難経路</p> <p><u>想定された津波到達時間や浸水域に基づいた指定緊急避難場所の計画的整備、耐震性・耐浪性や浸水深を考慮した上で、建築物を指定緊急避難場所に指定するいわゆる津波避難ビルの活用等により、各地域における指定緊急避難場所を早急に確保する。</u></p> <p><u>また、指定緊急避難場所、避難路の確保にあたっては、背後地が急峻であるなど地形的に避難が困難な地域や、高齢化の進んだ避難困難者の多い地域等への優先的な指定・整備にも配慮する。その際、土砂災害危険箇所の防災対策との連携に配慮した避難路整備を図る。</u></p> <p><u>なお、積雪寒冷地であることを踏まえ、屋内空間を備えた避難場所を必要に応じて整備するとともに、積雪等に配慮した避難路の整備を行い、冬期においては、避難路の積雪や凍結によって避難が困難となることが予想されるため、避難路の除雪・防雪・凍結防止対策等を強化する。</u></p> <p>5. 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設</p> <p><u>別途、整備事業計画を第6次地震防災緊急事業五箇年計画に定める。</u></p> <p>6. 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港</p> <p><u>別途、整備事業計画を第6次地震防災緊急事業五箇年計画に定める。</u></p>	

修正前	修正後	備考
	<p>7. 通信施設</p> <p><u>市その他防災関係機関は第3節の2に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を青森市地域防災計画【総則・災害予防計画編】第2章第2部第2節「防災業務施設・設備等の整備」の「第3. 通信施設・設備等」に準じて整備する。</u></p> <p>8. 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地</p> <p><u>石油コンビナート等特別防災区域に係る市及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行う。</u></p> <p>9. その他の事業</p> <p>第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>1. 津波からの防護</p> <p><u>津波による被害の想定を踏まえ、堤防や防波堤等の津波防護機能を有する施設の早急な整備・点検を行い、整備が不足している地域や、老朽化が進み耐震性・耐浪性の観点から補強・更新が必要な施設においては、津波防護機能を有する施設の新設や既存施設の耐震化、嵩上げ、更新、海岸防災林の整備等を計画的に実施する。</u></p> <p><u>また、閉門作業の自動化や遠隔操作が可能な水門等の整備を進めるとともに、冬期の積雪等の影響下においても確実に作動する水門等の整備に努める。</u></p> <p><u>堤防、水門等の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種整備等を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 堤防、水門等の点検方針・計画</u></p> <p><u>(2) 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等の方針・計画</u></p> <p><u>(3) 積雪寒冷地において、冬季においても水門等が確実に作動するよう配慮した対策</u></p> <p><u>(4) 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平時の管理方法</u></p>	

修正前	修正後	備考
	<p>(5) <u>内水排除施設等の管理上必要な操作、非常用電源の準備、点検その他所要の被災防止措置</u></p> <p>(6) <u>津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時離着陸場の整備の方針及び計画</u></p> <p>2. 津波に関する情報の伝達等</p> <p><u>津波に関する情報の伝達に係る関係者の連絡体制は次のとおり。</u></p> <p>(1) <u>市内部及び関係機関相互間の伝達体制</u></p> <p><u>第1章第1節「市災害対策本部」及び第1章第2節「配備態勢」に準じる。</u></p> <p>(2) <u>防災関係機関、地域住民等及び船舶に対する伝達体制</u></p> <p><u>第1章第3節「津波警報等・地震情報等の収集及び伝達」に準じるものとし、光ネットワーク等を活用した映像等による災害情報の伝達・収集システムの構築、バイクの活用、ヘリコプター衛星通信等の実用化を検討し、可能なものから実施し、迅速かつ的確な津波警報等の提供に努める。</u></p> <p><u>また、沿岸地域の孤立への対応のため、発災時における地域内の集落の把握に努め、津波により孤立する可能性がある集落等において、衛星携帯電話、市防災行政無線、地域防災無線、簡易無線機等被災時に外部との通信確保に向けた備えの強化を図るほか、これらの設備が停電により使用できなくなることも想定して、通信設備用の非常用電源の確保に努める。</u></p> <p><u>ア. 提供された津波警報等を居住者及び一時滞在者等、全員にもれなく伝達するため、情報提供伝達手段の多様化及び即時伝達等により、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の確実な伝達を図る。</u></p> <p><u>イ. 生活の中での様々な場面で津波警報等が得られるように、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、インターネット、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、FAX、ワンセグ等の多様な情報提供環境の整備を進める。</u></p> <p><u>ウ. 携帯電話、路側放送、道路情報板等により、走行中の車両や運航中の列車、船舶等へも津波警報等を迅速に提供する仕組みの導入を図る。</u></p>	

修正前	修正後	備考
	<p><u>エ. 外国人や聴覚障害者、視覚障害者等にも津波警報等が的確に伝わるように、多言語での音声放送や文字放送等の情報提供方法の充実を図る。</u></p> <p><u>オ. 対応マニュアルの整備、訓練の実施等により対応能力の向上を図る。</u></p> <p><u>(3) 管轄区域内の被害状況の情報収集体制</u></p> <p><u>第1章第4節「情報収集及び被害等報告」に準じる。</u></p> <p>3. 地域住民等の避難行動等</p> <p><u>市は、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、第1章第7節「避難」に準じて、次のとおり取り組むこととする。</u></p> <p><u>(1) 避難対象地域</u></p> <p><u>最大クラスの津波により浸水が想定される区域（津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の規定に基づき県が指定した津波災害警戒区域）</u></p> <p><u>(2) 避難方法</u></p> <p><u>青森市津波避難計画にある地区ごとの避難方法や避難場所、避難経路等を示した基本的な避難行動によるものとする。</u></p> <p><u>(3) 避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策</u></p> <p><u>冬期間における災害に備え、地域住民等が迅速かつ適切な避難行動をとることができるよう、適切な除排雪の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 住民等の備え</u></p> <p><u>避難対象地域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきものとする。</u></p> <p><u>(5) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等</u></p> <p><u>要配慮者等への避難支援として、災害発生時等は町会及び町内会、防災ボラン</u></p>	

修正前	修正後	備考
	<p><u>ティア等の協力を得て、要配慮者に対する災害広報に努めるほか、青森市地域防災計画【総則・災害予防計画編】第2章第4部第2節「要配慮者等安全確保対策」に準じる。</u></p> <p><u>(6) 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等</u></p> <p><u>外国人住民、訪日外国人を含む観光客等の避難誘導については、多様な手段を活用し、災害情報や避難情報を伝達するとともに、国際交流協会等の協力を得て、避難誘導等の避難対策を実施するものとする。</u></p> <p><u>また、日頃から、国際交流協会等と協力し、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、外国人に対し津波対策の周知に努めるものとする。</u></p> <p>4. 避難場所及び避難所の運営・安全確保</p> <p><u>市は、避難場所及び避難所の運営・安全確保に、第1章第7節「避難」に準じて取り組む。</u></p> <p>5. 意識の普及・啓発</p> <p><u>市は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、周知を行う。</u></p> <p>6. 消防機関等の活動</p> <p><u>(1) 市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。</u></p> <p><u>ア. 津波警報等の情報の的確な収集・伝達</u></p> <p><u>イ. 津波からの避難誘導</u></p> <p><u>ウ. 土のう等による応急浸水対策</u></p>	

修正前	修正後	備考
	<p>エ. <u>自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援</u></p> <p>オ. <u>津波到達予想時間等を考慮した退避ルートの確立</u></p> <p>(2) <u>上記(1)に掲げる措置を実施するために必要な動員、配備及び活動計画は、市消防計画に定めるところによる。</u></p> <p>(3) <u>地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。</u></p> <p>ア. <u>所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知</u></p> <p>イ. <u>水門及び防潮扉等の操作又は操作の準備並びに人員の配置</u></p> <p>ウ. <u>津波に備え、水防資機材の点検、整備、配備</u></p> <p>7. <u>水道、電気、ガス、通信、放送関係</u></p> <p><u>各防災関係機関は、積雪寒冷地であることに配慮した津波からの防護及び円滑な避難の確保のために実施すべき事項について、その対策を明示する。</u></p> <p>(1) <u>水道</u></p> <p><u>水道事業者、水道用水供給事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置について定める。</u></p> <p>(2) <u>電気</u></p> <p>ア. <u>津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、積雪寒冷地の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。</u></p> <p>イ. <u>東北電力株式会社(青森支店)、東北電力ネットワーク株式会社(青森支店)は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の迅速確実な伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、冬期においても確実に電力が供給できるよう、また、機能が停止した場合でも早期に復旧できるよう電力供給のための体制確保等必要な措置を講じる。</u></p> <p>(ア) <u>二次災害の予防措置</u></p>	

修正前	修正後	備考
	<p><u>a 災害の拡大防止</u> <u>移動無線、保安電話などによる連絡体制の強化を図るとともに、的確な初期対応により被害の拡大防止を図る。</u></p> <p><u>b 危険予防</u> <u>災害時においても、電力供給継続を原則とするが、警察・消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。</u></p> <p><u>(イ) 広報</u> <u>津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの解放等の措置に関する広報を実施する。</u> <u>また、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の事項についてテレビ、ラジオ、新聞等を通じて広報を行うほか、広報車等により直接当該地域への周知を図る。</u></p> <p><u>a 停電に関する広報</u> <u>停電による社会不安除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。</u></p> <p><u>b 公衆感電事故防止に関する広報</u> <u>公衆感電事故を防止するため、特に次の事項について広報を行う。</u></p> <p><u>i 無断昇柱、無断工事をしないこと</u></p> <p><u>ii 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東北電力株式会社青森支店、東北電力ネットワーク株式会社青森支社に通報すること</u></p> <p><u>iii 断線垂下している電線に絶対触らないこと</u></p> <p><u>iv 送・配電線及びその他の電気工作物に接近している樹木を伐採するときは、速やかに東北電力株式会社青森支店、東北電力ネットワーク株式会社青森支社に連絡すること</u></p> <p><u>(3) ガス</u> <u>青森ガス株式会社、八戸ガス株式会社及び一般社団法人青森県エルピーガス協</u></p>	

修正前	修正後	備考
	<p><u>会は、第1章第32節の第2のIIに準じるほか、特に次の措置を講じる。</u></p> <p><u>ア. ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施する。</u></p> <p><u>イ. 災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要がある場合は、需要者及び住民に対し、広報車等により災害に関する各種の情報を広報する。</u></p> <p><u>(4) 通信</u></p> <p><u>指定公共機関である東日本電信電話株式会社（青森支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及びNTTドコモ東北は、第1章第32節の第2のVに準じるほか、特に次の措置を講じる。</u></p> <p><u>ア. 津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源の確保（非常用電源を含む。）に万全を期する。</u></p> <p><u>イ. 地震発生後に通信が輻輳した場合の対策等の措置を講じる。</u></p> <p><u>(5) 放送</u></p> <p><u>日本放送協会（青森放送局）、青森放送株式会社、株式会社青森テレビ、青森朝日放送株式会社、株式会社エフエム青森は、第1章第32節の第2のVIに準じるほか、特に次の措置を講じる。</u></p> <p><u>ア. 放送は、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、大きな揺れを感じたときは、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対して、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。</u></p> <p><u>イ. 県、市その他の防災関係機関と協力し、観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。</u></p> <p><u>ウ. 発災後も円滑な放送を継続できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的内容を定めておく。</u></p>	

修正前	修正後	備考
	<p>8. 交通</p> <p><u>(1) 道路</u></p> <p>ア. <u>交通規制</u></p> <p><u>県警察及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。</u></p> <p>イ. <u>除雪</u></p> <p><u>積雪寒冷地においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等について、除雪体制を優先的に確保する。</u></p> <p><u>(2) 海上</u></p> <p>ア. <u>第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を講じる。</u></p> <p><u>また、津波による危険が予想される場合に安全な海域への船舶の退避等を円滑に実施する措置を講じる。</u></p> <p>イ. <u>港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の避難など、安全確保対策をとるものとする。</u></p> <p><u>(3) 鉄道</u></p> <p><u>東日本旅客（北海道旅客、日本貨物）鉄道株式会社、青い森鉄道株式会社は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運航の停止等の運行上の措置を講じる。</u></p> <p><u>(4) 乗客等の避難誘導</u></p> <p><u>船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定める。</u></p> <p><u>また、計画の作成にあたっては、避難路の凍結等によって避難が困難になることを踏まえ、冬期においても津波からの円滑な避難が確保できるよう配慮する。</u></p>	

修正前	修正後	備考
	<p>9. 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策</p> <p><u>(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設</u></p> <p><u>市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は、概ね次のとおりとする。</u></p> <p><u>なお、具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。</u></p> <p><u>ア. 各施設に共通する事項</u></p> <p><u>(ア) 津波警報等の入場者等への伝達</u></p> <p><u>海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。</u></p> <p><u>(イ) 入場者等の避難のための措置</u></p> <p><u>(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</u></p> <p><u>(エ) 出火防止措置</u></p> <p><u>(オ) 水、食料等の備蓄</u></p> <p><u>(カ) 消防用設備の点検、整備</u></p> <p><u>(キ) 非常用発電装置の整備、防災情報ネットワーク、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</u></p> <p><u>イ. 個別事項</u></p> <p><u>(ア) 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のために必要な措置</u></p> <p><u>(イ) 学校、高等技術専門学校、研修所等にあつては、当該学校等が、所在市町村の定める津波避難対象地域にあるときは、避難誘導のための必要な措置</u></p> <p><u>(ウ) 保護を必要とする生徒等がいる学校等にあつては、これらの者に対する保護の措置</u></p> <p><u>(エ) 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のために必要な措置</u></p> <p><u>(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</u></p>	

修正前	修正後	備考
	<p><u>ア. 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、上記（１）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。</u></p> <p><u>（ア） 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保</u></p> <p><u>（イ） 無線通信機等通信手段の確保</u></p> <p><u>（ウ） 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</u></p> <p><u>（３） 地震発生時の緊急点検及び巡視</u></p> <p><u>地震発生時には津波襲来に備え、緊急点検及び巡視を実施する。</u></p> <p><u>（４） 工事中の建築等に対する安全確保上実施すべき措置</u></p> <p><u>工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置を実施する。</u></p> <p>10. 迅速な救助</p> <p><u>（１） 市は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制は、第1章第11節「消防」に準じる。</u></p> <p><u>（２） 市は、県と協力して「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。</u></p> <p><u>（３） 市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。</u></p> <p><u>（４） 市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。</u></p>	

修正前	修正後	備考
	<p style="text-align: center;">第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項</p> <p>1. 資機材、人員等の配備手配</p> <p>(1) 物資等の調達手配</p> <p>ア. <u>地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。</u></p> <p>イ. <u>市は、県に対して管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。</u></p> <p>(2) 人員の配備</p> <p>市は、<u>人員の配備状況を県に報告する。</u></p> <p>(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置</p> <p>ア. <u>防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。</u></p> <p>イ. <u>機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。</u></p> <p>2. 他機関に対する応援要請</p> <p>(1) <u>市が災害応急対策の実施のために必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、青森市地域防災計画【資料・様式編】第1章【資料4-3】とおおりである。</u></p> <p>(2) <u>市長は、必要があると認めるときは、上記(1)に掲げる応援協定に従い応援を要請する。</u></p> <p>(3) <u>市長は、必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣の要請を求める。</u></p> <p>ア. <u>災害の状況及び派遣を要請する事由</u></p> <p>イ. <u>派遣を希望する期間</u></p>	

修正前	修正後	備考
	<p><u>ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容</u></p> <p><u>エ. その他参考となるべき事項</u></p> <p><u>なお、派遣活動の内容は、おおむね次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 被害状況の把握</u></p> <p><u>(イ) 避難の援助</u></p> <p><u>(ウ) 遭難者等の捜索救助</u></p> <p><u>(エ) 水防活動</u></p> <p><u>(オ) 消防活動</u></p> <p><u>(カ) 道路又は水路の啓開、障害物の除去</u></p> <p><u>(キ) 応急医療、救護及び防疫</u></p> <p><u>(ク) 人員及び物資の緊急輸送</u></p> <p><u>(ケ) 給食及び給水</u></p> <p><u>(コ) 救援物資の無償貸付、譲与</u></p> <p><u>(サ) 危険物の保安又は除去</u></p> <p><u>(シ) その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置</u></p> <p><u>(4) 市は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、県を通じた消防庁、代表消防機関及び警察庁等との連絡体制を整備するとともに、活動拠点を確保するなど受入体制の確保に努める。</u></p> <p><u>第5節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき 防災対応に関する事項</u></p> <p><u>1. 北海道・三陸沖後発地震注意情報等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等</u></p> <p><u>(1) 北海道・三陸沖後発地震注意情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「北海道・三陸沖後発地震注意情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制については、第1章第3節「津波警報等・地震情報等</u></p>	

修正前	修正後	備考
	<p><u>の収集及び伝達」に定めるところに準じる。</u></p> <p><u>(2) 市は、防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行えるよう留意する。なお、地域住民等に対する北海道・三陸沖後発地震注意情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。</u></p> <p><u>(3) 市は、状況の変化等に応じて、北海道・三陸沖後発地震注意情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、当該措置を反復継続して行うよう努める。また、外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。</u></p> <p><u>(4) 市災害対策本部等の設置運営方法等については、第1章第1節「青森市災害対策本部」及び同第2節「動員計画」に定めるところに準じる。</u></p> <p>2. 北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された後の周知</p> <p><u>地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について、第1章第6節「災害広報・情報提供」に準じて周知する。</u></p> <p>3. 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p><u>市は北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。</u></p> <p>4. 市のとるべき措置</p> <p><u>市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日ごろからの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備</u></p>	

修正前	修正後	備考
	<p><u>え等の防災対応をとる旨を呼びかける。</u></p> <p><u>また、市における日ごろからの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。</u></p> <p><u><後発地震に対して注意する措置></u></p> <p><u>(1) 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日ごろからの地震の備えの再確認</u></p> <p><u>(2) 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え</u></p> <p><u>(3) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速に避難するための備え</u></p> <p><u>(4) 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6節 防災訓練に関する事項</u></p> <p><u>防災訓練については、青森市地域防災計画【総則・災害予防計画編】第2章第1部第2節「防災訓練」に準じるほか次の事項に配慮したものとする。</u></p> <p><u>市は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。</u></p> <p><u><防災訓練にあたって留意すべき事項></u></p> <p><u>(1) 積雪寒冷地特有の課題を踏まえた訓練や、市、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう配慮する。</u></p> <p><u>(2) 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女双方及び性的マイノリティの視点に留意し、それぞれのニーズの違い等に十分配慮するよう努める。</u></p>	

修正前	修正後	備考
	<p>(3) <u>想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の市町村等との連携を図ることに努める。</u></p> <p>(4) <u>防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p> <p>1. 市職員等に対する教育</p> <p><u>市は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。</u></p> <p>(1) <u>地震・津波に関する一般的な知識</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>以下のような津波に関する正しい知識やとるべき行動の周知徹底を図る。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ア. 海岸付近で大きな揺れを感じたらまず避難するべきであり、海岸へ近づかないこと</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ. 津波は必ず引き波で始まるものではないこと</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ウ. 津波の第1波が必ずしも最大のものではないこと</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>エ. 大きな津波は長時間継続すること</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>オ. 津波地震など、揺れのわりに大きな津波が襲来する可能性があること</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>カ. 津波警報等が解除されるなど安全が確認できるまでは避難行動を続ける必要があること</u></p> <p>(2) <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p> <p>(3) <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u></p> <p>(4) <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p>(5) <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</u></p> <p>(6) <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周</u></p>	

修正前	修正後	備考
	<p><u>辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</u></p> <p><u>(7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題</u></p> <p>2. 地域住民等に対する教育・広報</p> <p><u>市は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。</u></p> <p><u>(1) 地震・津波に関する一般的な知識</u></p> <p><u>以下のような津波に関する正しい知識やとるべき行動の周知徹底を図る。</u></p> <p><u>ア. 海岸付近で大きな揺れを感じたらまず避難するべきであり、海岸へ近づかないこと</u></p> <p><u>イ. 津波は必ず引き波で始まるものではないこと</u></p> <p><u>ウ. 津波の第1波が必ずしも最大のものではないこと</u></p> <p><u>エ. 大きな津波は長時間継続すること</u></p> <p><u>オ. 津波地震など、揺れのわりに大きな津波が襲来する場合があること</u></p> <p><u>カ. 津波警報等が解除されるなど安全が確認できるまでは避難行動を続ける必要があること</u></p> <p><u>(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p> <p><u>(3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p><u>(4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>(5) 正確な情報の入手方法</u></p> <p><u>(6) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容</u></p>	

修正前	修正後	備考
	<p><u>(7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</u></p> <p><u>(8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</u></p> <p><u>(9) 地域住民等自らが実施し得る、最低3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</u></p> <p><u>(10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</u></p> <p><u>(11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品</u></p>	